

事 務 連 絡
平成24年11月22日

都道府県労働局労働基準部
労 災 補 償 課 長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労 災 管 理 課 総 務 担 当 補 佐

平成24年度全国労災補償課長会議の開催について

○ 標記について、下記のとおり開催することとしましたのでお知らせいたします。
詳細につきましては、後日別途ご案内いたします。
なお、全国労働保険徴収主務課室長会議は別途開催される予定です。

記

- 1 日 時 平成25年2月6日(水)
(議事次第は未定)
- 2 場 所 中央合同庁舎第5号館2階・講堂
- 3 対象者 労災補償課長及び随行者
(随行者は、原則として1名といたします。)
-

【連絡先】労災補償部労災管理課総務係
担当：秋葉、西川
電話 03(5253)1111(代表)(内線5434)
03(3502)6743(直通)

平成24年度全国労災補償課長会議資料

○資料Ⅰ 労災保険業務課長説明資料

資料Ⅰ — 1 「端末更改のスケジュール等」

資料Ⅰ — 2 「未処理事案リスト」

○資料Ⅱ 主任中央労災補償監察官説明資料

「平成24年度中央労災補償業務監察結果報告書」

○資料Ⅲ 労災保険財政数理室長説明資料

資料Ⅲ — 1 「平成23年度 労災保険経済の状況」

資料Ⅲ — 2 「労災保険制度における積立金について」

○資料Ⅳ 補償課職業病認定対策室長説明資料

資料Ⅳ — 1 「印刷業における胆管がんに関する労災請求状況」

資料Ⅳ — 2 「脳・心臓疾患事案処理状況（平成24年12月末現在）」

資料Ⅳ — 3 「精神障害事案処理状況（平成24年12月末現在）」

資料Ⅳ — 4 「石綿関連疾患処理状況（平成24年12月末現在）」

資料Ⅳ — 5 「業務上疾病の労災補償状況調査結果（平成23年度）」

○資料Ⅴ 補償課労災保険審理室長説明資料

資料Ⅴ — 1 「審査請求事案・労災事件訴訟関係統計」

資料Ⅴ — 2 「平成24年度（ ）主要判決一覧」

資料Ⅴ — 3 「文書提出命令申立一覧」

資料Ⅴ — 4 「行政不服審査法に基づく審査請求一覧」

○資料Ⅵ 労災保険業務課システム最適化推進室長説明資料

資料Ⅵ — 1 「ゆうちょ銀行振込対応について」

資料Ⅵ — 2 「労災レセプト電算処理システムの概要」

○資料Ⅶ 労災管理課総務担当補佐説明資料

資料Ⅶ — 1 「労災保険給付等の支払事務の局集中化について（各局意見の概要）」

資料Ⅶ — 2 「労災保険調査員（仮称）の設置について」

○資料Ⅷ 労災管理課企画担当補佐説明資料

資料Ⅷ — 1 「労働者でない者の業務上の負傷等に係る健康保険と労災保険の適用関係について」

資料Ⅷ — 2 「「自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る特別加入の取扱いについて（通知案）」の概要」

資料Ⅷ — 3 「労働者災害補償保険法第8条の2第1項第2号の規定に基づく休業補償給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の一部改正について」

- 資料Ⅶ — 4 「健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等の実施状況（平成24年度上期）」
- 資料Ⅶ — 5 「健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等の実施状況（平成23年度上期）」

○資料Ⅸ 労災管理課主計担当補佐説明資料

- 資料Ⅸ — 1 「平成25年度 歳入歳出概算決定額総表（労災勘定）」
- 資料Ⅸ — 2 「労災保険経済概況」
- 資料Ⅸ — 3 「社会復帰促進等事業費及び事務費予算額の推移」
- 資料Ⅸ — 4 「社会復帰促進等事業費の推移（17年度～25年度）について」
- 資料Ⅸ — 5 「社会復帰促進等事業等に要する費用について」
- 資料Ⅸ — 6 「社会復帰促進等事業一覧」

○資料Ⅹ 補償課業務担当補佐説明資料

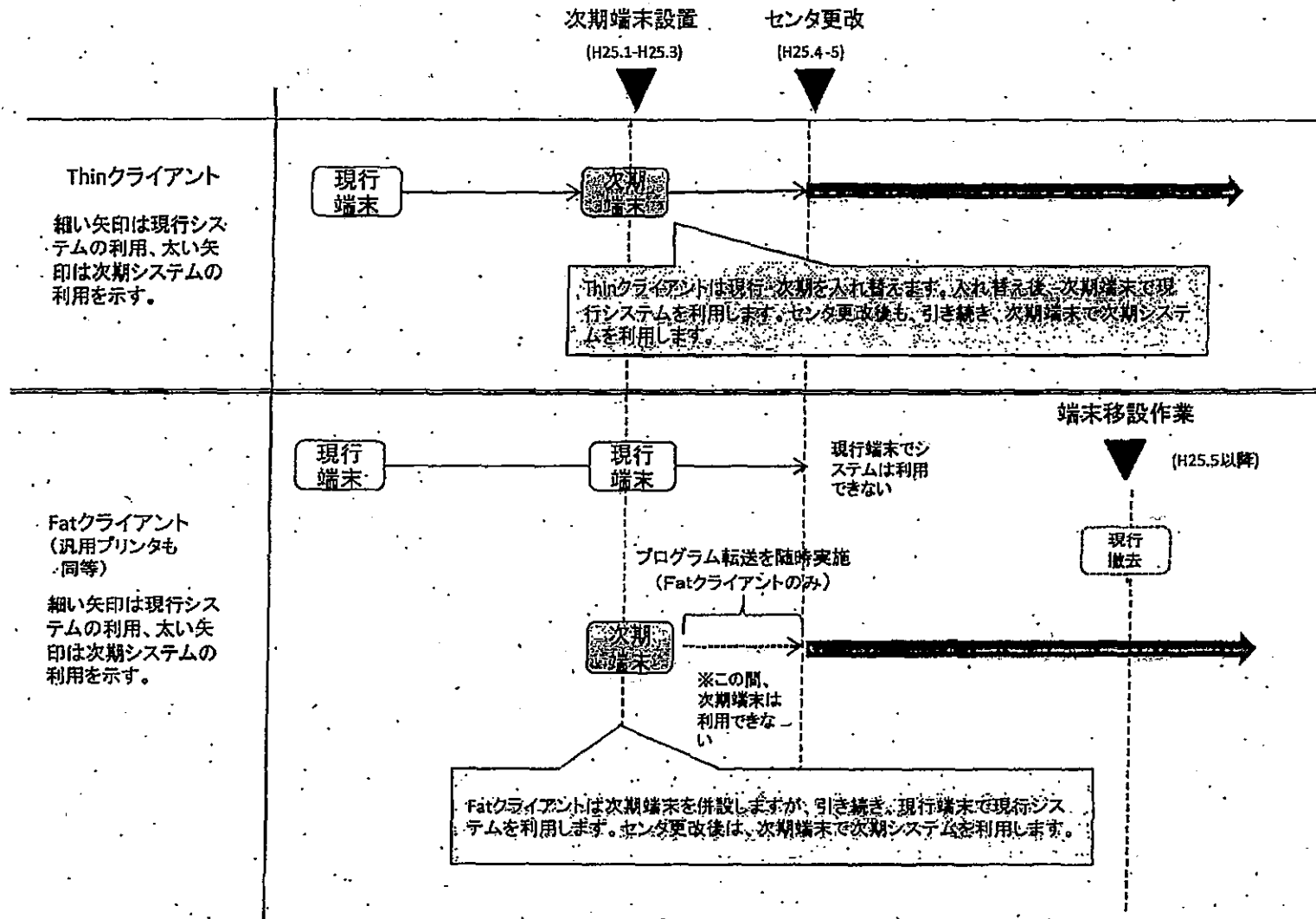
「平成25年度留意通達（案）」

○資料Ⅺ 補償課医療福祉担当補佐説明資料

- 資料Ⅺ — 1 「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議」のフォローアップ決議（抜粋）」
- 資料Ⅺ — 2 「労災診療費に係る重点審査について（平成21年2月20日付け基労補発第0220003号）」

勞 災 保 險 業 務 課 長
説 明 資 料

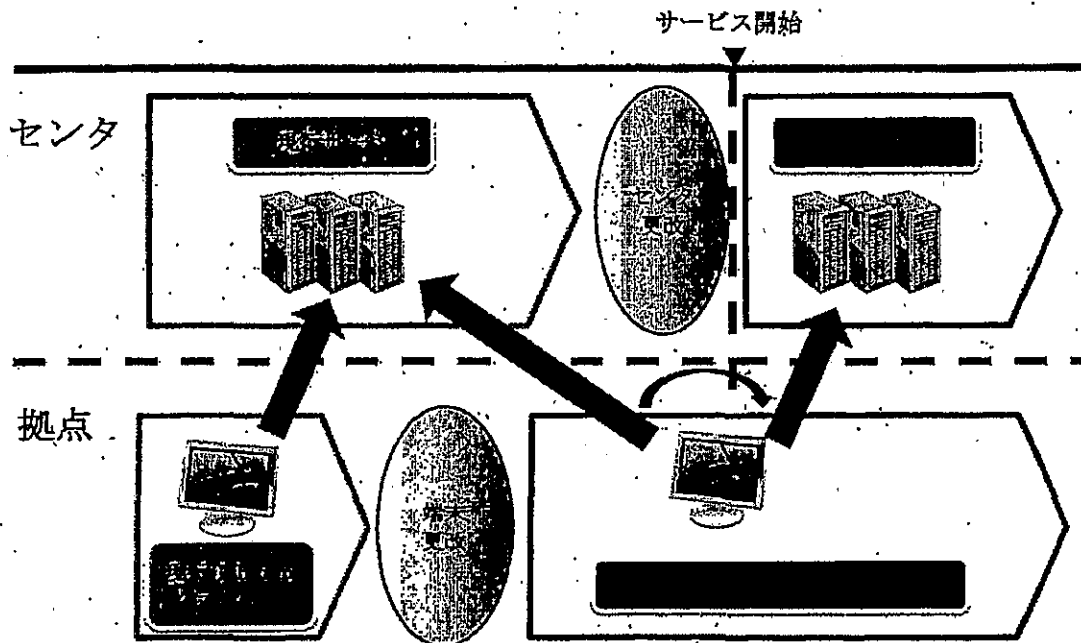
端末更改のスケジュール



端末更改のイメージ

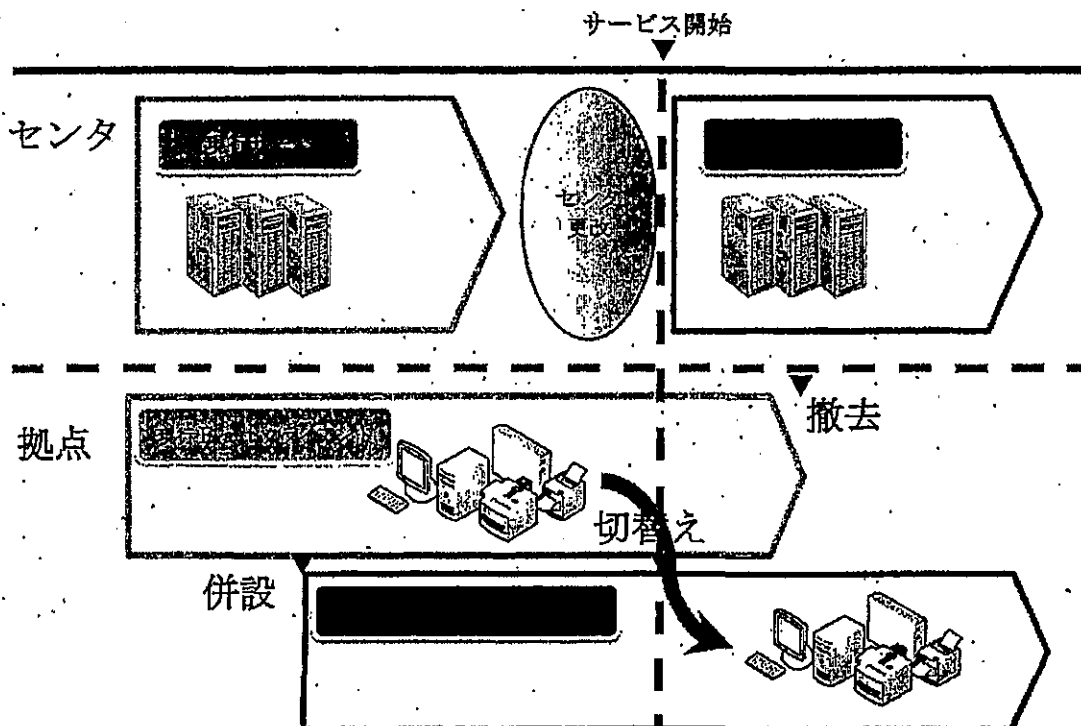
1 Thinkクライアント

次期端末を設置した直後から次期端末を使い続けられ、移行期間はなく端末の更改となります。



2 Fatクライアント等

センタ更改までに、次期端末を併設し、サービス開始後に現行端末を撤去します。
併設後に、本設置を行います。



未処理事案リスト

療養の給付等

帳票名	出力場所	出力時期		出力方法	出力内容	事務処理	手引掲載頁
①未処理事案リスト(5号)	労働局 監督署	支払処理時	診療費データ締切日の前日	コマンド配信	給付保留を入力したもの又は療養の給付請求書を入力した結果エラー保留に該当した場合、給付保留又はエラー保留が解消されないまま入力年月日から1箇月以上経過したデータの内容を印書する。	未処理原因を確認し、早期に保留を解消させること。	短期給付業務編 112頁
②保留区分入力一覧表	労働局 監督署	支払処理時	診療費データ締切日の前日	コマンド配信	基本情報修正票で保留区分に「1」(全レセプト保留)か「3」(全給付保留/給付保留)が入力されている被災者又は療養の給付請求書で保留区分に「1」(全レセプト保留)か「3」(全給付保留)か「3」(全給付保留/給付保留)が入力されている被災者を対象に、決議又は保留解除を行わないまま請求入力されてから1箇月以上経過した請求書情報を労働保険番号の順に印書する。	未処理原因を確認し、早期に決議又は保留解除させること。	短期給付業務編 114頁

療養の費用

帳票名	出力場所	出力時期		出力方法	出力内容	事務処理	手引掲載頁
①未処理事案リスト(費用)	監督署	支払処理時	費用データ締切日の前日	コマンド配信	未処理状態(エラー保留、局保留、給付保留)の被災労働者を特定するために出力する。	未処理原因を確認し、早期に保留を解消させること。	短期給付業務編 343頁

休業

帳票名	出力場所	出力時期		出力方法	出力内容	事務処理	手引掲載頁
①未処理事案リスト(休業)	監督署	支払処理時	休業データ締切日の前日	コマンド配信	未処理状態(エラー保留、局保留、給付保留)の被災労働者を特定するために出力する。	未処理原因を確認し、早期に保留を解消させること。	短期給付業務編 456頁
②休業長期受給者リスト	監督署	年次 (12月)	第1開庁日	コマンド配信	翌年の1月1日現在で「傷病年月日」から1年6箇月以上を経過する被災労働者のデータ(休業請求書データが存在する被災労働者)を印書する。	「傷病の状態等に関する報告書・」(則第19条の2)等の参考として利用。	短期給付業務編 461頁
③休業給付と雇用保険の重複受給者チェックリスト	監督署	3・6・9・12月	第2開庁日	コマンド配信	雇用保険システムにおいて休業給付・雇用保険(基本手当)の併用チェックを行った結果を出力。	特になし	短期給付業務編 463頁
④休業受付状況(給付保留台帳)リスト	監督署	支払処理時	休業データ締切日の前日	コマンド配信	受け付けた請求書のうち、決議前又はエラー保留となっている情報を出力。	未処理原因を確認し、早期に決議等の処理を行わせること。	短期給付業務編 465頁

不処理手帳リスト

アフターケア						
帳票名	出力場所	出力時期		出力方法	出力内容	事務処理
①未処理事案リスト(手帳)	管轄局	支払処理時	委託費データ締切日の前日	コマンド配信	未処理状態の被災労働者を特定するために出力する。	未処理原因を確認し、早期に決議等の処理を行わせること。
②健康管理手帳未更新対象者リスト	管轄局	3・6・9・12月	第2開庁日	コマンド配信	手帳の有効期限が経過したにも係わらず、手帳の更新手続きを行わない対象者の一覧を出力。	未処理原因を確認し、早期に更新等の処理を行わせること。
③未処理事案リスト(通院費)	管轄局	支払処理時	通院費データ締切日の前日	コマンド配信	未処理状態の被災労働者を特定するために出力する。	未処理原因を確認し、早期に決議等の処理を行わせること。
二次健康診断等給付						
帳票名	出力場所	出力時期		出力方法	出力内容	事務処理
①未処理事案リスト(二次健診)	管轄局	月次及び支払処理時	第2開庁日及び二次健データ締切日の前日	コマンド配信	未処理状態(エラー保留、給付保留、重複保留、成消保留)の被災労働者を特定するために出力する。	未処理原因を確認し、早期に保留を解消させること。

アフターケア業務編
71頁

アフターケア業務編
74頁

アフターケア業務編
206頁

二次健康診断等給付業務編
120頁

未処理事案リスト

年金・一時金

帳票名	出力場所	出力時期		出力方法	出力内容	事務処理	手引掲載頁
①厚年等未調整・厚年等年額未登記リスト	監督署	月次	毎月初	コマンド配信	厚生年金等が未調整及び厚生年金等の年額の登記が行われていないものについて出力する。	同一の事由による厚生年金等の受給の有無や厚生年金等の裁定通知書の内容を確認し、早期に厚年等調整コードの入力や厚年等年額の登記を行わせること。	年金・一時金編 IV-2-3頁
②失権差額一時金・未支給年金未処理リスト	監督署	月次	毎月初	コマンド配信	失権差額一時金又は未支給年金が発生し(請求がないため)支給していないものについて出力する。	失権差額一時金又は未支給年金が発生していることから、発生原因を確認するとともに、請求書が提出された場合は必要な処理を行うこと。 また、失権差額一時金及び未支給年金は、発生から5年で請求権が時効消滅するので、請求人に対し請求勧奨を行い、早期に未処理を解消させること。	年金・一時金編 IV-2-8頁
③転給未処理リスト	監督署	月次	毎月初	コマンド配信	失権し、転給が入力されていないものについて出力する。	転給未処理事案が発生していることから、発生原因を確認するとともに、転給等請求書が提出された場合は必要な処理を行い、早期に未処理を解消させること。	年金・一時金編 IV-2-14頁
④厚年情報照合リスト	監督署	年次	毎年9月	コマンド配信	日本年金機構が保有する厚生年金等の受給権者情報と照合し、不一致となった事案を出力する。	不一致事案については、定期報告書及び年金ファイル等の内容の点検等により、当該事案に係る労災年金受給権者の厚生年金等の受給状況について確認のうえ、変更処理等を行わせること。	年金・一時金編 IV-2-20頁
⑤被災者別未処理事案リスト(局用)	労働局	月次	毎月初	コマンド配信	受付年月日から6箇月を経過しても支給・不支給決定がされていない事案を出力する。	早急に調査の上、支給・不支給決定の処理を行わせること。	年金・一時金編 IV-2-26頁
⑥被災者別未処理事案リスト(署用)	監督署	月次	毎月初	コマンド配信	受付年月日から6箇月を経過しても支給・不支給決定がされていない事案を出力する。各監督署の分のみ出力される。	早急に調査の上、支給・不支給決定の処理を行わせること。	年金・一時金編 IV-2-24頁

介護

帳票名	出力場所	出力時期		出力方法	出力内容	事務処理	手引掲載頁
①介護(補償)給付給付保留入力一覧表	監督署	介護の支払期	支払締切日(介護)の前日	コマンド配信	給付保留解除を行わないまま1箇月以上経過したデータについて、被災者ごとに出力する。	給付保留が継続している理由を把握し、早期に給付保留を解除させること。	介護(補償)給付業務編 114頁
②未処理事案リスト(介護)	監督署	介護の支払期	支払締切日(介護)の前日	コマンド配信	介護(補償)給付の請求データのうち、未処理状態(給付保留を含む)のまま1箇月以上決議書入力がないデータについて、被災者ごとに出力する。 (給付保留設定されていない未決議データも出力される)	印書された請求データについて、未処理となっている原因を確認して早期に解消させること。	介護(補償)給付業務編 116頁

業務共通・共通編							
帳票名	出力場所	出力時期		出力方法	出力内容	事務処理	手引掲載頁
①被災者別未処理事案リスト	労働局 監督署	月次	第3開庁日	コマンド配信	各給付において、未処理状態になっている情報を被災者単位で出力する。	未処理原因を確認し、早期に未処理を解消させること。	短期給付業務編 112頁
②支払不能一覧	労働局	日次	支払日翌日以降、ADAMSから支払不能又は訂正不能データを受信した場合に配信	コマンド配信	ADAMS連携により本省払いを行った支払データについて、支払不能又は訂正不能となった場合に地方局署で不意込み先口座番号等の訂正を行うための振込先口座情報を出力する。	速やかに振込先口座番号を確認し、「労災指定病院等登録(変更)報告書」、「指定薬局・指名機関登録(変更)報告書」及び「短期給付共通項目入力(変更)帳票」等により訂正させること。	業務共通・共通編 Ⅲ-4-(1)-1頁
③振込不能未対応リスト	労働局	日次	対象データがある場合、毎日配信	コマンド配信	ADAMS連携により本省払いを行った支払データについて、「支払不能一覧」に出力後7日を超えて振込先口座情報が訂正されていないものを出力する。	速やかに振込先口座番号を確認し、「労災指定病院等登録(変更)報告書」、「指定薬局・指名機関登録(変更)報告書」及び「短期給付共通項目入力(変更)帳票」等により訂正させること。	業務共通・共通編 Ⅲ-4-(2)-1頁
④債権確認書未入力リスト	監督署	月次	債権確定月次処理翌日に配信	コマンド配信	「債権確認書」が出力済みでありながら「債権確認書」が未入力である回収情報を、回収決議単位で出力する。なお、本帳票は短期給付、一時金の債権(「債権確認書」で入力された債権)のみを対象とし、年金給付の債権に関しては別の帳票「債務者登録票未入力リスト」で確認すること。	未処理原因を確認し、早期に決議等の処理を行わせること。	業務共通・共通編 Ⅳ-7-(2)-1頁
⑤債務者登録票未入力リスト	監督署	2,4,6,8,10,12月	年金の債権確定月次処理時に配信	コマンド配信	債権選択されている年金債権のうち、「債務者登録票」にて債務者の入力が行われていない年金債権のリストを出力する。	各署にて未入力の債務者登録票と一致するか確認し、入力可能な債務者登録票を入力させること。	業務共通・共通編 Ⅳ-7-(3)-1頁

表示例

被災者別未処理事案リスト (労災保険業務機械処理事務手引 短期給付業務編 112 頁)

(例)

被災者別未処理事案リスト (短期)

01 府 (北海道) 01 署 (札幌中央)
氏名 (カナ) / 労働者の氏名 (カナ)
労働者の氏名 (カナ)

労働保険番号
(年金証書番号)

生年月日

傷病年月日 /
二次傷診受診年月日

受付年月日

三省

未処理期間

請求書種別

備考

ロウタイ ケロウ	01101610001001	昭和18年 7月 5日	平成20年 6月 23日	平成22年 8月 12日	労 災	25ヶ月 8	8	8
ロウタイ シロウ	01101610001002	昭和48年 7月 11日	平成21年 2月 17日	平成22年 8月 13日	自 賠	25ヶ月 5	7(1)-4	8
ロウタイ サブ・ロウ	01101610001003	昭和43年12月 26日	平成 7年 3月 20日	平成22年 9月 14日	その他	24ヶ月	16-6	

未処理となっている告示様式番号を表示する。

「8」は休業を表しており、この場合は、休業請求書3件が未処理であることを表している。

未処理期間は、受付日からリスト作成日までの期間を表しており、「16-6」は「休業(通勤災害)」の請求書が「24ヶ月」未処理となっていることを表している。

未処理事案リスト (労災保険業務機械処理事務手引 短期給付業務編 456 頁)

(例)

未処理事案リスト

休業

「未処理事案リスト(休業)」を例示している。
未処理状態や原因を確認するためのリストとなっており、他に「療養の給付」、「費用」、「手帳」、「二次健診」、「通院費」、「介護」の給付種類毎に出力される。

01 局 (北海道) 01 署 (札幌中央)																							
No	労働保険番号/ 年金証書番号/ 健康管理手帳番号	生年月日	傷病年月日/ 二次健診受診年月日	氏名 (カナ) / 労働者の氏名 (カナ)	データ受付番号	請求書入力年月日/ 決議書出力年月日	未処理状態	未処理原因	業通	三者	特加												
1	01101610001001	S45.12. 5	H24. 9.11	ロウサイ タロウ	04120120809000489927	H24. 8. 9	給付保留		1	6	3												
2	01101610001002	S50. 1. 7	H24. 9. 3	ロウサイ ショウ	04120121019011839674	H24.10.19	成消保留		3	5	2												
3	01101610001003	S39. 2.25	H 7. 3.20	ロウサイ ショウ	04120121213001364489	H24.12.13	エラー保留 IT_21002		1														
4	01101610001004	S30. 7.30	H22.12. 4	ロウサイ ショウ	04120110205000480019	H23. 2. 5	回収決議待ち		1														

休業長期受給者リスト (労災保険業務機械処理事務手引 短期給付業務編 461 頁)

(例)

休業長期受給者リスト

01 局 (北海道) 01 署 (札幌中央)

No	労働者氏名 (カナ)	労働保険番号	生年月日	傷病年月日	総休業期間	新・擬支払日	最新支払日
1	ロウイ タロ	01101610001001	昭和18年 7月 5日	平成20年 5月23日	平成20年 5月23日-平成24年10月31日		平成24年11月16日
2	ロウイ シロ	01101610001002	昭和48年 7月11日	平成23年 2月17日	平成23年 2月17日-平成24年11月14日		平成24年11月30日
3	ロウイ タロ	01101610001003	昭和43年12月26日	平成 7年 3月20日	平成12年 5月 9日-平成24年10月26日		平成24年11月22日

厚年等未調整・厚生等年額未登記リスト (労災保険業務機械処理手引 年金・一時金編 IV-2-3 頁)

***** 厚年等未調整・厚生等年額未登記リスト *****

平成 24 年 3 月 8 日 1 ページ

管轄局署 11-01

※厚年等未調整ですので、調査の上入力してください。

年金証書番号 115909002

受給権者氏名 労 災 太 郎

支給事由発生年月日 平成 23 年 5 月 8 日

厚年等調整コード 1 : 調査中

厚年等年金証書番号 11502298761450

当該メッセージについては、未調整内容に
応じ、該当するメッセージが出力される。

失権差額一時金・未支給年金未処理リスト (労災保険業務機械処理手引 年金・一時金編IV・2・8頁)

**** 失権差額一時金・未支給年金未処理リスト ****

平成24年3月1日 1ページ

管轄局署 13-01

☆失権差額一時金及び未支給年金が発生しています。

発生している未処理理由に応じ、
メッセージが出力される。

年金証書番号 133900002

受給権者氏名 労災 太郎

転帰年月 平成23年12月

失権差額一時金(年金) 3,456,789円

(特年) 234,567円

未支給(年金) 1,111,111円

(特年) 230,123円

(援護費) 432,763円

転帰年月から5年以上経過したものは時効により請求できないことから、
5年以上経過した事案があれば、業務
課に連絡すること。

転給未処理リスト (労災保険業務機械処理手引 年金・一時金編 IV-2-14 頁)

***** 転給未処理リスト *****

平成24年3月1日 1ページ

管轄局署 01-01

☆転給未処理状態が発生していますので、
必要に応じて処理してください。

年金証書番号 015900002

枝番 11

失権者氏名 労災 太郎

失権年月日 平成23年12月12日

失権事由 3-18歳失権

転給予定者枝番 12 13 14 15

失権後5年以上経過した年金
の受給権は時効消滅するため、
早期に解決すること。5年以上
経過した事案があれば、業務課
に連絡すること。

厚年情報照合リスト (労災保険業務機械処理手引 年金・一時金編 IV-2-20 頁)

印書日：平成 23 年 10 月 3 日

厚年情報照合リスト (7月～12月)

13 局 06 署

被災者の生年月日により、「1 月～6 月」
または「～12 月のどちらかに出力が振り
分けられる。

照合結果 種別	労災年金番号/ 基礎年金番号・年金 コード	被災者氏名 (カナ) (遺族) 受給者氏名 (カナ)	被災者生年月日 (遺族) 受給者生年月日	一 種 厚年等 二 種 種別	厚年等年額	調査開始 年月	郵便番号・住所	TEL	事案概要
No									
1	不一致	135855963-02	シメイ ミトウロク ロウサイ アケミ	T6.12.25 S6.12.08	*未加入	S60.2	177-0044 03-3920-3311 東京都練馬区上石神井 4-8-4		*種別年額誤り
					不一致である場合「*」を出力				種別年額誤りのうち、非調整中の ものに「*」を出力 (過誤払いの 可能性がある)
		2125678902-0430		T6.12.25	1 ※旧厚年	944,000	H18.4	193-9877	
		2125678902-0430	ロウサイ アケミ	S6.12.08	旧厚年	944,000	H19.4	ハチオウジシ ダイマチ 8-3	老齢可能性有
		2125678902-0430			旧厚年	944,000	H20.4	ケアハウス ニシハチ 5 0 3	
		2125678902-0430			旧厚年	944,000	H21.4		
		2125678902-0430			旧厚年	944,000	H22.4		
		2125678902-0430			旧厚年	944,200	H23.4		
* 2	不一致	135925918-02	ネリマ タケジ ネリマ ミドリ	T4.10.11 S6.10.20	1 新厚年	* 55,700	H18.4	165-0098 中野区 哲学堂 1-3-2	年額誤り
		8050789888-1450	ネリマ タケジ	T4.9.11	1 新厚年	74,000	H21.4		
		8050789888-1450	ネリマ ミドリ	S6.7.20	新厚年	74,000	H22.4	ナカノク テツガクドウ	老齢可能性有
		8050789888-1450			新厚年	74,000	H23.4	1-3-2	

リスト出力が
初回の場合
「*」を出力

被災者別未処理事案リスト（局用）

（労災保険業務機械処理手引 年金・一時金編 IV-2-26 頁）

1 頁

平成 24 年 3 月 1 日

被災者別未処理事案リスト（年金）

13 局 09 署

局には、署に出力された被災者別未処理事案リストが集約されて出力される。

被災者（請求人）氏名	労働保険番号	被災者生年月日	傷病年月日	受付年月日	三者	未処理期間	請求書種類	備考
労災 太郎	13109223344-000	昭和 52 年 7 月 23 日	平成 23 年 5 月 12 日	平成 23 年 6 月 6 日	自 賠	8 ヶ月	12-00、16-00	
労災 次郎	13109240123-000	平成 4 年 6 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 8 月 4 日		6 ヶ月	10-00、00-10	

当該被災労働者に係る最古の年金・一時金
に係る未処理期間を印字する。

署計 2 件

局計 18 件

介護（補償）給付給付保留入力一覧表（労災保険業務機械処理手引 介護（補償）給付業務編 114 頁）

介護（補償）給付給付保留入力一覧表

01 局（北海道） 01 署（札幌中央）

No	被災者氏名（カナ）	年金証書番号	給付保留入力年月日
1	ロウサイ タロウ	013090101	平成 23 年 10 月 21 日
2	ロウサイ ハナコ	013090808	平成 23 年 11 月 2 日

以上 給付保留件数 2 件

債権確認書未入力リスト (労災保険業務機械処理手引 業務共通・共通編 IV-7- (2) -1 頁)

債権確認書未入力リスト

取得基準年月日 平成24年5月1日 ～ 平成24年5月25日

処理年月日 平成24年 5月25日

01局 (北海道)

01札幌中央労働基準監督署

給付種別 休業

1 ページ

No	対象者氏名	データ受付番号	追回番号	指定機関番号	労働保険番号	年金証書番号	健康管理手帳番号	まとめ
		生年月日 傷病年月日 支払年月日	二次検診受診年月日 決定年月日 支払方法	給付種別内訳	支払金額	正当金額	徴定金額	
1	休業 太郎	03120111128000000839	01		01101123456000			0
		S50. 8. 5						
		H23. 3. 7	H23. 11. 28	保険給付費	251,396	183,532	67,864	
		H23. 5. 16	振込					
2	休業 次郎	03120111128111122839	01		01101123465000			0
		S50. 8. 5						
		H23. 3. 7	H23. 11. 28	保険給付費	100,000	65,000	35,000	
		H23. 5. 16	振込					
				合計 2 件	351,396	83,332	102,864	

債務者登録票未入力リスト (労災保険業務機械処理手引 業務共通・共通編 IV-7- (3) -1 頁)

債務者登録票未入力リスト

処理年月日 平成24年5月8日
1 ページ

管轄局署 13-01

債権が発生していますので、調査の上

債務者の住所・氏名等を入力して下さい。

年金証書番号 133999989

受給権者氏名 年金 太郎

変更等決定年月日 平成24年5月24日

債権発生支払期 平成24年6月

主任中央労災補償監察官
説明資料

平成24年度

○ 中央労災補償業務監察結果報告書

○

厚生労働省労働基準局

目 次

平成24年度 中央労災補償業務監察結果の概要	1
------------------------------	---

第1 労災保険給付事務の迅速・適正処理状況

1 基本的な事務処理の徹底状況

(1) 署における状況	2
(2) 局における状況	4

2 長期未決事案の処理状況

(1) 署における事務処理状況	6
(2) 局における事務処理状況	7

3 費用徴収及び第三者行為災害に係る事務処理状況

(1) 費用徴収に係る事務処理状況	8
(2) 第三者行為災害に係る事務処理状況	9

4 石綿関連疾患事案の取扱状況

5 労災診療費の適正処理状況

6 審査請求事案の処理状況

(1) 審理状況の把握及び進行管理	10
(2) 請求人への説明状況	10

第2 地方労災補償業務監察の状況

1 監察方針及び監察計画の策定状況

2 監察の実施状況

3 監察実施後の措置

4 監察結果報告書の活用

第3 職員研修の実施状況

1 署管理者に対する研修

2 新任職員に対する研修

平成24年度 中央労災補償業務監察 実施労働局及び労働基準監督署	15
--	----

平成24年度 中央労災補償業務監察結果の概要

平成23年度の労災保険給付の新規受給者数は約61万人と前年度比で約4万人の増加となった。

その請求内容をみると、石綿関連疾患事案の請求件数は、ほぼ横ばいの傾向にあるものの、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案が増加傾向にあるなど事実調査に多大な業務量を要する複雑困難事案は、依然として高い水準で推移している状況にある。一方で、労災補償業務に携わる職員数は年々減少していることもあり、労災補償行政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況となっている。

このような中、被災労働者等に対する保険給付を適正に実施し、その迅速かつ公正な保護を図るためには、都道府県労働局(以下「局」という。)と労働基準監督署(以下「署」という。)とが連携して効率的かつ計画的な業務の実施を一層徹底し、労災補償行政を巡る状況変化に即応した業務運営の改善及び推進に努めることが重要である。

このため、平成24年度は、25局38署に対して実地監察を行い、各局が策定した労災補償業務実施要領等(以下「局業務実施計画」という。)に則り、長期未決事案の発生防止とその早期解消のために局及び署が実施すべき事項を着実に実施しているか、費用徴収事案に対して適正な徴収決定及びその後の進行管理を行っているか、リスク評価に基づく外部電磁的記録媒体等の管理などの基本的な事務処理を適正に行っているか、等を重点に監察した。

監察の結果、長期未決事案の発生防止とその早期解消については、各局とも本省留意通達(平成24年2月23日付け基労発0223第1号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」)で指示された事項を盛り込んだ局業務実施計画を策定し、それに従って署長が担当者等に的確な指示・指導を行い、さらに局が署に対して、適切な指示・支援を行うなど、局と署が役割を分担しながら組織的に取り組んでいる状況がみられた。

しかしながら、局によっては、署管理者が初動調査の遅れや調査等の未着手などの問題についての的確な指示・指導を行っていない、また、局が署に対して局業務実施計画で定めた規定に基づく指示・指導を適切に行っていないなど、内部的要因により長期化している事案もみられたところである。

このため、労災補償行政の遂行が国民への重要な給付の提供を行う行政サービスであることを踏まえ、労働基準部長を始め局署管理者は、改めて、自らその責務を担う者としての基本姿勢と局業務実施計画に基づく業務遂行の重要性を認識し、長期未決事案の新規発生防止と早期解消を図るため、自局の取組状況、問題点を検証の上、局業務実施計画の確実な実施を徹底する必要がある。

また、費用徴収の事務処理については、各局とも処理要領等を策定し、署から該当

の可能性のある事案を漏れなく報告させ、また局においても受付から徴収決定までの事務処理を組織的に管理するなど適切な事務処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、局によっては、局管理者が費用徴収の該当の有無について、速やかに判断をしていない、また、債権管理の進捗状況を組織的に把握していないなどの問題がみられたので、適切な事務処理を徹底する必要がある。

なお、上記の外、リスク評価に基づく外部電磁的記録媒体等の管理、社会復帰促進等事業の進行管理、第三者行為災害に係る求償事務及び債権管理の進行管理などについても、依然として基本的な事務処理を徹底していない状況がみられたので、適切な実施を図るよう指導する必要がある。

第1 労災保険給付事務の迅速・適正処理状況

1 基本的な事務処理の徹底状況

(1) 署における状況

① 審査請求等による取消事案の進行管理

審査請求等により取消しをされた事案については、事務処理の流れを把握できる表を作成し、進捗状況を組織的に管理するとともに、原則として1か月以内の処理に努めなければならないものである。

しかしながら、局によっては、特段の事由もなく、処理が大幅に遅延している状況がみられた。

このため、署管理者は、進捗状況を把握し、的確な進行管理を行う必要がある。

② リスク評価に基づく書類等の管理

ア 労災担当課で使用する外部電磁的記録媒体

外部電磁的記録媒体は、管理者又は補助者が施錠のできる保管庫にて管理するとともに、管理簿を備え付けの上、その使用状況を適正に管理しなければならないものである。

また、外部電磁的記録媒体を廃棄する場合は、管理者を含む複数名で行い、廃棄の期日、廃棄の事跡を管理簿に記載しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 外部電磁的記録媒体が、個人管理となっているもの
- b 外部電磁的記録媒体の管理簿を整備していないもの
- c 外部電磁的記録媒体の廃棄について、次長のみで行っているもの

このため、外部電磁的記録媒体の使用に当たっては、管理者による施錠のできる保管庫での保管、及び管理簿による使用状況の把握を徹底する必要がある。

また、外部電磁的記録媒体の廃棄については、管理者を含む複数名で行うことを徹底する必要がある。

イ 請求書等の書類

重要度が高い書類等は、少なくとも業務終了後、局署の職員が個人的に管理している机等に保管せず、所定の保管場所に保管するとともに、他の文書と混同することを防止する措置を講じなければならないものである。

また、廃棄のための文書の選別は、誤廃棄を防止するため、管理者又は補助者と担当者の複数名で行わなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 処理中の請求書類を所定の保管場所に保管していないもの
- b 労災関係書類の廃棄に当たって、文書の選別を単独で行っているもの

このため、重要度が高い書類等は、所定の保管場所で保管するとともに、他の文書と混同しないよう適切な措置を講じる必要がある。なお、保管場所には施錠することが望ましい。

また、労災関係書類等の廃棄に当たっては、書類等の選別を管理者又は補助者と担当者の複数名で行う必要がある。

ウ 操作カードの管理

操作カードの管理については、操作カード管理者たる署長が施錠可能な金庫等に保管し、適正に管理しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、操作カード管理者でない者が管理している状況がみられた。

このため、操作カード管理者たる署長が管理するという取扱いを徹底する必要がある。

なお、操作カードを貸し出す時は必ず使用目的を確認し、当該業務終了後は、速やかに返却させること。

なお、局によっては、基本的な事務処理に以下のような取組をしている状況が見られた。

- 調査事項・取得資料の洩れ防止、認定基準等に則した一貫性のある判断、調査時間の短縮等を目的に腰痛症、熱中症、地公災の適用などの調査用として、「災害発生状況報告書・災害発生等調査書」（独自様式）を定め活用。
- 処理遅延防止を目的に「保険給付請求書処理簿」のほかに「非入力文書受付

簿」及び「意見書依頼台帳」を作成し、毎月課長が点検。

- 操作カードは、署長室の金庫で管理し、職員が使用する際に、職員の「ネームプレート」と引き替えに操作カードを貸し出す。

(2) 局における状況

① 事務処理体制の検証及び確立

労災補償課長は、毎年度当初において、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成し、当該文書を労働基準部長に提出するとともに、これに基づき日常における業務処理が適正に実施されているか確認しなければならないものである。

また、システム入力により事務処理を行うものについては、職員による不正受給が生じることがないよう、事案担当者以外の者を入力担当者に指定し、当該入力担当者以外の者に入力させないようにしなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を労働基準部長に提出していないもの
- b 事案担当者以外の者を入力担当者に指定していないもの

このため、労災補償課長は、入力担当者を指定するとともに、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を労働基準部長に提出し、けん制体制の確立及び事務処理の適正な実施に努める必要がある。

② 社会復帰促進等事業の進行管理

システムにより管理できない社会復帰促進等事業に係る事務については、「事務処理の流れを把握できる表」を作成し、受付から支払等までの進捗状況を組織的に管理しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 「事務処理の流れを把握できる表」に受付年月日欄を設けていないもの
- b 管理者が進捗状況を定期的に確認していないもの

このため、システムにより管理できない社会復帰促進等事業に係る全ての業務については、受付簿等を整備した上で労災補償課長は月1回以上定期的に点検し、各業務の進捗状況を組織的に管理する必要がある。

③ リスク評価に基づく書類等の管理

ア 労災補償課で使用する外部電磁的記録媒体

外部電磁的記録媒体は、管理者又は補助者が施錠のできる保管庫にて管理す

るとともに、管理簿を備え付けの上、その使用状況を適正に管理しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下の状況がみられた。

- a 外部電磁的記録媒体が、個人管理となっているもの
- b 外部電磁的記録媒体の管理簿が整備されていないもの
- c 分庁舎に貸し出している外部電磁的記録媒体について、管理簿によりその使用状況を適正に管理していないもの

このため、外部電磁的記録媒体の使用に当たっては、管理者（分庁舎にあっては保管管理を指名された者）による施錠のできる保管庫での保管及び管理簿による使用状況の把握を徹底する必要がある。

イ 請求書等の書類

労災関係書類等の廃棄文書の選別は、誤廃棄を防止するため、管理者又は補助者と担当者の複数名で行わなければならないものである。

しかしながら、局によっては、労災関係書類の廃棄に当たって、文書の選別を単独で行っている状況がみられた。

このため、労災関係書類等の廃棄に当たっては、書類等の選別を管理者又は補助者と担当者の複数名で行う必要がある。

ウ 操作カードの管理

操作カードの管理については、操作カード管理者たる労災補償課長が施錠可能な金庫等に保管し、適正に管理しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 操作カード管理者でない労災管理調整官が操作カードを常時保管管理しているもの
- b 一部の操作カードについて、労災補償課長の管理下に置かれていないもの
- c 操作カードを端末操作時以外においても、常時OCRに差し込んだままの状態で使用されているもの

このため、操作カード管理者たる労災補償課長が、操作カードを管理するとともに、操作カードを貸し出す時は必ず使用目的を確認し、当該業務終了後は、速やかに返却させる必要がある。

2 長期未決事案の処理状況

署長を始め局・署の関係職員は、局業務実施計画で定めた長期未決事案対策に係

る処理手順に基づき事務処理を進めなければならないものである。

しかしながら、局によっては、事務処理手順を局業務実施計画に定めているにもかかわらず、その内容が徹底されていないことから、以下のような状況がみられた。

(1) 署における事務処理状況

ア 事案検討会

- a 事案検討会を2か月～9か月にわたり開催していないもの
- b 請求書受付から4か月間事案検討会を開催していないもの

イ 調査計画書等

- a 当初作成した調査計画書について、調査の遅延などにより調査予定時期等を変更しなければならないにもかかわらず、見直しを行っていないもの
- b 初動調査の計画を請求書受付から約3か月後としているもの
- c 複雑困難事案以外の事案で調査計画書を作成していないもの
- d 複雑困難事案以外の事案の調査計画書の作成に当たり、必要な調査項目を予定していない、また完了時期を示していないもの
- e 署長管理事案及び局管理事案については、報告書を局へ提出するとしているにもかかわらず、これを作成していないもの

ウ 処理経過簿

- a 請求書受付から1か月以上経過した事案は、処理経過簿を作成し、決裁しているにもかかわらず、3か月以上経過してから処理経過簿を作成しているもの
- b 署長は、毎月処理経過簿を決裁しているにもかかわらず、これを徹底していないもの
- c 労災課長は、事案処理の都度、決裁しているにもかかわらず、全く決裁していないもの
- d 請求人の申立書や医療機関等への治療歴照会などの初動調査を請求書受付から1か月～10か月後に着手しているもの
- e 調査予定、あるいは局や署管理者の指示事項に対して、3か月～4か月後に着手しているもの

エ 署管理者の指示・指導

- a 署長が、処理状況に応じた調査方法、実施時期等の具体的内容が伴っていない指示を繰り返しているもの
- b 署管理者が、初動調査の遅れや調査等への未着手などの問題を把握してい

るにもかかわらず、的確な指示・指導を行っていないもの

(2) 局における事務処理状況

- a 調査計画書が提出時期を過ぎても提出されていない、あるいは提出された調査計画書の内容が不適當にもかかわらず、指示・指導していないもの
- b 調査の遅延などにより、当初作成した調査計画書の調査予定時期等を変更しなければならないにもかかわらず、見直しの指示をしていないもの
- c 処理経過簿に数か月間にわたり事案検討会開催の記載がないにもかかわらず、開催の確認、指導していないもの
- d 処理経過簿の決裁が徹底されていないにもかかわらず、指導していないもの
- e 処理経過簿の作成遅れを把握しているにもかかわらず、指導していないもの
- f 処理経過簿により初動調査の遅れや調査等への未着手などの処理遅延の状況を把握しているにもかかわらず、具体的な状況の確認、指示をしていないもの
- g 署長が、処理状況に応じた調査方法、実施時期等の具体的内容が伴っていない指示を繰り返しているにもかかわらず、署長に対して指導していないもの
- h 処理遅延に対して、署長の指示がない、あるいは的確な指示となっていないにもかかわらず、署長に対して指導していないもの
- i 署長管理事案及び局管理事案に係る報告書の提出がないにもかかわらず、指示していないもの
- j 署から協議があった事案について、特段の事由もなく3か月間指示していないもの

このため、署長は、局業務実施計画で定めた長期未決事案対策の内容を十分理解するとともに、定められた事務処理手順を確実に実施する必要がある。

また、局管理者は、局業務実施計画について、署長を始め署の関係職員及び局内の関係職員に対して十分に周知し、その実施を徹底させること、さらに、局業務実施計画で定めた長期未決事案対策の実施状況を確認し、実施できていない場合にはその要因を明らかにした上で、その解消策を講ずること必要である。

なお、局・署によっては、以下のような取組をしている状況がみられた。

- 精神障害事案について、請求書受付後、1か月を目途に局署検討会を開催。原則、請求人申立書、主治医意見書、健康保険診療歴、事業場関係資料及び請求人聴取書等を基に調査計画の検討を行い、早期処理に努めている。
- 受付後6か月経過した事案を局管理事案(3か月経過は署長管理事案)とし、2週間前に署から関係資料と長期化の要因、問題点を整理した書面を提出させ、局検討会にて調査方針を検討の上、6か月経過後10日以内に署長説明を実施し、検討結果を示している。
- 精神障害事案について、原則、調査初動の時期に専門部会の医員から事案の

問題点、聴取対象者、聴取事項、請求人への対応等の助言を受け、効率的な調査に努めている。

- 処理経過簿の決裁を月3回とし、処理状況の把握、的確な指示により着手遅延の防止、早期処理に努めている。
- 検討会を月2回開催し、かつ、事案処理の都度、処理経過簿の決裁をし、早期着手、管理者指示の徹底に努めている。

3 費用徴収及び第三者行為災害に係る事務処理状況

(1) 費用徴収に係る事務処理状況

労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第31条第1項各号の規定に基づく費用徴収を確実に実施するため、署長は、費用徴収の可能性のある全ての事案を漏れなく報告しなければならない。特に滞納中の災害にあっては、給付決定を行う際に保険料の納付状況を必ず確認しなければならないものである。

また、局労災補償課は、関係部署から死亡・重大災害、滞納及び未加入に関連するリスト等の情報を定期的に入手し、署からの報告が漏れなく行われているか確認するとともに署から報告のあった費用徴収の可能性のある事案及び徴収決定後の継続事案について、受付から徴収決定までの事務処理及び徴収決定後の債権管理の状況を一覧化したものを基に、それらの進捗状況を組織的に進行管理しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 署から通知のあった事案について、特段の事由もなく、費用徴収の該当の有無を判断しないまま1年以上経過しているもの
- b 費用徴収に係る徴収決定までの事務及び債権管理について、局管理者が事務処理の進捗状況を定期的に把握していないもの
- c 滞納中の事故に係る費用徴収事案について、局実施要領により徴定・収納台帳検索等を行い、労働保険料の滞納の有無及び収納年月日等の確認をしなければならないとされているにもかかわらず、当該確認が徹底されていないもの

このため、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 局管理者は、署から通知のあった時は、遅滞なく費用徴収の該当の有無を判断し、所定の手続を行うこと。
- ② 局管理者は、費用徴収について受付から徴収決定までの事務及び債権管理の進捗状況を組織的に管理できる体制を整備し、的確な進行管理を行うこと。
- ③ 署管理者は、局策定の実施要領に定められた事務処理手順を確実に実施すること。

なお、局によっては、以下のような取組をしている状況がみられた。

- 署からの報告漏れ、局の掲載（処理）漏れを防止することを目的に、事前に局内各課からの情報をもとに「受付整理簿未登記事案処理一覧表」を作成し、署からの報告内容とチェックしている。

(2) 第三者行為災害に係る事務処理状況

署長は、法第12条の4の規定に基づく第三者行為災害に係る求償事案に該当する可能性のある事案を認めた場合には、速やかに局長あて通知を行い、局長は、当該通知に基づき徴収決定を行うものである。

また、局管理者は、署から報告のあった求償事案及び徴収決定後の継続事案について、その進捗状況を組織的に進行管理しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、第三者行為災害に係る求償事務及び債権管理について、局管理者が事務処理の進捗状況を定期的に把握していない状況がみられた。

このため、局管理者は、求償事務及び債権管理の進捗状況を組織的に管理できる体制を整備し、的確な進行管理を徹底する必要がある。

なお、局によっては、以下のような取組をしている状況がみられた。

- 第二当事者に直接求償する場合は事前に労災法務専門員に過失割合の考え方等を相談・助言をもらったうえで第二当事者に対し説明。
- 署において「第三者行為災害求償事案台帳（処理状況）」を作成し、完結までの処理状況を管理。また、同台帳により、加害者不明の追跡調査状況を併せて管理。

4. 石綿関連疾患事案の取扱状況

石綿関連疾患事案については、調査実施要領等に基づき、医学的情報及び作業歴情報に係る調査結果、主治医等の診断（意見）書並びに労災医員等の意見書の内容を取りまとめ、業務上外の判断を行うこととされている。

また、主治医等の診断に関し、労災医員等の意見書において疑義が示されたものなど石綿確定診断等事業の依頼対象に該当する場合は、必ず、同事業に診断依頼しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 労災医員等の意見を徴することなく医学的事項の確認が不十分なまま業務上外の判断を行っているもの。
- b 労災医員等が主治医の意見に疑義を示しているにもかかわらず、確定診断

を依頼していないもの。

このため、調査実施要領及び石綿確定診断等事業の実施に係る通達に基づいた確かな運用を行う必要がある。

5 労災診療費の適正処理状況

労災診療費の適正払いについては、誤請求の多い労災指定医療機関等（以下「医療機関」という。）に対する個別の実地指導を行い、請求者たる医療機関への労災診療費算定基準の周知・徹底を図り、労災診療費の不適正支払の再発防止について積極的に取り組まなければならないものである。

しかしながら、局によっては、個別の実地指導を行っていない状況がみられた。

このため、労災診療費の誤請求の多い医療機関を把握の上、個別の実地指導を計画的に行う必要がある。

6 審査請求事案の処理状況

(1) 審理状況の把握及び進行管理

労災補償課長は、毎月必ず、審査請求処理計画・処理経過簿により審査請求事案ごとの審理状況を把握し、処理計画に照らし遅延していると判断される事案については、原因を明確にし、その解決方法について助言する等とともに、処理経過簿にその事跡を記載しておかなければならないものである。

しかしながら、局によっては、審査請求事案ごとの審理状況を把握していない、あるいは審理状況の把握が不十分であり、進捗状況に応じた助言等が徹底されていない状況がみられた。

このため、労災補償課長は、毎月、審査請求事案ごとに審査請求処理計画の進捗状況を把握の上、担当審査官に対して、状況に応じた助言等を行い、また必要に応じては局労災補償監察官等とも検討を行い、長期未決事案の発生防止、早期解消に努める必要がある。

(2) 請求人への説明状況

審査官は、審査請求受理後、3か月を経過し、決定していない場合には、原則として、審査請求人に対して処理状況等を丁寧に説明しなければならないものである。

また、審査請求受理後、6か月以上経過した事案を棄却する場合は、審査請求人に対して、当該決定の理由等について、できる限り分かりやすく、懇切・丁寧な

説明を行わなければならないものである。

しかしながら、局によっては、当該説明を行っていない状況がみられた。

このため、審査請求人に対して、審査請求受理後3か月を経過し決定していない場合は処理状況等の丁寧な説明を、また6か月経過し棄却する場合は当該決定の理由等について、できる限り分かりやすく、懇切・丁寧な説明を徹底する必要がある。

第2 地方労災補償業務監察の状況

1 監察方針及び監察計画の策定状況

監察方針及び監察計画は、総務部長及び労働基準部長を始め、関係部課室長が中心となって検討し、年度内に策定しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、翌年度当初に策定されている状況がみられた。

このため、監察方針及び監察計画は、各署における業務の予定を考慮して前年度中に策定すること。

2 監察の実施状況

地方監察のうち通信監察は、行政職員以外の者はもとより、部内職員が関与する不正の発見を主眼として、高額給付や受任者払いなどの不正受給の可能性が考えられる事案を対象に監察対象月は容易に想定できるものにならないようにしなければならないものである。

しかしながら、局によっては以下の状況がみられた。

- a 特段の事由もなく、通信監察の対象月を毎年同じ月としているもの
- b 居所不明又は未回答の請求人に対する追跡調査を行わず、不正受給の事実がないことの確認が不十分なもの

このため、通信監察は、その趣旨を踏まえ、毎年、監察の対象月を変更して実施することとし、また、居所不明の確認は、公的機関からの戸籍等の収集、事業場からの在籍が確認できる文書の収集等、必要な追跡調査を行う必要がある。

【参考】中央監察対象局における平成23年度と平成24年度の地方監察の状況（局数）

回数	実地監察		机上監察		通信監察	
	23年度 実施	24年度 計画	23年度 実施	24年度 計画	23年度 実施	24年度 計画
0回	-	-	2	-	4	-
1回	25	25	21	23	21	25
2回	-	-	2	2	-	-

《中央監察対象局（25局）》

3 監察実施後の措置

監察結果については、問題のある事項を職員に周知し適正な事務処理の確保を図る必要があることから、関係部課室長を交え検討の上、監察結果報告書として取りまとめなければならないものである。

しかしながら、局によっては、取りまとめに当たって関係部課室長を交えた検討を行っていない状況がみられた。

このため、監察指針及び監察実施計画に基づき、関係部課室長を交えた検討による監察結果報告書の取りまとめを徹底する必要がある。

4 監察結果報告書の活用

中央及び地方監察の結果報告書は、局及び署の関係職員に配布するとともに、署長会議、労災主務課長会議等あらゆる機会を活用し、その内容及び今後の事務処理における留意点について、周知、徹底しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、中央及び地方監察の結果報告書の内容を署長会議において説明していない状況がみられた。

このため、地方監察の結果と併せ、中央監察結果報告書の内容と局署の事務処理とを照らし合わせて自局の問題点等を整理し、改善すべき事項や事務処理の留意点を各種会議、研修等の機会を通じ、署管理者及び全ての労災担当職員に周知・徹底する必要がある。

なお、局によっては、以下のような取組をしている状況がみられた。

- 中央監察結果報告書の指摘事項について各署長に自主点検・確認指示を行い、当該結果を会議で説明するとともに同様事案の発生防止のため注意喚起の徹底を図っている。

第3 職員研修の実施状況

1 署管理者に対する研修

新任の署長、次長に対しては、中央監察で指摘された問題点とその原因のほか、地方監察や業務指導を通じて独自に把握した課題を踏まえて、局業務実施計画に定められた署管理者として徹底すべき事項、特に長期未決事案に係る部下職員に対して行うべき指示や管理のあり方、局に報告すべき事項、局から指示された事項に対する対応等に関する研修を実施しなければならないものである。

また、新任の労災担当課長に対しては、当該署における重点課題、局業務実施計画を踏まえた労災担当課長の役割とその事務等を内容とする研修を実施しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、説明に必要な時間を十分に確保していない状況がみられた。

このため、新任の署長、次長及び労災担当課長に対する研修の実施に当たっては、これらの内容を十分理解させるために必要な時間（署長、次長研修は1時間以上、労災担当課長研修は3時間以上）を確保すること。

2 新任職員に対する研修

新任の労働基準監督官等初めて労災補償業務に就く職員に対しては、労災補償業務に関する基礎的な知識と実務的な技能を習得させるために労災業務OJTマニュアル等を活用し、組織的・体系的な実地訓練を実施しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 実施対象署に対して、局が実施すべき事項の概要及びその留意点を作成、提示していないもの
- b 実施対象署が計画案を作成、報告していない、また、これに対して局が督促をしていないもの
- c 局が署の計画案について検討・調整を行っていないもの
- d 実施対象署に対する訓練指導教官の任命をしていないもの

このため、局は労災業務OJTマニュアルに基づき、局が実施すべき事項を確実に行うとともに、実施対象署に対して指導等を徹底する必要がある。

なお、局によっては、以下のような取組をしている状況がみられた。

- ① 石綿疾患の専門医（労災病院院長）を講師に労災担当及び安全衛生担当が出席する研修を実施。
- ② 労災職員の聴取書の作成能力向上のため、監督署長を講師に又はロールプレイング方式による研修を実施。

平成24年度 中央労災補償業務監察 実施労働局及び労働基準監督署

労働局名		労働基準監督署名		
01	北海道	札幌東	苫小牧	
02	青森	弘前		
05	秋田	秋田		
06	山形	庄内		
08	茨城	龍ヶ崎		
11	埼玉	川越	所沢	
12	千葉	柏	成田	
13	東京	足立	立川	
14	神奈川	川崎北	藤沢	
18	福井	福井		
20	長野	長野		
22	静岡	浜松	磐田	
23	愛知	一宮	半田	
24	三重	四日市	伊勢	
27	大阪	淀川	堺	
28	兵庫	尼崎	西宮	
30	和歌山	和歌山		
33	岡山	倉敷	津山	
35	山口	宇部	山口	
37	香川	高松		
39	高知	高知		
41	佐賀	佐賀		
43	熊本	菊池		
44	大分	大分		
46	鹿児島	鹿児島	加治木	
計	25局	38署		

労災保険財政数理室長
説明資料

平成２３年度の労災保険経済の状況

１ 労災保険経済の動向

(１) 適用事業場数、適用労働者数

適用事業場数の推移をみると、平成１２年度の２７０万事業場をピークに、その後は減少傾向にあったが、平成２３年度の適用事業場数は、前年度より増加し、２６３万事業場となった。

適用労働者数の推移をみると、平成１６年度からは増加傾向にある。平成２３年度の適用労働者数は、前年度比０.５％増の５,２７４万人となった（第１表）。

第１表 適用事業場数、適用労働者数の推移

年度	適用 事業場数	増減率	適用 労働者数	増減率
		%	千人	%
平成14年度	2,646,286	△ 1.7	48,195	△ 0.8
15	2,632,411	△ 0.5	47,922	△ 0.6
16	2,627,510	△ 0.2	48,552	1.3
17	2,630,805	0.1	49,185	1.3
18	2,642,570	0.4	50,707	3.1
19	2,642,607	0.0	51,313	1.2
20	2,632,696	△ 0.4	52,418	2.2
21	2,621,343	△ 0.4	52,789	0.7
22	2,622,356	0.0	52,488	△ 0.6
23	2,627,669	0.2	52,742	0.5

(注) 全業種計
年度末現在の数値である。

(２) 保険料収入

平成２３年度の保険料収納額は、前年度比３.２％増の８,０９５億円となった。

また、平成２３年度の保険給付額は、１.２％増の８,６２５億円となった（第２表）。

第２表 最近の労災保険経済概況

(単位：億円、％)

区 分	平成19年度	20	21	22	23
保険料収納額	10,853 (5.2)	10,898 (0.4)	8,419 (△22.7)	7,841 (△6.9)	8,095 (3.2)
保険給付額	8,936 (△0.8)	8,856 (△0.9)	8,614 (△2.7)	8,523 (△1.1)	8,625 (1.2)
短 期	4,444 (△1.1)	4,388 (△1.3)	4,173 (△4.9)	4,157 (△0.4)	4,304 (3.5)
長 期	4,493 (△0.5)	4,468 (△0.6)	4,441 (△0.6)	4,366 (△1.7)	4,321 (△1.0)

(注) ① () 内は、対前年度増減率である。

② 保険料収納額は、徴収勘定から労災勘定に繰り入れられた額である。

③ 保険給付額は、特別支給金を含んでいる。

④ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、表中の数字の合計が合計欄の数字と一致しないことがある。

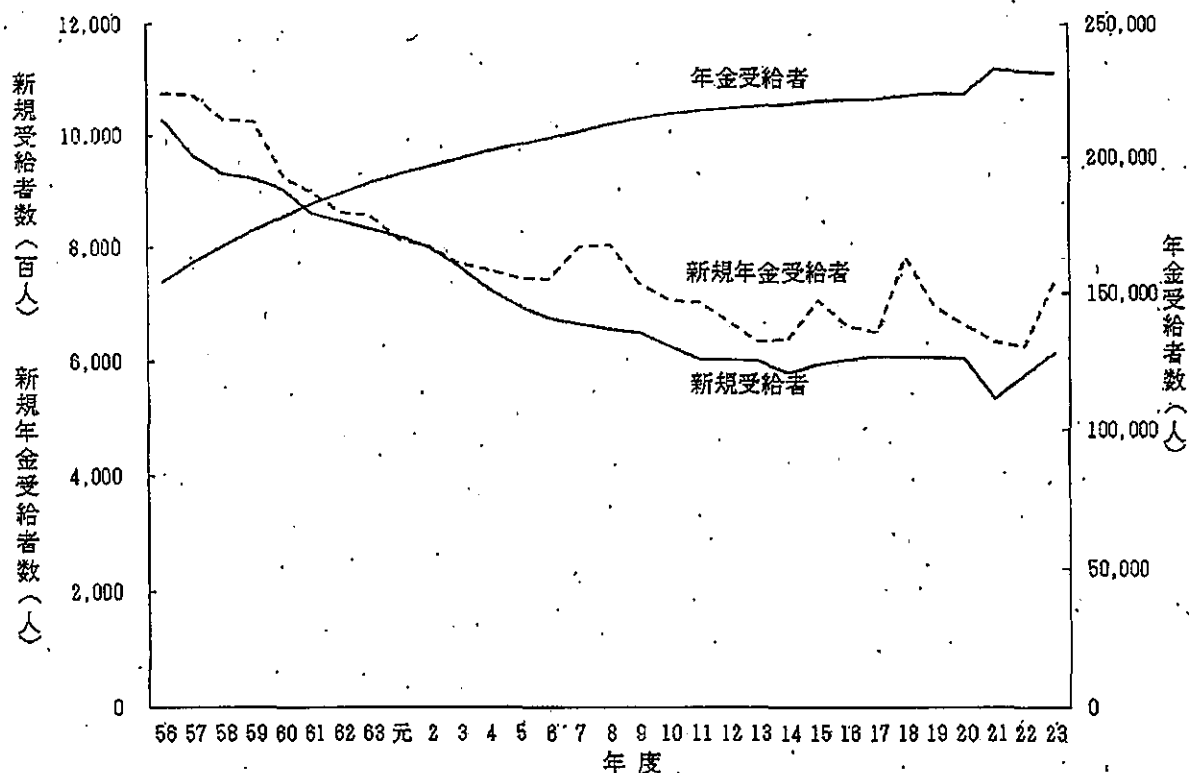
(3) 受給者

新規受給者数の推移をみると、昭和43年度の171万7千人をピークに、その後は減少傾向にあり、平成14年度には、57万8千人とピーク時の約3割となった。平成16年度からは60万人を少し上回る水準で推移し、平成21年度は53万5千人に減少したが、平成23年度は、前年度比6.9%増の61万5千人となった。

また、新規年金受給者数は、昭和40年代半ばから50年代にかけて年間1万人を超えていたが、それ以降は減少傾向にある。平成18年度は、特別遺族年金の支給初年度となったため増加となり、その後は減少したものの、平成23年度は、1.8.3%増の7,394人となった。

年金受給者数は、毎年累増を続けていたが、平成20年度末には年金制度導入後初の減少となった。平成21年度末は、船員保険から移換された年金受給者を加えたため増加したが、平成23年度末は、0.2%減の23万2千人となった(第1図)。

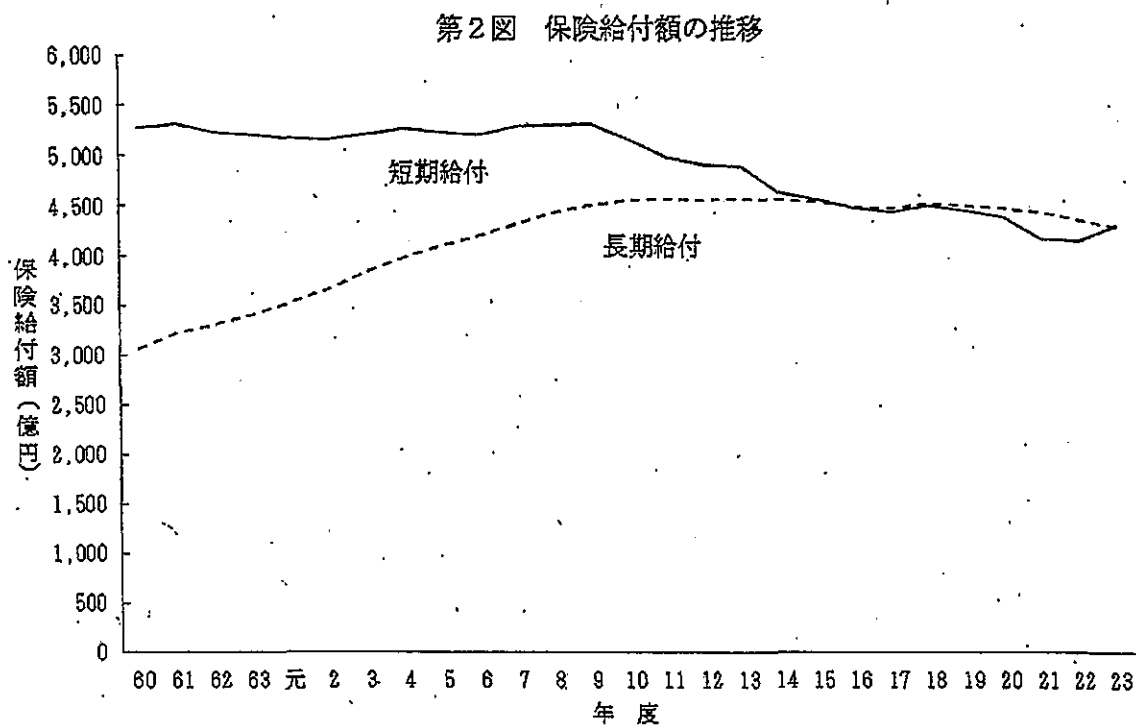
第1図 受給者数の推移



(4) 保険給付（特別支給金を含む）

保険給付額（特別支給金を含む）における長期、短期の推移をみると、長期給付は、平成9年度から4,500億円前後の水準で推移していたが、平成19年度以降は減少しており、平成23年度は、前年度比1.0%減の4,321億円となった（第2図）。

短期給付は、平成10年度からは減少傾向を続けていたが、平成23年度は、3.5%増の4,304億円となった（第2表、第2図）。



2 平成23年度の労災保険経済の状況

(1) 財政状況

平成23年度の収支状況をみると、収入のうち保険料収納額は前年度比3.2%増の8,095億円であり、これに利子収入等を加えた収入総額は1兆1,610億円となった。

一方、支出のうち保険給付額（特別支給金を含む）は1.2%増の8,625億円であり、これに社会復帰促進等事業費等を加えた支出総額は1兆2,686億円となった。その結果、平成23年度の決算上の収支は1,076億円の不足となった。

平成元年に財政方式を積立方式に変更して以来、平成21年度に初めて積立金の取り崩しが行われたことに引き続き、平成23年度においても積立金を取り崩すこととなり、積立金累計額は、7兆9,457億円となった。

(2) 適用事業場数、適用労働者数

平成23年度の適用事業場数は、前年度よりわずかに増加し、263万事業場となり、適用労働者数は、前年度比0.5%増の5,274万人となった。

業種別にみると、運輸業(5.0%)、船舶所有者の事業(2.7%)、その他の事業(0.6%)、電気・ガス・水道又は熱供給の事業(0.5%)で増加、林業(△6.0%)、鉱業(△3.9%)、建設事業(△1.1%)、漁業(△1.0%)、製造業(△0.7%)で減少した。

適用労働者数における第三次産業(運輸業、電気・ガス・水道又は熱供給の事業及びその他の事業)の占める割合は年々高まっており、平成23年度は、0.3ポイント増の75.0%となっている(第3表)。

第3表 業種別適用事業場数、適用労働者数

業 種	事 業 場 数				労 働 者 数			
	22年度末	23年度末	対前年度 増減率	構 成 比 (23年度末)	22年度末	23年度末	対前年度 増減率	構 成 比 (23年度末)
全 業 種	2,622,356	2,627,669	0.2	100.0	52,487,983	52,741,870	0.5	100.0
林 業	15,347	15,063	△ 1.9	0.6	76,010	71,428	△ 6.0	0.1
漁 業	3,938	3,852	△ 2.2	0.1	31,115	30,810	△ 1.0	0.1
鉱 業	3,368	3,247	△ 3.6	0.1	22,887	22,005	△ 3.9	0.0
建 設 事 業	600,536	597,609	△ 0.5	22.7	4,356,689	4,309,215	△ 1.1	8.2
製 造 業	398,027	389,801	△ 2.1	14.8	8,746,528	8,682,559	△ 0.7	16.5
運 輸 業	72,900	72,581	△ 0.4	2.8	2,709,403	2,845,182	5.0	5.4
電気・ガス・水道又は 熱供給の事業	2,124	2,094	△ 1.4	0.1	159,674	160,442	0.5	0.3
その他の事業	1,521,027	1,538,440	1.1	58.5	36,329,503	36,562,538	0.6	69.3
船舶所有者の事業	5,089	4,982	△ 2.1	0.2	56,174	57,691	2.7	0.1

(3) 保険料

イ 徴収決定額

平成23年度の徴収決定額は、前年度比4.8%増の8,519億円となった。事業の形態別にみると、継続事業は5.6%増の7,222億円、一括有期事業は2.4%増の666億円、有期事業は1.1%減の631億円となった(第4表)。

第4表 事業の形態別徴収決定額の状況

(単位: 百万円、%)

区 分		22年度		23年度	
		金 額	増減率 (対前年度比)	金 額	増減率 (対前年度比)
継続事業	概 算	678,622	△ 4.1	691,858	2.0
	確 定	20,398	△ 45.0	34,511	69.2
	そ の 他	24,239	△ 4.0	22,362	△ 7.7
	充 当	39,151	△ 7.5	26,546	△ 32.2
	計	684,107	△ 6.0	722,185	5.6
一括有期事業	概 算	68,173	△ 8.4	66,694	△ 2.2
	確 定	9,008	△ 19.2	9,275	3.0
	そ の 他	2,443	△ 2.8	2,177	△ 10.9
	充 当	14,599	5.8	11,537	△ 21.0
	計	65,024	△ 12.5	66,609	2.4
有期事業	概 算	54,280	△ 8.7	54,696	0.8
	確 定	8,927	△ 17.7	8,029	△ 10.1
	そ の 他	729	9.9	545	△ 25.3
	充 当	85	△ 55.8	140	64.7
	計	63,851	△ 9.8	63,130	△ 1.1
合計	概 算	801,075	△ 4.8	813,248	1.5
	確 定	38,332	△ 35.2	51,815	35.2
	そ の 他	27,411	△ 3.5	25,084	△ 8.5
	充 当	53,836	△ 4.4	38,224	△ 29.0
	計	812,982	△ 6.9	851,924	4.8
収 納 額		784,145	△ 6.9	825,375	5.3
収納率 (%)		96.5	-	96.9	-

(注) ①「その他」は、組替・繰越・誤納を集計したものである。

②事務組合分は、継続事業として集計した。

③計は、概算+確定+その他-充当で求められる。

④計数は、それぞれ四捨五入によっているので、表中の数字の合計が合計欄の数字と一致しない場合がある。

業種別にみると、製造業（13.1%）、運輸業（5.1%）、船舶所有者の事業（5.1%）、その他の事業（3.5%）、電気・ガス・水道又は熱供給の事業（2.4%）、建設事業（0.4%）で増加、林業（△4.0%）、鉱業（△1.9%）、漁業（△1.2%）で減少している（第5表）。

第5表 業種別徴収決定額の状況（対前年度増減率）

（単位：％、百万円）

業 種	保 険 料 徴 収 決 定 額 対 前 年 度 増 減 率					平成23年度
	平成19年度	20	21	22	23	徴収決定額
全 業 種	1.7	0.3	△ 20.9	△ 6.9	4.8	851,924
林 業	6.4	4.1	0.7	8.7	△ 4.0	6,142
漁 業	0.1	4.4	△ 7.8	△ 5.4	△ 1.2	2,132
鉱 業	△ 2.5	△ 3.9	△ 13.9	△ 7.2	△ 1.9	3,505
建 設 事 業	△ 3.6	△ 6.8	△ 14.0	△ 8.5	0.4	174,768
製 造 業	1.8	0.8	△ 21.1	△ 14.0	13.1	181,485
運 輸 業	10.0	7.7	△ 17.5	△ 7.6	5.1	83,698
電気・ガス・水道又は 熱供給の事業	△ 0.1	1.6	△ 21.4	2.6	2.4	3,097
その他の事業	2.8	1.8	△ 25.4	△ 5.9	3.5	381,451
船舶所有者の事業	—	—	—	378.6	5.1	15,646

□. 収納率

平成23年度の収納率は、全業種で0.4ポイント増加し96.9%となった（第6表）。

第6表 業種別収納率の推移

（単位：％）

業 種	平成19年度	20	21	22	23
全 業 種	97.1	97.0	96.5	96.5	96.9
林 業	95.4	95.4	95.3	95.7	95.4
漁 業	94.8	94.5	93.6	93.4	92.9
鉱 業	85.8	86.1	84.4	84.9	86.5
建 設 事 業	98.2	98.0	97.8	97.8	98.1
製 造 業	97.2	97.2	96.7	96.4	97.1
運 輸 業	91.0	91.7	90.8	91.0	92.0
電気・ガス・水道又は 熱供給の事業	100.0	100.0	99.9	99.9	100.0
その他の事業	97.8	97.7	97.1	97.0	97.4
船舶所有者の事業	—	—	98.5	98.8	97.6

(4) 受給者数

イ. 新規受給者数等

(イ) 新規受給者数

平成23年度の新規受給者数は、前年度比6.9%増の61万5千人となった。

業種別にみると、鉱業(80.8%)、電気・ガス・水道又は熱供給の事業(18.1%)、林業(16.2%)、建設事業(12.0%)、その他の事業(7.0%)、運輸業(6.2%)、製造業(4.5%)、漁業(4.1%)、船舶所有者の事業(0.5%)で増加した(第7表)。

第7表 業種別新規受給者数の推移

(単位:人、%)

業 種	平成19年度	20	21	22	23
全 業 種	607,348 (0.1)	604,139 (△ 0.5)	534,623 (△ 11.5)	574,958 (7.5)	614,914 (6.9)
林 業	3,292 (1.1)	3,401 (3.3)	3,620 (6.4)	3,822 (5.6)	4,442 (16.2)
漁 業	1,311 (△ 1.9)	1,226 (△ 6.5)	1,183 (△ 3.5)	1,307 (10.5)	1,361 (4.1)
鉱 業	927 (△ 9.3)	778 (△ 16.1)	724 (△ 6.9)	712 (△ 1.7)	1,287 (80.8)
建設事業	60,719 (△ 3.2)	56,967 (△ 6.2)	48,485 (△ 14.9)	53,217 (9.8)	59,628 (12.0)
製造業	164,292 (△ 1.2)	158,048 (△ 3.8)	126,610 (△ 19.9)	138,463 (9.4)	144,671 (4.5)
運輸業	37,786 (5.7)	43,917 (16.2)	37,993 (△ 13.5)	39,797 (4.7)	42,272 (6.2)
電気・ガス・水道又は 熱供給の事業	759 (0.5)	740 (△ 2.5)	710 (△ 4.1)	742 (4.5)	876 (18.1)
その他の事業	338,262 (0.8)	339,062 (0.2)	315,200 (△ 7.0)	333,977 (6.0)	357,440 (7.0)
船舶所有者の事業	— (—)	— (—)	98 (—)	2,921 (2880.6)	2,937 (0.5)

(注) () 内の数字は、対前年度増減率である。

(ロ) 重篤な災害の被災者数

業務災害について、重篤な災害の発生状況を新規年金受給者数、遺族補償一時金受給者数、障害補償一時金受給者数の合計でみると、平成23年度の重篤な災害の被災者数は、前年度比2.3%増の24,863人となった。なお、特別遺族給付金の受給者を除くと、1.7%増の24,648人となった。

新規受給者千人当たりの重篤な災害の被災者の割合は、1.6ポイント減の45.6人となった。

業種別にみると、鉱業(446.0人)、林業(108.5人)、建設事業(105.5人)で100人を超えている(第8表)。

第8表 重篤な災害の発生状況(業務災害分)

(単位:人)

業 種	① 新規年金 受給者数		② 遺族補償一時金 受給者数		③ 障害補償一時金 受給者数		④ 重篤な災害の 被災者数 (①+②+③)		⑤ 新規受給者数		⑥ 新規受給者数 1,000人に対す る重篤な災害の 被災者数 (④÷⑤×1,000)	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
全業種	5,431	6,155	813	1,116	18,059	17,592	24,303	24,863	514,724	544,862	47.2	45.6
林 業	88	94	10	12	372	374	470	480	3,811	4,423	123.3	108.5
漁 業	12	28	4	4	52	41	68	73	1,295	1,342	52.5	54.4
鉱 業	437	357	102	96	122	113	661	566	701	1,269	942.9	446.0
建設事業	1,848	1,866	256	320	4,205	3,982	6,309	6,168	52,204	58,470	120.9	105.5
製造業	1,419	1,626	225	298	5,993	5,830	7,637	7,754	129,153	133,670	59.1	58.0
運輸業	471	610	63	87	1,946	1,889	2,480	2,586	36,776	38,719	67.4	66.8
電気・ガス・水道又は 熱供給の事業	6	16	3	2	16	21	25	39	623	757	40.1	51.5
その他の事業	1,075	1,487	147	289	5,319	5,265	6,541	7,041	287,269	303,314	22.8	23.2
船舶所有者の事業	75	71	3	8	34	77	112	156	2,892	2,898	38.7	53.8

□ 年金受給者数

(イ) 新規年金受給者数

平成23年度の新規年金受給者数は、7,394人となった。年金の種類別にみると、遺族（補償）年金は4,731人で最も多く、次いで障害（補償）年金2,116人、傷病（補償）年金547人となっている。

遺族（補償）年金の新規受給者数は、前年度比39.2%増となった。なお、遺族（補償）年金に含まれる特別遺族年金の新規受給者を除くと、39.7%増の4,702人となった。

障害（補償）年金の新規受給者数は、障害等級1～3級では平成20、21年度と増加したが、平成22年度から減少に転じ、平成23年度は0.7%減となった。障害等級4～7級では、平成23年度は5.1%減と、4年連続の減少となった。

傷病（補償）年金の新規受給者数は、平成21年度が減少、平成22年度が増加であったが、平成23年度は16.0%減となった（第9表）。

第9表 新規年金受給者数の推移

年 度			遺族 (補償) 年金		障害 (補償) 年金						傷病 (補償) 年金	
	合 計	増減率	年 金	増減率	1 ～ 3 級		4 ～ 7 級		小 計		年 金	増減率
						増減率		増減率		増減率		
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
平成7年度	8,007	7.6	4,082	11.3	708	1.1	2,402	1.2	3,110	1.2	815	16.9
8	8,035	0.3	4,118	0.9	651	△ 8.1	2,452	2.1	3,103	△ 0.2	814	△ 0.1
9	7,366	△ 8.3	3,664	△ 11.0	643	△ 1.2	2,281	△ 7.0	2,924	△ 5.8	778	△ 4.4
10	7,059	△ 4.2	3,329	△ 9.1	693	7.8	2,298	0.7	2,991	2.3	739	△ 5.0
11	7,021	△ 0.5	3,404	2.3	695	0.3	2,200	△ 4.3	2,895	△ 3.2	722	△ 2.3
12	6,665	△ 5.1	3,289	△ 3.4	673	△ 3.2	2,066	△ 6.1	2,739	△ 5.4	637	△ 11.8
13	6,344	△ 4.8	3,198	△ 2.8	624	△ 7.3	1,916	△ 7.3	2,540	△ 7.3	606	△ 4.9
14	6,399	0.9	3,104	△ 2.9	675	8.2	2,016	5.2	2,691	5.9	604	△ 0.3
15	7,063	10.4	3,412	9.9	693	2.7	2,078	3.1	2,771	3.0	880	45.7
16	6,608	△ 6.4	3,214	△ 5.8	735	6.1	1,841	△ 11.4	2,576	△ 7.0	818	△ 7.0
17	6,495	△ 1.7	3,379	5.1	757	3.0	1,760	△ 4.4	2,517	△ 2.3	599	△ 26.8
18	7,834	20.6	4,882	44.5	744	△ 1.7	1,657	△ 5.9	2,401	△ 4.6	551	△ 8.0
19	6,957	△ 11.2	3,897	△ 20.2	719	△ 3.4	1,706	3.0	2,425	1.0	635	15.2
20	6,636	△ 4.6	3,556	△ 8.8	728	1.3	1,570	△ 8.0	2,298	△ 5.2	782	23.1
21	6,336	△ 4.5	3,444	△ 3.1	780	7.1	1,534	△ 2.3	2,314	0.7	578	△ 26.1
22	6,249	△ 1.4	3,399	△ 1.3	679	△ 12.9	1,520	△ 0.9	2,199	△ 5.0	651	12.6
23	7,394	18.3	4,731	39.2	674	△ 0.7	1,442	△ 5.1	2,116	△ 3.8	547	△ 16.0

(注) 平成18年度以降の遺族（補償）年金は、特別遺族年金の新規受給者を含む。

平成21年度以降の年金受給者数は、船員保険の被保険者年金の受給者を含む。

(ロ) 累積年金受給者数

平成23年度末の年金受給者数は、前年度末比0.2%減の231,536人となった。

年金の種類別にみると、傷病（補償）年金受給者数は、減少しており、平成23年度末は、5.8%減の8,415人となっている。また、障害（補償）年金受給者数は、平成17年度以降は減少傾向にあり、平成23年度末は0.9%減の95,598人となった。一方、遺族（補償）年金受給者数は、累増を続けており、平成23年度末では0.8%増の127,523人となっている（第10表）。

第10表 累積年金受給者数の推移

年度	合計		遺族 (補償) 年金	増減率	障害（補償）年金				小計		傷病 (補償) 年金	増減率
	人	%	人	%	1～3級	増減率	4～7級	増減率	人	%	人	%
昭和57年度	160,910	4.4	74,540	4.3	7,997	7.4	55,383	4.6	60,383	5.4	22,990	3.1
58	167,009	3.8	77,286	3.7	8,515	6.6	57,619	4.0	63,380	5.0	23,589	2.6
59	172,986	3.6	80,096	3.6	9,018	5.9	59,963	4.1	66,134	4.3	23,909	1.4
60	177,933	2.9	82,397	2.9	9,461	4.9	62,148	3.6	68,981	4.3	23,927	0.1
61	182,545	2.6	84,707	2.8	10,119	7.0	64,225	3.3	71,609	3.8	23,494	△ 1.8
62	186,558	2.2	86,863	2.5	10,713	5.9	66,072	2.9	74,344	3.8	22,910	△ 2.5
63	190,528	2.1	88,901	2.3	11,257	5.1	68,027	3.0	76,785	3.3	22,343	△ 2.5
平成元年度	193,726	1.7	90,840	2.2	11,722	4.1	69,668	2.4	79,284	3.3	21,496	△ 3.8
2	196,763	1.6	92,800	2.2	12,156	3.7	71,154	2.1	81,390	2.7	20,653	△ 3.9
3	199,504	1.4	94,672	2.0	12,555	3.3	72,423	1.8	83,310	2.4	19,854	△ 3.9
4	202,133	1.3	96,599	2.0	13,009	3.6	73,504	1.5	84,978	2.0	19,021	△ 4.2
5	204,699	1.3	98,450	1.9	13,549	4.2	74,526	1.4	86,513	1.8	18,174	△ 4.5
6	207,211	1.2	100,250	1.8	14,061	3.8	75,527	1.3	88,075	1.8	17,373	△ 4.4
7	209,778	1.2	102,327	2.1	14,462	2.9	76,456	1.2	89,588	1.7	16,533	△ 4.8
8	212,465	1.3	104,481	2.1	14,843	2.6	77,226	1.0	90,918	1.5	15,915	△ 3.7
9	214,489	1.0	106,072	1.5	15,189	2.3	77,878	0.8	92,069	1.3	15,350	△ 3.6
10	216,007	0.7	107,265	1.1	15,537	2.3	78,559	0.9	93,067	1.1	14,646	△ 4.6
11	217,386	0.6	108,466	1.1	15,888	2.3	79,003	0.6	94,096	1.1	14,029	△ 4.2
12	218,386	0.5	109,505	1.0	16,145	1.6	79,344	0.4	94,891	0.8	13,392	△ 4.6
13	218,957	0.3	110,382	0.8	16,330	1.1	79,455	0.1	95,489	0.6	12,790	△ 4.5
14	219,720	0.3	111,208	0.7	16,604	1.7	79,706	0.3	95,785	0.3	12,202	△ 4.6
15	220,953	0.6	112,191	0.9	16,881	1.7	79,981	0.3	96,310	0.5	11,900	△ 2.5
16	221,574	0.3	112,978	0.7	17,106	1.3	79,873	△ 0.1	96,862	0.6	11,617	△ 2.4
17	221,684	0.0	113,739	0.7	17,291	1.1	79,555	△ 0.4	96,979	0.1	11,099	△ 4.5
18	223,240	0.7	115,926	1.9	17,505	1.2	79,228	△ 0.4	96,846	△ 0.1	10,581	△ 4.7
19	223,735	0.2	117,120	1.0	17,679	1.0	78,833	△ 0.5	96,733	△ 0.1	10,103	△ 4.6
20	223,592	△ 0.1	117,818	0.6	17,824	0.8	78,165	△ 0.8	96,512	△ 0.2	9,785	△ 3.1
21	233,088	4.2	126,544	7.4	18,242	2.3	78,981	1.0	97,223	0.7	9,321	△ 4.7
22	231,957	△ 0.5	126,548	0.0	18,292	0.3	78,184	△ 1.0	96,476	△ 0.8	8,933	△ 4.2
23	231,536	△ 0.2	127,523	0.8	18,338	0.3	77,260	△ 1.2	95,598	△ 0.9	8,415	△ 5.8

(注) 遺族（補償）年金及び障害（補償）年金受給者数は、前払一時金を受給したことにより支給停止中の者を含む。
平成18年度以降の遺族（補償）年金受給者数は、特別遺族年金の受給者を含む。
平成21年度以降の年金受給者数は、船員保険の職務上年金の受給者を含む。

(5) 保険給付（特別支給金を含む）

イ 短期給付

(イ) 療養（補償）給付

平成23年度の療養（補償）給付額（傷病（補償）年金受給者に係る療養（補償）給付を除く。）は、前年度比3.8%増の2,089億円となった（第11表）。

第11表 療養（補償）給付の推移

年度	件数	増減率	日数	増減率	給付額	増減率	1日当 たり療 養費	増減率	1件当 たり療 養日数	増減率
	千件	%	千日	%	百万円	%	円	%	日	%
平成14年度	3,008	△1.9	62,604	△2.7	208,717	△7.0	3,334	△4.4	20.8	△0.9
15	3,092	2.8	63,569	1.5	207,560	△0.6	3,265	△2.1	20.6	△1.0
16	3,129	1.2	63,683	0.2	207,242	△0.2	3,254	△0.3	20.4	△1.0
17	3,156	0.8	63,677	△0.0	205,108	△1.0	3,221	△1.0	20.2	△1.0
18	3,204	1.5	64,432	1.2	204,637	△0.2	3,176	△1.4	20.1	△0.5
19	3,238	1.0	64,621	0.3	205,806	0.6	3,185	0.3	20.0	△0.5
20	3,268	0.9	65,225	0.9	205,652	△0.1	3,153	△1.0	20.0	0.0
21	3,067	△6.2	61,922	△5.1	192,643	△6.3	3,111	△1.3	20.2	1.0
22	3,084	0.6	61,640	△0.5	201,221	4.5	3,264	4.9	20.0	△1.0
23	3,153	2.2	62,512	1.4	208,855	3.8	3,341	2.4	19.8	△1.0

(ロ) 休業（補償）給付

平成23年度の休業（補償）給付額は、前年度比0.6%減の1,031億円となった（第12表）。

第12表 休業（補償）給付の推移

年度	件数	増減率	日数	増減率	給付額	増減率	1日当 たり 給付額	増減率	1件当 たり休 業日数	増減率
	件	%	千日	%	百万円	%	円	%	円	%
平成14年度	679,010	△2.6	20,755	△3.2	122,765	△3.7	5,915	△0.6	30.6	△0.6
15	674,337	△0.7	20,574	△0.9	120,440	△1.9	5,854	△1.0	30.5	△0.3
16	660,941	△2.0	20,102	△2.3	116,731	△3.1	5,807	△0.8	30.4	△0.3
17	656,083	△0.7	19,973	△0.6	115,399	△1.1	5,778	△0.5	30.4	0.0
18	657,421	0.2	20,190	1.1	116,695	1.1	5,780	0.0	30.7	1.0
19	649,507	△1.2	19,871	△1.6	114,215	△2.1	5,748	△0.6	30.6	△0.3
20	644,524	△0.8	19,675	△1.0	112,435	△1.6	5,714	△0.6	30.5	△0.3
21	614,613	△4.6	18,820	△4.4	106,878	△4.9	5,679	△0.6	30.6	0.3
22	607,550	△1.1	18,520	△1.6	103,729	△2.9	5,601	△1.4	30.5	△0.3
23	605,852	△0.3	18,604	0.5	103,093	△0.6	5,542	△1.1	30.7	0.7

(注) 特別支給金は含まない。

(ハ) 療養及び休業以外の短期給付

平成23年度の障害(補償)一時金、遺族(補償)一時金、葬祭料(葬祭給付)、介護(補償)給付及び二次健康診断等給付の額は、前年度比5.5%増の529億円であった。

給付の種類別にみると、障害(補償)一時金は3.2%減の319億円で最も多く、次いで遺族(補償)一時金が41.0%増の98億円、介護(補償)給付が1.1%減の69億円、葬祭料(葬祭給付)が38.1%増の35億円、二次健康診断等給付が5.9%増の8.1億円となった。

また、障害及び遺族特別一時金は、0.4%増の28億円、傷病、障害、遺族特別支給金は、23.1%増の276億円となった(第13表)。

第13表 療養、休業以外の短期給付費等の推移

年度	障害(補償)一時金、遺族(補償)一時金、葬祭料(葬祭給付)、介護(補償)給付、二次健康診断等給付		障害、遺族特別一時金		傷病、障害、遺族特別支給金	
		増減率		増減率		増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
平成14年度	60,992	△ 4.4	4,271	△ 7.9	24,740	0.1
15	58,298	△ 4.4	3,812	△ 10.7	25,002	1.1
16	56,256	△ 3.5	3,433	△ 9.9	24,097	△ 3.6
17	55,275	△ 1.7	3,267	△ 4.8	24,641	2.3
18	58,609	3.1	3,344	2.4	26,469	7.4
19	57,012	△ 2.7	3,220	△ 3.7	25,257	△ 4.6
20	55,257	△ 3.1	3,141	△ 2.5	23,999	△ 5.0
21	54,579	△ 1.2	3,123	△ 0.5	23,617	△ 1.6
22	50,205	△ 8.0	2,761	△ 11.6	22,390	△ 5.2
23	52,942	5.5	2,772	0.4	27,561	23.1

(注) 平成18年度以降の遺族(補償)一時金は、特別遺族一時金を含む。

ロ. 年金等給付

平成23年度の年金等給付額（特別支給金を含む）は、前年度比1.0%減の4,321億円となった。

年金の種類別にみると、遺族（補償）年金は0.5%増の2,001億円、障害（補償）年金が1.5%減の1,450億円、傷病（補償）年金は6.5%減の232億円、傷病（補償）年金受給者に係る療養（補償）給付が2.8%減の177億円、特別年金が2.3%減の462億円となっている（第14表）。

第14表 年金等給付の推移

年度	計		年金等 保険給付		遺族 (補償) 年金		障害 (補償) 年金		傷病 (補償) 年金		傷病(補償) 年金受給者 に係る療養 (補償)給付		特別 年金	
	百万円	増減率	百万円	増減率	百万円	増減率	百万円	増減率	百万円	増減率	百万円	増減率	百万円	増減率
平成14年度	455,177	△0.3	401,693	△0.3	192,095	1.2	153,027	0.4	35,381	△4.9	21,190	△9.8	53,484	△0.7
15	453,503	△0.4	400,735	△0.2	192,954	0.4	153,292	0.2	34,013	△3.9	20,477	△3.4	52,768	△1.3
16	449,022	△1.0	397,033	△0.9	191,595	△0.7	152,446	△0.6	33,064	△2.8	19,927	△2.7	51,989	△1.5
17	447,804	△0.3	396,521	△0.1	193,280	0.9	151,865	△0.4	31,551	△4.6	19,824	△0.5	51,284	△1.4
18	451,598	0.8	400,647	1.0	200,282	3.6	151,562	△0.2	30,052	△4.8	18,751	△5.4	50,951	△0.6
19	449,261	△0.5	399,096	△0.4	200,832	0.3	151,269	△0.2	28,575	△4.9	18,420	△1.8	50,166	△1.5
20	446,754	△0.6	397,330	△0.4	200,937	0.1	150,546	△0.5	27,652	△3.2	18,195	△1.2	49,424	△1.5
21	444,096	△0.6	395,548	△0.4	201,354	0.2	150,024	△0.3	26,171	△5.4	17,998	△1.1	48,548	△1.8
22	436,579	△1.7	389,302	△1.6	199,073	△1.1	147,230	△1.9	24,815	△5.2	18,184	1.0	47,277	△2.6
23	432,147	△1.0	385,936	△0.9	200,065	0.5	145,001	△1.5	23,198	△6.5	17,672	△2.8	46,211	△2.3

(注) ①遺族（補償）年金及び障害（補償）年金は、前払一時金を含む。

②平成18年度以降の遺族（補償）年金は、特別遺族年金を含む。

【本資料について】

平成22年1月1日に船員保険の職務上疾病・年金部門が労災保険に移換されたため、平成22年度の「船舶所有者の事業」の各数値は、前年度比で大幅な増加を示している。

そのため、本資料の解説部分は、「船舶所有者の事業」を除いて記載している。

労災保険制度における積立金について

1 労災年金の概要

労災保険には、労災事故に遭われた方やそのご遺族に対して、年金を支給する制度があります。

平成23年度には、約23万2千人の受給者の方々に、総額約4,500億円、1人当たり平均で年額約200万円の年金を支給しました。

労災保険では、将来にわたって確実に年金を支給するため、事業主の方々に納めていただく保険料から必要額を積み立て、年金の原資として保有しています(これを「責任準備金」といいます)。

2 労災保険の積立金の考え方

- (1) 労災保険の年金は、労働災害により障害が残った方、亡くなった方のご遺族等の生活を支えるため、将来にわたって年金を確実に支給する必要がある、その費用は、積立金(責任準備金)で賄っています。
- (2) 労働災害に伴う補償の責任は、事故が発生した業種の事業主集団が負うべきであるという考え方から、年金を支給するための費用は、事故が発生した時点において、将来の支給に必要な分も含めて全額徴収し、これを積立金(責任準備金)として積み立てています。
- (3) 業種別の労災保険率については、年金の支給実績と(2)の考え方にに基づき、過不足が生じないように設定しており、原則として3年ごとに改定しています(直近の改定は平成24年度)。
- (4) 年金を支給するために積立金(責任準備金)を保有するには、次の利点があります。
 - ・労働災害と関係のない業種、世代の事業主集団に負担をしわ寄せせず済むことにより、業種間及び世代間の保険料負担の公平が図られます。
 - ・労働災害の減少が保険料負担の減少につながり、事業主の災害防止努力を促します。

3 必要な積立金の算定方法

将来にわたって年金を支給するために必要な積立金の額は、次のように算定します。

- (1) 年度末の年金受給者数と残存表^{※1}を基に、次年度以降の各年度について年金受給者数を推計
- (2) 1人当たりの年間の年金支給額に賃金上昇率を掛けることにより、次年度以降の各年度について1人当たりの年金額を推計

賃金上昇率: 年1%と仮定
- (3) (1)の人数と(2)の金額を掛けることにより、次年度以降の各年度について年金支給額を算定
- (4) (3)で算定した各年度の支給額を運用利回りで割り引いて合計

運用利回り: 年2%と仮定
- (5) 七つの区分^{※2}ごとに(1)～(4)の計算を行い、合計した金額が「必要な積立金」

※1 残存表

年金の受給を開始した人々が、経過年数ごとにどのように推移するかをモデル化した表。

※2 算定上の年金の区分

[1]傷病(補償)年金・じん肺 [2]傷病(補償)年金・せき損 [3]傷病(補償)年金・その他 [4]障害(補償)年金(1～3級)
[5]障害(補償)年金(4～7級) [6]遺族(補償)年金 [7]特別遺族年金

この方法で平成23年度末における必要な積立金を算定すると、7兆7,956億円になります。

補償課職業病認定対策室長
説 明 資 料

印刷業における胆管がんに関する労災請求状況

平成25年1月末現在

(件)

	労災請求	内 訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
大阪の事業場	16 (7)	1 (1)	7 (3)	8 (3)			
宮城の事業場	2		1	1			
そ の 他	43 (31)		2 (2)	8 (5)	9 (7)	18 (13)	6 (4)
合 計	61 (38)	1 (1)	10 (5)	17 (8)	9 (7)	18 (13)	6 (4)

(注)大阪の事業場には、支店等を含む。

※()内は遺族による請求で内数

※年齢は労災請求時(死亡者については死亡時年齢)

※大阪、宮城の事業場以外では同一事業場で複数の労災請求はない。

※印刷業以外では胆管がんに関する労災請求が9件ある。

脳・心臓疾患事案処理状況(平成24年12月末時点)

	局名	請求		決定		支給		不支給	
		H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24
1	北海道	19	22	22	19	10	7	12	12
2	青森	2	1	4	4	4	3	0	1
3	岩手	4	5	1	5	1	2	0	3
4	宮城	27	17	18	9	10	2	8	7
5	秋田	5	1	2	1	2	0	0	1
6	山形	9	5	3	7	3	1	0	6
7	福島	12	9	3	9	2	3	1	6
8	茨城	15	12	5	12	0	5	5	7
9	栃木	5	8	2	3	2	2	0	1
10	群馬	10	8	6	8	2	4	4	4
11	埼玉	22	31	15	20	5	6	10	14
12	千葉	25	17	14	15	4	8	10	7
13	東京	117	92	62	74	19	42	43	32
14	神奈川	51	47	37	37	20	17	17	20
15	新潟	4	7	6	5	2	3	4	2
16	富山	5	3	5	5	5	4	0	1
17	石川	5	4	2	2	0	0	2	2
18	福井	2	1	5	1	4	0	1	1
19	山梨	7	3	4	6	1	2	3	4
20	長野	3	4	6	5	2	1	4	4
21	岐阜	6	3	5	2	1	1	4	1
22	静岡	7	16	7	8	3	4	4	4
23	愛知	25	25	18	28	10	14	8	14
24	三重	4	13	6	7	1	2	5	5
25	滋賀	6	9	3	2	3	0	0	2
26	京都	26	26	26	17	5	4	21	13
27	大阪	76	90	55	66	24	24	31	42
28	兵庫	33	25	17	20	6	6	11	14
29	奈良	9	6	4	5	1	2	3	3
30	和歌山	5	4	4	2	2	1	2	1
31	鳥取	2	5	3	1	0	1	3	0
32	島根	1	1	4	1	2	1	2	0
33	岡山	7	9	4	6	0	2	4	4
34	広島	17	11	15	10	4	7	11	3
35	山口	5	5	4	6	3	3	1	3
36	徳島	10	4	2	4	0	3	2	1
37	香川	6	5	4	3	1	2	3	1
38	愛媛	7	11	7	5	6	4	1	1
39	高知	5	4	3	3	3	1	0	2
40	福岡	18	22	17	17	7	11	10	6
41	佐賀	2	1	2	1	2	1	0	0
42	長崎	7	11	9	6	3	4	6	2
43	熊本	12	9	10	7	3	3	7	4
44	大分	6	6	9	4	3	3	6	1
45	宮崎	6	5	4	1	3	1	1	0
46	鹿児島	7	6	3	9	1	5	2	4
47	沖縄	1	4	2	3	1	0	1	3
	合計	665	633	469	491	196	222	273	269

精神障害事案処理状況(平成24年12月末時点)

	局名	請求		決定		支給		不支給	
		H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24
1	北海道	38	35	38	33	13	19	25	14
2	青森	4	5	3	4	1	2	2	2
3	岩手	4	10	0	6	0	2	0	4
4	宮城	32	29	29	21	17	13	11	8
5	秋田	7	3	6	3	1	1	5	2
6	山形	4	8	3	6	2	5	2	1
7	福島	11	16	7	15	1	5	6	10
8	茨城	20	15	19	14	9	7	10	7
9	栃木	6	6	2	4	1	2	1	2
10	群馬	6	6	6	8	0	2	6	6
11	埼玉	29	27	21	30	2	3	19	27
12	千葉	29	39	32	26	4	8	28	18
13	東京	153	177	89	124	25	50	64	74
14	神奈川	66	84	50	62	17	30	33	32
15	新潟	13	14	8	4	4	2	4	2
16	富山	4	2	3	5	0	2	3	3
17	石川	6	5	1	5	0	1	1	4
18	福井	4	6	3	7	3	4	0	3
19	山梨	11	3	3	9	1	4	2	5
20	長野	8	13	15	8	2	3	13	5
21	岐阜	7	4	13	0	3	0	10	0
22	静岡	15	19	11	11	6	6	5	5
23	愛知	64	52	33	58	3	14	30	44
24	三重	12	13	7	10	0	0	7	10
25	滋賀	13	9	6	12	3	7	3	5
26	京都	41	32	27	37	5	14	22	23
27	大阪	101	110	80	90	15	28	65	62
28	兵庫	48	48	26	33	9	13	17	20
29	奈良	8	10	8	5	2	1	6	4
30	和歌山	0	6	5	0	1	0	4	0
31	鳥取	3	4	3	1	2	1	1	0
32	島根	2	0	2	2	1	1	1	1
33	岡山	10	15	14	3	4	2	10	1
34	広島	37	18	27	28	5	11	22	17
35	山口	4	10	6	4	3	1	3	3
36	徳島	1	4	6	1	0	0	6	1
37	香川	2	6	3	4	2	1	1	3
38	愛媛	13	11	3	13	1	5	2	8
39	高知	10	11	6	4	2	3	4	1
40	福岡	18	35	22	19	7	9	15	10
41	佐賀	4	4	9	0	6	0	3	0
42	長崎	10	13	6	10	1	8	5	2
43	熊本	11	13	10	8	3	1	7	7
44	大分	4	8	12	6	3	3	9	3
45	宮崎	12	9	6	8	3	2	3	6
46	鹿児島	5	7	2	2	0	1	2	1
47	沖縄	10	2	7	6	2	4	5	2
	合計	920	976	698	769	195	301	503	468

石綿関連疾患処理状況(労災法)

(4月1日～12月末日まで)

局名	請求		決定		支給		不支給		石綿肺(支給)	
	H23年	H24年	H23年	H24年	H23年	H24年	H23年	H24年	H23年	H24年
北海道	45	53	40	61	37	54	3	7		
青森	3	5	2	3	2	2		1	1	
岩手		1		1		1				
宮城	12	19	15	27	15	14		13		
秋田	1	3	2	3	2	3				
山形	4	9	3	7	3	6		1	2	
福島	8	6	6	7	5	7	1		1	
茨城	2	6	5	5	5	5			2	
栃木	2	5	6	2	3	2	3			
群馬	6	3	2	4	1	4	1		4	1
埼玉	25	26	23	19	21	17	2	2	3	
千葉	23	35	20	34	19	32	1	2	1	
東京	119	100	99	94	94	87	5	7	8	20
神奈川	80	70	57	53	52	50	5	3	4	9
新潟	12	14	18	11	17	10	1	1		
富山	10	8	14	11	13	11	1			2
石川	2	7	4	5	4	5				
福井	2	2	3	2		2	3			
山梨	1	1	2		2					
長野	7	9	6	5	6	5			1	1
岐阜	6	7	4	5	4	4		1		2
静岡	8	15	10	9	10	8		1	3	1
愛知	45	38	39	42	35	40	4	2		
三重	12	11	9	9	6	7	3	2		1
滋賀	5	5	6	4	6	4				1
京都	14	23	16	15	15	11	1	4		1
大阪	86	88	73	70	67	64	6	6		4
兵庫	68	69	72	65	60	63	12	2	1	1
奈良	10	9	10	10	8	9	2	1	4	1
和歌山	8	5	8	6	6	4	2	2		
鳥取	1		1	1	1	1				
島根	4	1	5		5					
岡山	38	34	38	31	32	30	6	1	3	
広島	48	50	52	46	47	40	5	6	5	
山口	25	22	21	22	20	22	1			
徳島	5	1	6	2	5	2	1			
香川	9	10	8	7	7	7	1		1	2
愛媛	15	14	14	12	13	10	1	2	1	
高知	1	2	3	1	3	1				
福岡	36	28	39	23	34	20	5	3	1	1
佐賀	3	3	1	4	1	4			1	
長崎	30	27	34	27	31	19	3	8	2	5
熊本	4	8	5	7	4	7	1			1
大分	10	6	5	9	5	9				
宮崎	1	5	3	3	1	1	2	2		
鹿児島	4	7	4	3	4	3				
沖縄	2	5	4	2	2	1	2	1		1
計	862	875	817	789	733	708	84	81	49	55

石綿関連疾患処理状況(救済法)

(4月1日～12月末日まで)

局名	請求		決定		支給		不支給	
	H23年	H24年	H23年	H24年	H23年	H24年	H23年	H24年
北海道	1	6	1	14	1	14		
青森								
岩手								
宮城		3		2		2		
秋田								
山形				1				1
福島	1							
茨城	1	2		1				1
栃木								
群馬		3		3		3		
埼玉	6	5		4		4		
千葉	1	4	1	4	1	3		1
東京	4	20	2	16	1	16	1	
神奈川	4	24	3	24	2	14	1	10
新潟		4		4		4		
富山		2		2		1		1
石川		1		6		5		1
福井				1		1		
山梨	1			1		1		
長野	1	1		1		1		
岐阜		1		3		2		1
静岡		2		4		1		3
愛知	2	9	1	11	1	9		2
三重		1	1				1	
滋賀	2	1		3		2		1
京都	3	2	2	6	2	5		1
大阪	7	18	4	27	2	19	2	8
兵庫	10	10	7	15	5	11	2	4
奈良	1	1	1	1			1	1
和歌山		1						
鳥取								
島根		2		1		1		
岡山		1		3		2		1
広島	1	2	2	7	1	5	1	2
山口	2	4	1	7		5	1	2
徳島								
香川	1	1	1	1		1	1	
愛媛		1	2	4	1	2	1	2
高知	1	1						
福岡	2	4		3		1		2
佐賀		1		1		1		
長崎	2	4	1	3		3	1	
熊本		2		1		1		
大分		1	1	1	1	1		
宮崎								
鹿児島				2		1		1
沖縄	3	12	1	5		1	1	4
計	57	157	32	193	18	143	14	50

平成２３年度
業務上疾病の労災補償状況調査結果
(全国計)

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

1 総 括 表

1表 年度別業務上疾病の新規支給決定件数

(単位：件)

号	年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
分 類						
1	業務上の負傷に起因する疾病	5,094	5,075	4,457	4,620	4,516
2	物理的因子による疾病（がんを除く） 〔有害光線、電離放射線、異常気圧、 異常温度、騒音、超音波等〕	747	609	479	932	774
3	身体に過度の負担のかかる作業形態に起因する疾病 〔腰痛、振動障害、上肢障害等〕	1,494	1,465	1,223	1,232	1,149
4	化学物質等による疾病（がんを除く） 〔厚生労働大臣が指定する化学物質 等による疾病を含む。〕	204	215	195	219	244
5	粉じんの吸入による疾病 〔じん肺症等〕	1,032	850	812	800	712
6	細菌、ウィルス等の病原体による疾病	200	205	133	110	189
7	がん原性物質若しくはがん原性因子又は がん原性工程における業務による疾病	1,021	1,080	1,033	949	957
8	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変 等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患 及び虚血性心疾患等	-	-	-	285	310
9	心理的負荷による精神障害	-	-	-	308	325
10	前各号に掲げるもののほか、厚生労働大 臣の指定する疾病	0	1	1	1	0
11	その他業務に起因することの明らかな疾 病	664	648	529	1	0
計		10,456	10,148	8,862	9,457	9,176

(注) 「号」及び「分類」は、労働基準法施行規則の一部を改正する省令（平成22年5月7日付け厚生労働省令第69号）による改正後の労基則別表第1の2による。8号及び9号は改正前は「その他業務に起因することの明らかな疾病」（11号）に分類している。

補償課労災保険審理室長
説明資料

審査請求事案・労災事件訴訟関係統計

審査請求事案の現状

1 年度別処理状況

年 度	20	21	22	23	24 (12月末)
①前年度残件数	759	719	723	707	592
②新規請求件数	1,766	1,880	1,915	1,845	1,359
③請求増△減	△ 75	△ 81	△ 64	△ 82	△ 70
④要処理件数 〔①+②+③〕	2,450	2,518	2,574	2,470	1,881
⑤取下件数	83	80	84	84	65
⑥決定件数	1,648	1,715	1,783	1,794	1,173
決定率 (%) 〔⑥/④〕	69.6	70.3	71.6	75.2	64.6
⑦年度末残件数 〔④-⑤-⑥〕	719	723	707	592	643

2 長期未決件数

年 度	20	21	22	23	24 (12月末)
6ヶ月以上未決件数	166件 (22局)	159件 (18局)	126件 (17局)	70件 (15局)	106件 (24局)
1年以上未決件数	50件 (6局)	46件 (8局)	34件 (7局)	14件 (7局)	20件 (8局)

3 平均処理期間

年 度	20	21	22	23	24 (12月末)
平均処理期間	6.0ヶ月	5.4ヶ月	5.4ヶ月	5.2ヶ月	4.7ヶ月

係争中の労災行政事件訴訟等の現状

平成24年12月末現在	総件数	294件
	うち 行政事件訴訟	291件
	うち 国家賠償訴訟等	3件

1 行政事件訴訟

(1) 裁判所別

地裁係属	221件
高裁係属	45件 (うち1審敗訴 2件)
最高裁係属	25件 (うち2審敗訴 0件)

(2) 事案別

脳・心臓疾患	41件 (全件数の 14 %)
精神障害	81件 (全件数の 28 %)
障害等級	37件 (全件数の 13 %)
その他	132件 (全件数の 45 %)

(3) 脳・心臓疾患事案の内訳

地裁係属	28件
高裁係属	4件 (うち1審敗訴 0件)
最高裁係属	6件 (うち2審敗訴 0件)

(4) 精神障害事案の内訳

地裁係属	66件
高裁係属	9件 (うち1審敗訴 0件)
最高裁係属	9件 (うち2審敗訴 0件)

2 国家賠償訴訟等

裁判所別

地裁係属	3件
高裁係属	0件
最高裁係属	0件

労災行政事件訴訟の推移

	判決結果				提訴件数	係争件数
	国側勝訴	国側敗訴	合計	勝訴率		
平成13年度	80	14	94	85%	28	123
うち脳・心臓	21	7	28	75%	4	42
うち精神障害	—	1	1	0%	1	2
平成14年度	91	7	98	93%	45	104
うち脳・心臓	19	5	24	79%	8	30
うち精神障害	2	—	2	100%	2	2
平成15年度	70	17	87	80%	37	78
うち脳・心臓	11	7	18	61%	8	23
うち精神障害	2	1	3	67%	5	7
平成16年度	62	6	68	91%	40	78
うち脳・心臓	10	4	14	71%	6	21
うち精神障害	1	1	2	50%	3	10
平成17年度	51	7	58	88%	89	128
うち脳・心臓	5	2	7	71%	2	37
うち精神障害	2	1	3	67%	22	23
平成18年度	66	17	83	80%	81	149
うち脳・心臓	19	7	26	73%	23	45
うち精神障害	3	0	3	33%	17	87
平成19年度	85	21	106	80%	93	174
うち脳・心臓	18	8	26	69%	24	52
うち精神障害	10	9	19	53%	17	41
平成20年度	113	18	131	86%	111	227
うち脳・心臓	26	10	36	72%	19	51
うち精神障害	23	4	27	85%	34	67
平成21年度	151	19	170	89%	126	265
うち脳・心臓	27	7	34	79%	20	50
うち精神障害	39	7	46	85%	37	80
平成22年度	149	23	172	87%	117	274
うち脳・心臓	23	5	28	82%	9	4
うち精神障害	41	9	50	82%	37	74
平成23年度	170	15	185	92%	137	306
うち脳・心臓	26	5	31	84%	13	36
うち精神障害	47	3	50	94%	35	75
平成24年度 (12月末現在)	142	15	157	90%	92	294
うち脳・心臓	19	1	20	95%	11	33
うち精神障害	34	7	41	83%	35	84
合計	1,230	179	1,409	87%	996	
うち脳・心臓	224	68	292	77%	166	
うち精神障害	204	49	253	81%	245	

※ 上記件数には国家賠償請求事件等も含まれる

平成24年度() 主要判決

1 精神障害判決

(1) 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成 年 月 日 東京地裁	新認定基準は合理性を持つものであり、うつ病により自殺した被災者の における心理的負荷(時間外労働及びパワハラなど)は、新認定基準によっても強度は「中」ととどまると認めるのが相当であって、業務起因性が認められないとした例	連続勤務(12日間) 叱責(勤務態度に関する指摘)
2	平成 年 月 日 東京地裁	暴行を受け、精神障害により な どからすれば、原告の業務による心理的負荷の程度は「中」に止まるとして業務起因性が否定された例	暴行によるPTSD な
3	平成 年 月 日 東京地裁	長時間労働及び上司の叱責、パワハラによって発病したとする心因反応について過重な心理的負荷があったと評価できないとして業務起因性が否定された例	長時間労働 叱責(部下の至らない点の指摘)
4	平成 年 月 日 東京高裁	新認定基準は合理性があり、新認定基準によっても業務による心理的負荷は「強」には至らず(新設の80時間超えの時間外労働を出来事として評価)、業務起因性が認められないとした例	出来事としての時間外労働 新認定基準の合理性
5	平成 年 月 日 東京地裁	精神障害の発病時期に関し精神部会の判断及びその根拠は十分な合理性を有するとし、また、認定基準(報告書)を引用して発病後の精神障害の悪化に関しても業務起因性が否定された例	発病後の精神障害の悪化

(2) 敗訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日 大阪高裁	■が、■に発症した精神障害は、■という出来事と出来事後の恒常的な長時間労働によるものであるとして、業務上の事由によるものとは認められないとした原判決を取り消した例	出来事後の恒常的な長時間労働 ■の過重性
2	平成■年■月■日 福岡高裁	■が発症したうつ病は、上司からの厳しい叱責等によるもので、上司との確執やノルマ達成の負荷等のストレスが継続している場合は、業務起因性の評価期間を発症前6か月に限ることなく、心理的負荷の対象とすべきとした例	出来事が繰り返される場合の心理的負荷の評価期間 厳しい叱責
3	平成■年■月■日 新潟地裁	ノルマ未達成とそれに対する上司の叱責が繰り返されたことにより発症したうつ病について業務起因性を認めた例	出来事が繰り返される場合の心理的負荷の評価期間 ノルマ未達成 叱責の繰り返し
4	平成■年■月■日 大阪高裁	■に発症した精神障害は、退職の強要による強い心理的負荷によるものであるとして、業務上の事由によるものとは認められないとした原判決を取り消した例	退職の強要による心理的負荷
5	平成■年■月■日 鳥取地裁	■が、上司からの厳しい叱責等の後発症したうつ病について、業務起因性を肯定した例	厳しい叱責
6	平成■年■月■日 岡山地裁	■に従事した者が石綿肺で療養中に発症した精神障害（自殺）について、業務起因性を肯定した例	根治治療のない慢性疾患による心理的負荷の評価期間 石綿肺の悪化による心理的負荷

2 その他

(1) 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日 釧路地裁	特別加入者（中小事業主等）の振動障害による休業補償給付に関し、原告の業務には相当程度に振動業務以外の業務があり、全部労働不能に当たるとは認められないとした例	振動障害に罹患した 特別加入者の全部労働不能要件該当性
2	平成■年■月■日 静岡地裁	■発症した急性心筋梗塞による突然死について日常業務の過重性及び■業務遂行性が否定された例	■業務遂行性
3	平成■年■月■日 大阪高裁	石綿関連疾患に係る休業補償給付の請求権については、業務起因性を認識し得た時から消滅時効が進行すると解するのが相当であるとした例	消滅時効の起算点 業務起因性の認識可能性（遅くともクボタショックの時点で認識可能）
4	平成■年■月■日 京都地裁	■に従事していた者の労働者性を認めたが、心筋梗塞による死亡に業務起因性は認められないとした例	■の労働者性 ■の過重性
5	平成■年■月■日 東京高裁	二重就労者の精神障害事案について平均賃金（給付基礎日額）を合算しないとした例	二重就労 平均賃金（給付基礎日額）の合算
6	平成■年■月■日 千葉地裁	石綿板等の切断作業によるびまん性胸膜肥厚について、各種検査結果 ■ から著しい肺機能障害があったとは認められないとした例	石綿びまん性胸膜肥厚による肺機能障害 ■ ■ ■
7	平成■年■月■日 広島地裁	■の労働者性が否定された例	■の労働者性
8	平成■年■月■日 東京地裁	著しい過重労働（時間外労働260時間超）と ■ の発症との因果関係には高度の蓋然性が認められないとした例	過重労働によるストレスと ■ の発症・増悪 高度の蓋然性の証明の程度

（2）敗訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成 年 月 日 佐賀地裁	の管理監督者性が、経営全体に関する決定に参画していない、店舗に対して指揮監督権限を行使していたとは認められないとして、否定された例	の管理監督者性
2	平成 年 月 日 高知地裁	国側の鑑別診断医の末梢循環障害の検査結果(冷却負荷後の皮膚温の中等度異常等)を評価して、振動障害の認定基準の要件を満たすと判決された例	振動障害 皮膚温の中等度異常 の評価
3	平成 年 月 日 東京地裁	に従事し、肺がんを発症した について、 同僚 胸膜プラークが認められたことから、石綿ばく露により肺がんを発症したとして業務起因性を認めた例	石綿肺がん 同僚に胸膜プラーク が認められた事例
4	平成 年 月 日 東京地裁	を特別加入の申請に係る業務とした事業主が 直接附帯する行為として業務遂行性を認めた例	中小事業主特別加入者の業務遂行性 に直接附帯する行為の範囲
5	平成 年 月 日 京都地裁	原告の労働時間を推認し得る客観的な資料がない事案において、原告の妻が始業・終業時刻を記録したメモは基本的に信用できるとして、給付基礎日額の算定に当たり、当該メモに沿った割増賃金を算入すべきであるとした例	原告の妻が記録したメモの信憑性 時間外労働時間の推定

文書提出命令申立一覧

	局 名	申立人	裁判所	決定内容	対象文書	決定日等	備 考
平成20年度	神奈川	原告	■■■■地裁 (平成20年(第■■)号)	【対象文書について提出命令】 相手方と医師との信頼関係が損なわれ、労働者災害補償業務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるとは考え難いとして提出命令。	1. 主治医意見書	申立: ■■■■ 決定: ■■■■	精神障害における民事損賠訴訟
平成21年度	神奈川	被告	■■■■地裁 (平成21年(第■■)号)	【対象文書の全部について提出命令】 民訴法220条4号イないしホのいずれにも該当しないとしてすべて提出命令。	1. 療養給付(費用)決議書 2. 休業及び一時金給付決議書 3. 年金支払履歴検索結果	申立: ■■■■ 決定: ■■■■	第三者行為災害における民事損賠訴訟
	鳥取	原告	■■■■地裁 (平成21年(第■■)号)	【申立却下】 公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するとしてすべて却下。	1. 同僚申立書 2. 同僚聴取書	申立: ■■■■ 決定: ■■■■	精神障害における民事損賠訴訟
	茨城	原告	■■■■地裁 (平成21年(第■■)号)	【対象文書について提出命令】 公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるとは認められないとして提出命令。	1. 給付調査復命書(障害)	申立: ■■■■ 決定: ■■■■	第三者行為災害における民事損賠訴訟
平成22年度	岡山	原告	■■■■地裁 (平成22年(第■■)号)	【1は申立却下 2は申立一部却下 3～5は対象文書全部提出命令】 1については書証の申出を文書提出命令によってする必要性を認めることはできないとして却下。 2の「調査官意見」欄及び「署長の意見」欄については公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するとして却下。 2の「調査官意見」欄及び「署長の意見」欄以外の部分並びに3から5については公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するとまでいうことはできないとしてすべて提出命令。	1. 診療録写し(実地調査復命書に添付されたもの) 2. 実地調査復命書 3. 聴取書 4. 様式1「精神障害等の業務起因性判断のための調査票」 5. 様式2「当該労働者の精神障害の発病に関与したと考えられる出来事に対する心身の変調等に関する時間的経過」	申立: ■■■■ 決定: ■■■■ 抗告: ■■■■ (国) 決定: ■■■■	精神障害における民事損賠訴訟
			■■■■高裁支部 (平成22年(第■■)号)	【1は申立却下 2～5は対象文書全部提出命令】 1については書証の申出を文書提出命令によってする必要性を認めることはできないとして却下。 2～5については、供述者の同意が得られていない聴取書及びその供述を引用する部分についても、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するとまではいえないとして文書提出命令。			
	大阪	原告	■■■■地裁 (平成22年(第■■)号)	【対象文書について提出命令】 公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するということとはできないとして提出命令。	1. 建築物に関するアスベスト含有建築材料調査結果報告書(事業場提出資料)	申立: ■■■■ 決定: ■■■■	アスベスト民事損賠訴訟

平成 22年度	東京	被告	■■■■地裁 (平成22年(ワ)第■■■号)	【文書提出命令申立を不採用】 (なお、■■■■地裁は文書送付嘱託の申立を不採用)	1. 労災保険法に基づく支給決定に関連する一切の書類	申立: ■■■■ 決定: 一	アスベスト 国家賠償訴訟
	岡山	原告	■■■■地裁 (平成22年(ワ)第■■■号)	【1～5の一部について文書提出命令、その余の申立てを却下】 1～5について、供述者の同意が得られている聴取書及びその供述を引用する部分については、民事訴訟法220条4号ロに該当しないとして文書提出命令。 4については、印影部分については、それを提出すべき必要性は認められないとして却下。	1. 実地調査復命書 2. 聴取書 3. 精神障害等の業務起因性判断のための調査票 4. 「被災者の精神障害の業務起因性にかかる医学的見解」 5. 「意見書の提出について」	申立: ■■■■ 決定: ■■■■ 抗告: ■■■■ (申立人) 決定: ■■■■	精神障害における 民事損賠訴訟
			■■■■高裁 支部 (平成22年(ワ)第■■■号)	【1～4については対象文書提出命令 5は申立却下】 1～4について、供述者の同意が得られていない聴取書及びその供述を引用する部分についても、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するとまではいえないとして文書提出命令。			
平成 23年度	東京	被告	■■■■地裁 (平成23年(ワ)第■■■号)	【1～8の一部について文書提出命令】 1,2について、請求人の聴取書及びその供述を引用する部分については家庭環境に係る記載を除き、民事訴訟法220条4号ロに該当しないとして文書提出命令。	1. 聴取書 2. 精神障害等の業務起因性判断のための調査票 3. 調査結果復命書 4. 療養補償給付たる療養の費用請求書 5. 休業補償給付支給請求書 6. 申立書 7. 精神障害等専門部会の意見書 8. 健康保険診療報酬明細書	申立: ■■■■ 決定: ■■■■	精神障害における 民事損賠訴訟
	福島	被告	■■■■地裁 (平成23年(ワ)第■■■号)	【取り下げ】	1. 聴取書(供述者死亡)	申立: ■■■■ 決定: 一	脳心事案における 民事損賠訴訟
平成 24年度	大阪	被告	■■■■地裁 (平成24年(ワ)第■■■号)	【取り下げ】	1. 実地調査復命書 2. 職業病相談員相談記録 3. 健康保険受診歴回答	申立: ■■■■ 決定: 一	脳心事案における 民事損賠訴訟
	宮城	原告	■■■■地裁 (平成24年(ワ)第■■■号)	【意見書提出】	1. 聴取書 2. 審理記録書	申立: ■■■■ 決定: ■■■■	脳心事案における 民事損賠訴訟

行政不服審査法に基づく審査請求

平成23年度受理分

	局名	不服申立内容
1	和歌山	アフターケア健康管理手帳の不承認(外傷による末梢神経障害)の取消を求めるもの
2	大阪	不正受給により労災保険を受給したとする費用徴収決定の取消を求めるもの
3	北海道	義肢等補装具購入・修理費用支給不承認(下肢装具)の取消を求めるもの
4	兵庫	義眼の装嵌のための旅費に係る不承認の取消を求めるもの
5	北海道	アフターケア通院費の不支給の取消を求めるもの
6	福岡	アフターケア健康管理手帳の不承認(熱傷)の取消を求めるもの
7	大阪	アフターケア通院費の不支給の取消を求めるもの
8	福井	義肢等補装具購入・修理費用支給不承認(補聴器)の取消を求めるもの
9	静岡	事業主が故意又は重大な過失により生じさせた死亡災害に係る費用徴収金の徴収決定処分取消を求めるもの

平成24年度受理分

	局名	不服申立内容
1	静岡	事業主が故意又は重大な過失により生じさせた死亡災害に係る費用徴収金の徴収決定処分取消を求めるもの
2	東京	保険関係成立に係る手続を行っていない間に生じた業務災害に係る費用徴収金の徴収決定処分取消を求めるもの
3	大分	義肢等補装具購入・修理費用支給不承認(義眼)の取消を求めるもの
4	茨城	義肢等補装具購入・修理費用支給不承認(電動車椅子)の取消を求めるもの
5	大阪	アフターケア健康管理手帳の不承認(外傷による末梢神経損傷)の取消を求めるもの
6	香川	アフターケア健康管理手帳の不承認(せき髄損傷)の取消を求めるもの
7	愛知	アフターケア健康管理手帳の不承認(外傷による末梢神経損傷)の取消を求めるもの
8	千葉	アフターケア健康管理手帳の不承認(熱傷)の取消を求めるもの

○
労 災 保 険 業 務 課
システム最適化推進室長
説 明 資 料
○

労災保険給付等の受給者の皆様へ

労災保険給付等において
ゆうちょ銀行振込が可能になります

休業（補償）給付を始めとする労災保険給付（労災年金を除く）の支払に当たっては、皆様の利便性を確保する観点から、平成25年2月12日から、ゆうちょ銀行への振込も可能になります。

【ゆうちょ銀行振込が可能となる給付等の種類】

- ア 療養（補償）給付たる療養の費用（「検査に要した費用」は除く。）
- イ 休業（補償）給付
- ウ 介護（補償）給付
- エ アフターケア通院費
- オ 障害（補償）一時金
- カ 遺族（補償）一時金
- キ 障害（補償）年金前払一時金
- ク 障害（補償）年金差額一時金
- ケ 遺族（補償）年金前払一時金
- コ 特別遺族一時金
- サ 葬祭料（葬祭給付）
- シ 定額の特別支給金
- ス 未支給金

各給付に係る請求書については、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。なお、ダウンロードの際には留意事項を必ずご確認ください。

【掲載先】

ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞雇用・労働＞労働基準＞
労災補償＞労災保険給付関係請求書等ダウンロード

照会先：厚生労働省 労働基準局 労災補償部
労災保険業務課 電話 03-3920-3786

ゆうちょ銀行の番号が8桁未満の場合の記入方法について

ゆうちょ銀行の口座（記号番号）は、5桁の記号と8桁の番号で成り立っています。番号が8桁未満の場合、右詰めで記入し、空欄には「0」を記入して下さい。

※ゆうちょ銀行口座（記号番号）の記入方法について

○記号番号13桁のうち、1桁目、13桁目は「1」、5桁目は「0」となっています。

記号 (5桁)					番号 (8桁)							
1				0								1

○記号番号(13桁)は5桁の記号と8桁の番号から成り立ちますが、番号が8桁未満の場合、頭に0を加えて8桁として下さい。

(例) 番号が1234561の場合、01234561となります。

1	x	x	x	0	0	1	2	3	4	5	6	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



「0」を加えて下さい。

新帳票は以下の記載のとおりになっています

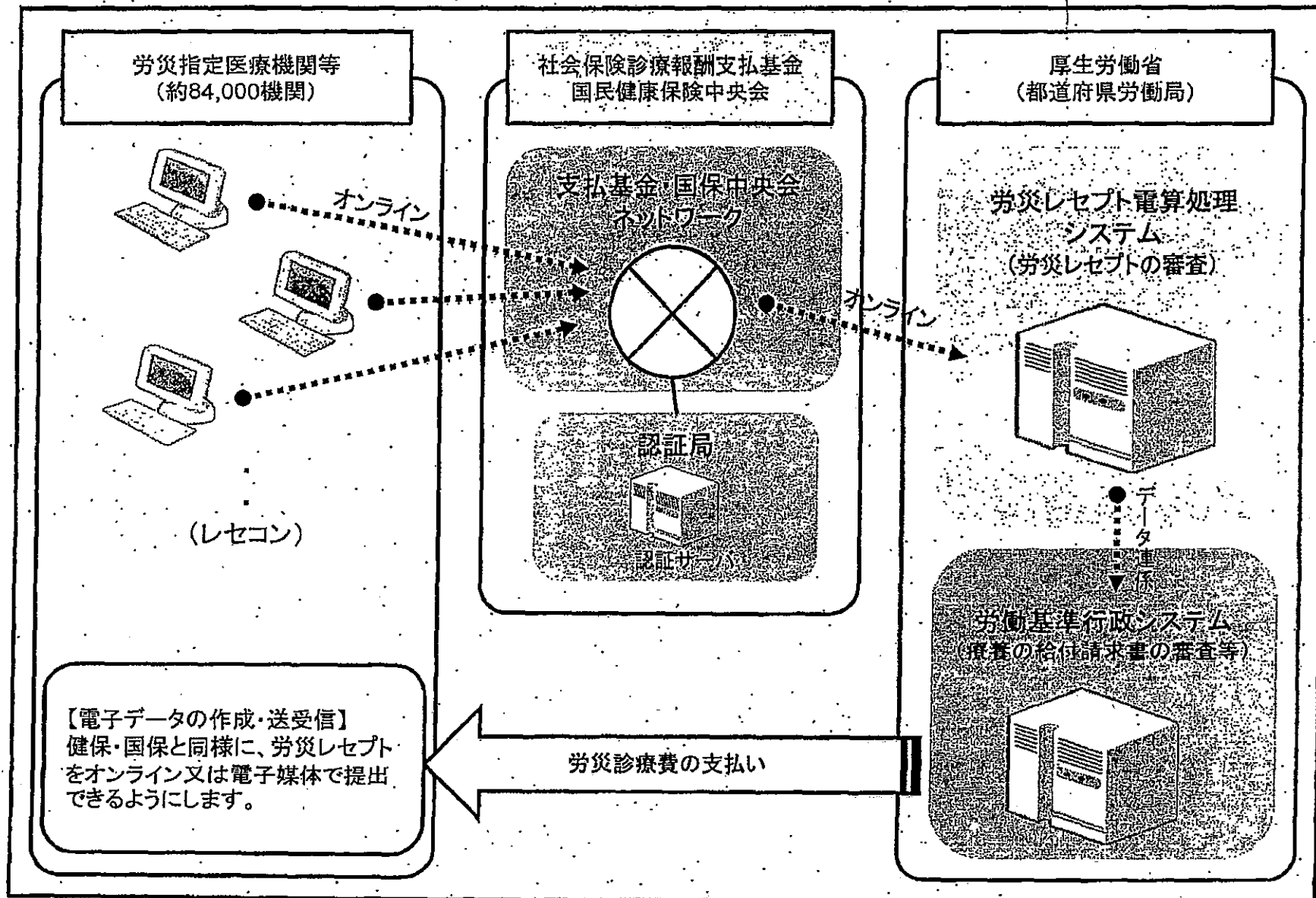
※会議資料用

様式第7号(1)

⑩口座番号 (左詰め。ゆうちょ銀行の場合は 記号 (5桁) は左詰め、番号は右詰めで記入し、空欄には「0」を記入。)

[illegible]

労災診療費審査業務の流れ



○
○
労災管理課総務担当補佐
説 明 資 料

労災保険給付等の支払事務の局集中化について（各局意見の概要）

1 実施に当たっての課題等

- 支給決定から支払いまでの事務処理が増加するため、現行の支払スケジュールでは対応困難。(31 局)
- 局（特に総務課）の業務負担が増加する。(27 局)
- 経由する部署が増えるため事務が煩雑化し、支払事故や個人情報漏えい等のリスクが高まる。(8 局)
- 支払いが遅延し、受給者への影響が懸念される。(3 局)

2 実施する場合の時期（平成 25 年）

- 4 月 1 日（11 局）
- 5 月以降（ハードウェア更改後）(17 局)
（人事異動時期、出納整理期間は対応困難）
- 6 月以降（4 局）
（本省払い化の安定稼働を見極めた後）
- 7 月以降（5 局）
（決算等 総務課の業務が落ち着く頃に実施すべき、準備期間を設けるべき 等）
- その他（2 局）
（稼働遅延の間は支払いを保留とすべき、25 年度は署払いを継続すべき）

3 事務処理案に対する主な意見

- 支払日を局で独自に設定できるようにしてほしい。
- 署から局へ送付する支払依頼書等の書類については、日程の関係や書類紛失のリスクを避けるためメールによる送付でも可能としてほしい。
- 支払予定一覧表は局で出力することとし、署の支払依頼書・支払予定一覧表の送付は省略してほしい。
- 「給付支払調査票」の入力について、局署の明確な処理分担を明示してほしい。
- 署から送付する「添付書類」はどのようなものか明示してほしい。

- 支払予定一覧 CSV ファイルは、会計事故防止の観点から、ADAMSでの債主登録・決議入力に対応したデータの仕様としてほしい。
- 労災システムで作成したデータをADAMSにタンキングする処理ができるようにしてほしい。
- 全国統一の事務処理にするのではなく、各局に裁量を持たせてほしい。
- 残務承継資金前渡官吏の口座管理、事務引き継ぎ等、具体的な事務処理を要領で示してほしい。
- 署で現金払いを行う場合、出納員は事案発生の都度、任命・解任の手続が発生し煩雑となる。柔軟に対応できるようにしてほしい。
- 局で現金払いを行う場合、本人確認の方法、代理人渡しが可能かどうか等明示してほしい。
- 支払振込通知書は署で印字し、署から発送する方法にしてほしい。
- 回収が生じた場合や振込不能の場合の処理手順や担当部署等を明らかにしてほしい。
- 出納員が廃止となった場合の備え付け帳簿や検査について検討が必要。
- 局で支払った請求書の原本の保管、計算管理、証拠書の編綴は局署のどちらで行うか明確に示してほしい。

4 その他意見・要望

- 局払い化によるメリット・デメリット、業務量等を示してほしい。
- 局払い化の時期については全国一律でなく局の実情に応じて決定できるようにしてほしい。
- 局総務課等に非常勤職員を配置してほしい。
- 庁費支弁職員に対応させる場合はIDの付与が必要である。
- 局払い化の事務処理要領を示してほしい。
- 資金前渡官吏の廃止時期については局の裁量としてほしい。

労災保険調査員（仮称）の設置について

１ 趣旨・目的

被災労働者等からの労災請求事案に対しては、業務上外の判断のために必要な調査等を行うものであるが、これらの業務は、現在、労働基準監督署で労災補償を担当する職員が主に行っている。

しかしながら、近年の厳しい経済社会情勢や労働環境の変化等により、精神障害事案に係る労災請求が近年増加し続け、平成 23 年度は 1,272 件と 3 年連続で過去最高を更新している。また、精神障害のみならず、業務上外の判断が困難な脳・心臓疾患事案は平成 23 年度 898 件（前年度比 96 件増）と 2 年連続で増加、石綿関連疾患事案は依然、千件を超える水準で推移するとともに、中皮腫で亡くなられた方の増加を踏まえ（710 人（H12）→1,209 人（H22）と急増）、亡くなられた方の遺族に対して勧奨を行っていること等から、今後、石綿関連疾患に係る労災請求事案も増加する可能性が高い。

一方、労働基準監督署では、主に業務上疾病に係る請求事案の処理に日数を要しているところ、今後の複雑困難事案の増加に対して、既存の職員による業務体制では、迅速・適正な処理を行うことが困難となり、国民の労災保険制度に対する信頼を失う事態となりかねないことから、職員と連携・協力の上で必要な調査等の業務を非常勤職員が新たに担うことにより、署の業務処理体制を維持し、もって、労災補償業務の質の向上を図る必要がある。

２ 職務

労災請求事案に対する調査業務の補助

※ 脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患その他業務上疾病を中心とした労災請求事案について、職員の指示の下、調査業務の一部を行う。

（１）事業場等の関係資料の収集

事業場に対する関係資料の提出依頼及び収集等

（２）請求人等に関する調査の補助

業務内容、労働時間等に関するデータの整理

（３）医学的資料のとりまとめ

主治医、産業医、専門医等の意見書等の資料のとりまとめ

（４）調査資料の作成等

調査内容の取りまとめ、補充調査の実施の補助等

３ 配置人数

調整中

労災管理課企画担当補佐
説 明 資 料

基労管発 1105 第 1 号

基労補発 1105 第 2 号

平成 24 年 11 月 5 日

都道府県労働局

総務部(労働保険徴収部)長 殿

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

労災管理課長

補償課長

労働者でない者の業務上の負傷等に係る
健康保険と労災保険の適用関係について

今般、シルバー人材センターの会員の請負契約による就業中の負傷について、業務上の事由によるものとして健康保険からの給付が認定されない問題が生じたことを契機に、厚生労働省内に「健康保険と労災保険の適用関係の整理プロジェクトチーム」を設置し、本年 10 月 29 日にとりまとめを行った。とりまとめにおいては、働き方が多様化する中、国民に広く医療を保障するという観点から対応方針を整理したところであり、請負の業務やインターンシップなど、労災保険の給付が受けられない場合には、健康保険の対象とするとともに、労災保険においても、特別加入制度の周知・勧奨等を行うこととされている（別添参照）。

このため、都道府県労働局においても、労働保険年度更新説明会や労働保険事務組合担当者説明会等の機会を活用して特別加入制度の説明を行うとともに、関係団体を通じた制度の周知等を図られたい。

また、貴局管内の労働基準監督署に、シルバー人材センターの会員等、形式的には労働者でない者から労災請求があった場合は、引き続き、契約の形式のみで労働者性を判断することなく、作業の実態を調査の上、労働者性が認められた場合には適切に給付を行うよう、徹底をお願いします。

健康保険と労災保険の適用関係の整理プロジェクトチーム

とりまとめ

平成24年10月29日

労働者の業務災害については、使用者が補償責任を負うことから、業務上の負傷等は労働者災害補償保険法に基づく給付が行われ、業務外の負傷等は健康保険法に基づく給付が行われる。健康保険法上、業務は「職業その他社会生活上の地位に基づいて継続して行う事務又は事業」と広く取り扱っており、例えば、副業で行った請負の業務で負傷した場合やインターンシップで負傷した場合などに、労災保険法からも健康保険法からも給付がなされない事態が生じ得る。

今般、シルバー人材センターの会員の就業中の負傷について健康保険法からの給付が認定されないという問題が起きたことを契機に、本プロジェクトチームを立ち上げたが、シルバー人材センターの問題のみならず、働き方が多様化する中、国民に広く医療を保障するという観点に立って、以下のとおり対応方針を整理した。

(1) 健康保険

- 健康保険における業務上・外の区分を廃止し、請負の業務（シルバー人材センターの会員等）やインターンシップなど、労災保険の給付が受けられない場合には、健康保険の対象とする。
- その上で、労使等関係者の負担に関わる変更であるため、変更の方法（法改正の可否）、遡及適用の可否、役員の業務上の負傷に対する給付の取扱いを含め、社会保障審議会医療保険部会で審議を行い、結論を得る。

(2) 労災保険

- 労災保険には、労働基準法に規定する労働者以外の者（請負の業務を行う者等）のうち、特に保護すべきものに対し、例外的に労災保険の加

入を任意で認めている「特別加入制度」がある。負傷等を負った方が十分な給付を受けられるよう、特別加入制度について十分な周知・勧奨を行うこととする。また、特別加入制度の対象者については、就労環境の実態を踏まえ、適切なものとなるよう、検討を行う。

- シルバー人材センターの会員等であっても、従来どおり、実質的に雇用関係にある方には労災保険の給付の対象となる旨を、改めて労働局等に徹底することとする。

(3) シルバー人材センター

- シルバー人材センターの会員の保護の観点から、一般企業や公共機関から受注している作業を中心に、可能なものは全て、労災保険が適用される「職業紹介事業」や「労働者派遣事業」による就業への転換を進めていくよう指導することとする。

「自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る 特別加入の取扱いについて（通知案）」の概要

Ⅰ 改正の概要

労災保険は、労働者の業務災害に対する補償を本来の目的としているが、業務の実情や災害の発生状況等に照らし、実質的に労働者に準じて保護するにふさわしい者（一人親方、中小事業主等）については、任意で労災保険に加入することを認めている（特別加入制度）。

現在、省令により「自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者」が特別加入をすることができる対象者の一つとして定められているが、新たに道路運送車両法第２条第３項に定める「原動機付自転車」を当該規定の「自動車」に含めることとし、特別加入の対象範囲に追加するため所要の措置を講ずるものとする。

<根拠条文>

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）

第 33 条第 1 項第 3 号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）

第 46 条の 17 第 1 項第 1 号

Ⅱ 適用日

平成 25 年 4 月 1 日（予定）

基労管発 1225 第 1 号

基労補発 1225 第 1 号

基労保発 1225 第 3 号

平成 24 年 12 月 25 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

労 災 管 理 課 長

補 償 課 長

労災保険業務課長

労働者災害補償保険法第 8 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく休業補償給付
又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の
一部改正について

労働者災害補償保険法第 8 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく休業補償給付又は休業給
付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率（平成 2 年労働省告示第 7
5 号）の一部を改正する告示（平成 24 年厚生労働省告示第 597 号。以下「改正告示」と
いう。別添 1）が平成 24 年 12 月 28 日に公布され、平成 25 年 1 月 1 日から施行され
る。

については、下記事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正内容

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）にお
ける休業補償給付又は休業給付（以下「休業補償給付等」という。）の額の算定の基礎
として用いる給付基礎日額（以下「休業給付基礎日額」という。）については、休業が
長期にわたる場合には賃金水準の上昇又は低下の割合に応じて、「労働者災害補償保険

法第8条の2第1項第2号の規定に基づく休業補償給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣の定める率」(以下「休業スライド率」という。)により、休業給付基礎日額を自動的にスライドさせて補償額の適正化を図っているところである。

具体的には、四半期毎の平均給与額(労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第9条の2に定める平均給与額をいう。以下同じ。)が、労災保険法第8条第1項における算定事由発生日(以下「算定事由発生日」という。)の属する四半期の平均給与額と比べ10%を超えて増減した場合に、増減した四半期の翌々四半期の初日以降、休業給付基礎日額に休業スライド率を乗じて得た額により休業補償給付等を算定している。

平成9年4月から同年6月までの四半期の平均給与額と比べ、平成24年7月から同年9月までの四半期の平均給与額が10.1%低下したことから、改正告示では、算定事由発生日が平成9年4月から同年6月までの四半期に属している場合の休業スライド率を90%とし、平成25年1月1日から適用することとしている(別添1)。

2 対象者

改正告示により、休業給付基礎日額が減額改定となる対象者は、次に該当する者であって、スライド改訂前の休業給付基礎日額が労災保険法第8条の2第2項第1号の最低限度額を超える者及びスライド改定後の休業給付基礎日額が同項第2号の最高限度額未満になる者(以下「対象者」という。)である。

- ① 算定事由発生日が、平成9年4月1日から同年6月30日である者
- ② 算定事由発生日が、平成9年3月31日以前であって、平成9年4月1日から同年6月30日までの四半期の平均給与額を基礎に調整が行われている者

基本的には、別添2に示した対象期間(網掛け数値記載部分※)に算定事由発生日が属している者が上記①、②に該当する者となるが、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成2年法律第40号)の施行日(平成2年10月1日)前に休業給付基礎日額が改定されたことがある場合には、同法に定める経過措置等により対象期間に算定事由発生日が属していても対象者とならないこともあり得るので、対象者の確認に当たっては、3の(2)に基づき対応されたい。

※ 通算スライド率早見表の減額改定部分のみ記載。なお、正式な通算スライド率

早見表については別途連絡する。

3 対象者への通知等

(1) 通知方針

対象者への通知については、当面、支給決定通知書により行うことができないことから、労働基準監督署（以下「署」という。）において、(2)により対象者に個別に通知を行うこととする。

なお、休業補償給付等の請求人全体に比べ、対象者は比較的少ないことから、対象者以外への周知は行わず、署の窓口における周知用リーフレットの配置、ホームページへの掲載なども行わない。

(2) 対象者の確認

平成24年10月1日から12月17日までに休業補償給付等の請求を受け付けた者のうち、改正告示によりスライド改定となる者については、その一覧（以下「リスト」という。）を労働基準行政情報システムの掲示板に掲載するので、年齢階層別の最低・最高限度額の適用の有無を労働基準行政情報システムの「休業詳細検索」により確認し、休業補償給付等の請求受付時に対象者であるか確認を行うこと。

ただし、上記期間中に請求を受け付けていない場合にはリストに掲載されないため、傷病年月日が平成9年6月30日以前である者から、平成25年1月1日以降の休業日に係る休業補償給付等の請求がなされた場合には、リストに記載されていない者であっても、決議書において休業補償給付等の額、スライド率及び直近の給付履歴（支給対象日数及び支給額）を確認し、休業補償給付等の額が減額になっている者については、労働基準行政情報システムにおいて「休業詳細検索」「休業スライド検索」などを行い、対象者かどうかの確認を行うこと。

(3) 通知方法

(2)により確認した対象者に対しては、別添3の通知書を請求書受付時に窓口で交付するか、支給決定前に郵送することにより、改正告示に基づく休業補償給付等の減額について通知すること。

(4) 署における通知を行う期間

現在、休業給付基礎日額の増減理由となるスライド改定等について周知する文言を支給決定通知書に記載することを検討しており、支給決定通知書による周知が開始されるまでの間、上記取扱いにより対象者へ通知を行うこととする。

今後の取扱いについて、別途通知することとする（平成25年3月末予定）。

(5) 問い合わせへの対応

本件に関する対象者等からの問い合わせについては、別添4を参考に対応されたい。

4 その他

改正告示に基づき、休業給付基礎日額を算定の基礎とする労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）に定める休業特別支給金についても、減額改定されることになるので、念のため申し添える。

（別添 略）

健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等の実施状況

平成24年度(上期) 全労働局

報告事項	① 負傷原因照会回答書の受領件数	② 勧奨対象者数	③ 勧奨対象者のうち、相談又は質問書への回答があったものの数	④ ③のうち、再勧奨した者の数	⑤ ④のうち、再勧奨した者のうち、相談又は質問書への回答又は再勧奨の請求の意思があったもの数	⑥ ⑤のうち、労災保険給付を請求した者の数	⑦ ⑥のうち、支給決定を受けた者の数	⑧ 監督指導等の実施件数	⑨ ⑧のうち、送検した件数
北海道	293	49	22	0	9	4	3	0	0
青森	105	54	12	0	9	4	3	0	0
岩手	8	6	5	0	1	1	0	0	0
宮城	84	42	28	0	22	13	10	0	0
秋田	16	8	6	5	4	2	1	0	0
山形	37	22	10	1	7	5	5	0	0
福島	171	78	31	0	20	13	9	0	0
茨城	191	145	14	0	12	5	5	0	0
栃木	68	56	29	0	18	11	11	0	0
群馬	70	45	24	0	16	9	9	0	0
埼玉	62	14	5	0	4	3	1	0	0
千葉	217	158	81	0	58	39	31	0	0
東京	212	22	1	0	0	0	0	0	0
神奈川	46	16	6	0	3	3	3	0	0
新潟	20	8	3	1	1	0	0	0	0
富山	10	6	3	1	2	2	2	0	0
石川	109	52	26	0	8	3	3	0	0
福井	17	10	7	0	5	1	1	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	60	19	8	0	3	2	2	0	0
岐阜	135	33	7	0	5	0	0	0	0
静岡	158	66	21	0	8	6	6	0	0
愛知	234	200	96	0	55	24	19	0	0
三重	21	16	5	0	3	2	2	0	0
滋賀	63	47	13	0	10	6	6	0	0
京都	22	4	0	0	0	0	0	0	0
大阪	122	42	19	0	11	3	3	0	0
兵庫	50	16	7	0	6	5	4	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	13	10	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	94	39	3	0	3	0	0	0	0
島根	21	4	1	0	1	1	0	0	0
岡山	187	141	68	0	22	16	16	0	0
広島	48	39	13	0	4	0	0	0	0
山口	43	15	1	0	0	0	0	0	0
徳島	17	10	5	0	4	3	3	0	0
香川	24	12	5	0	2	1	0	0	0
愛媛	25	12	6	0	3	1	1	0	0
高知	54	20	7	2	1	0	0	0	0
福岡	4	4	0	0	0	4	3	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	51	11	11	0	0	0	0	0	0
大分	4	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	1	1	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	63	31	23	1	20	19	19	0	0
沖縄	36	36	19	4	2	0	0	0	0
合計	3286	1619	651	15	362	211	181	0	0

健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等の実施状況

平成23年度(上期) 全労働局

報告事項	① 件数 負傷原因照会回答書の受領	② 勧奨 対象者数	③ もの の数 勧奨対象者のうち、相談又は質問書への回答があったもの	④ 数 ③のうち、再勧奨した者の数	⑤ の数 ⑤のうちの、労災保険給付を請求した者の数	⑥ の数 ⑥のうちの、支給決定を受け	⑦ の数 ⑦のうちの、送検した件数	⑧ の数 ⑧のうちの、送検した件数
北海道	204	55	24	0	16	5	5	0
青森	96	42	9	0	4	3	1	0
岩手	7	2	1	0	0	0	0	0
宮城	24	18	11	0	9	4	4	0
秋田	37	21	14	0	13	7	6	0
山形	10	10	10	0	3	4	3	0
福島	0	0	0	0	9	7	7	0
茨城	146	107	52	4	39	25	25	0
栃木	40	24	20	0	9	5	5	0
群馬	53	34	17	0	7	2	2	0
埼玉	59	18	6	0	5	3	3	0
千葉	201	153	62	0	34	8	6	0
東京	245	20	7	0	6	3	3	0
神奈川	69	11	1	0	0	0	0	0
新潟	75	36	23	0	19	19	19	0
富山	10	7	4	0	0	0	0	0
石川	89	30	18	0	13	6	6	0
福井	34	18	7	0	6	5	4	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	76	23	9	0	6	3	3	2
岐阜	129	60	22	0	10	8	8	0
静岡	115	41	25	0	13	9	6	0
愛知	200	165	90	0	42	24	14	0
三重	32	28	7	0	2	0	0	0
滋賀	85	54	26	0	20	8	3	0
京都	30	3	1	0	0	0	0	0
大阪	111	45	22	0	14	1	0	0
兵庫	76	38	16	0	10	4	4	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	9	4	0	0	0	0	0	0
鳥取	91	48	13	0	6	0	0	0
島根	13	6	0	0	0	0	0	0
岡山	128	90	46	0	18	11	10	1
広島	17	5	2	0	0	0	0	0
山口	41	17	3	0	2	0	0	0
徳島	19	10	5	2	4	0	0	0
香川	23	15	6	0	3	2	1	0
愛媛	16	10	5	0	3	3	2	0
高知	61	27	20	0	7	7	7	0
福岡	3	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	55	7	7	0	0	0	0	0
大分	4	2	1	0	1	1	1	0
宮崎	3	3	1	0	1	1	0	0
鹿児島	96	45	35	2	13	11	11	0
沖縄	17	17	17	8	1	1	0	0
合計	2849	1369	665	16	368	200	169	4

資料区

労災管理課主計担当補佐
説 明 資 料

平成25年度 歳入歳出概算予定額総表（労災勘定）

(歳入)				
款 項 目	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予定額	対前年度 比較増△減額	対前年度比
	A	C	C-A	C/A
保 險 収 入	940,552,602	988,364,038	47,811,436	1.051
他 勘 定 よ り 受 入	745,199,314	792,897,091	47,697,777	1.064
一 般 会 計 よ り 受 入	317,336	277,090	△ 40,246	0.873
未 経 過 保 険 料 受 入	15,221,889	15,011,758	△ 210,131	0.986
支 払 船 金 受 入	179,814,063	180,178,099	364,036	1.002
運 用 収 入				
運 用 収 入				
預 託 金 利 子 収 入	134,961,647	132,227,564	△ 2,734,083	0.980
独立行政法人納付金	78,372	255	△ 78,117	0.003
独立行政法人 福祉医療機構納付金				
独立行政法人 福祉医療機構納付金	0	255	255	
独立行政法人 労働政策研究・研修機構納付金				
独立行政法人 労働政策研究・研修機構納付金	78,372	0	△ 78,372	
雑 収 入				
雑 収 入	19,989,325	18,182,576	△ 1,806,749	0.910
公務員宿舍貸付料	61,376	57,438	△ 3,938	0.936
小切手支払未済金収入	1,605	1,475	△ 130	0.919
返 納 金	4,866,887	4,582,782	△ 284,105	0.942
雑 収 入	15,059,457	13,540,881	△ 1,518,576	0.899
歳 入 合 計 ①	1,095,681,946	1,138,774,433	43,192,487	1.039

(歳出)				
項	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予定額	対前年度 比較増△減額	対前年度比
	A	C	C-A	C/A
労働安全衛生対策費	17,394,695	16,675,981	△ 718,714	0.959
独立行政法人 労働安全衛生総合研究所運営費	1,537,996	1,561,074	23,078	1.015
独立行政法人 労働安全衛生総合研究所施設整備費	56,076	55,667	△ 409	0.993
保 険 給 付 費	785,784,478	780,347,940	△ 5,436,538	0.993
職務上年金給付貸付金等特別会計へ繰入	10,272,903	9,748,071	△ 524,832	0.949
職務上年金給付費等交付金	7,209,969	6,306,295	△ 903,674	0.875
社会復帰促進等事業費	157,163,395	152,344,392	△ 4,819,003	0.969
特 別 支 給 金	117,366,576	117,135,957	△ 230,619	0.998
未払資金立替事業費補助金	22,631,508	18,518,219	△ 4,113,289	0.818
そ の 他	17,165,311	16,690,216	△ 475,095	0.972
独立行政法人 労働者健康福祉機構運営費	8,229,838	7,144,196	△ 1,085,642	0.868
独立行政法人 労働者健康福祉機構施設整備費	2,662,245	2,660,648	△ 1,597	0.999
仕事生活調和推進費	1,210,675	1,057,774	△ 152,901	0.874
中小企業退職金共済等事業費	2,040,481	1,984,067	△ 56,414	0.972
独立行政法人 労働政策研究・研修機構運営費	116,024	110,123	△ 5,901	0.949
独立行政法人 労働政策研究・研修機構施設整備費	54,060	47,679	△ 6,381	0.882
個別労働紛争対策費	715,490	754,713	39,223	1.055
業 務 取 扱 費	48,249,704	47,570,939	△ 678,765	0.986
施設整備費	891,754	775,379	△ 116,375	0.869
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	36,303,668	27,356,595	△ 8,947,073	0.754
保 険 料 返 還 金	27,838,706	20,034,237	△ 7,804,469	0.720
そ の 他	8,464,962	7,322,358	△ 1,142,604	0.865
予 備 費	7,800,000	6,800,000	△ 1,000,000	0.872
歳 出 合 計 ②	1,087,693,451	1,063,301,533	△ 24,391,918	0.978

歳入歳出差額③(①-②)(※1)	7,888,495	75,472,900
翌年度へ繰越④(※2)	196,499,026	196,499,026
(未経過保険料・支払船金等)		
積立金から補足(③-④)	△ 188,610,531	△ 121,026,126

※1 歳入歳出差額は、翌年度の保険給付費等に充てるため、支払船金等として翌年度歳入に繰り越す（不足額は積立金から補足する）ものであり、特別会計に関する法律第8条の「残余」となるものではない。
 ※2 「翌年度へ繰越④」については、平成23年度決算の「翌年度へ繰越額（支払船金等）」を仮計上している。

勞災保險經濟概況

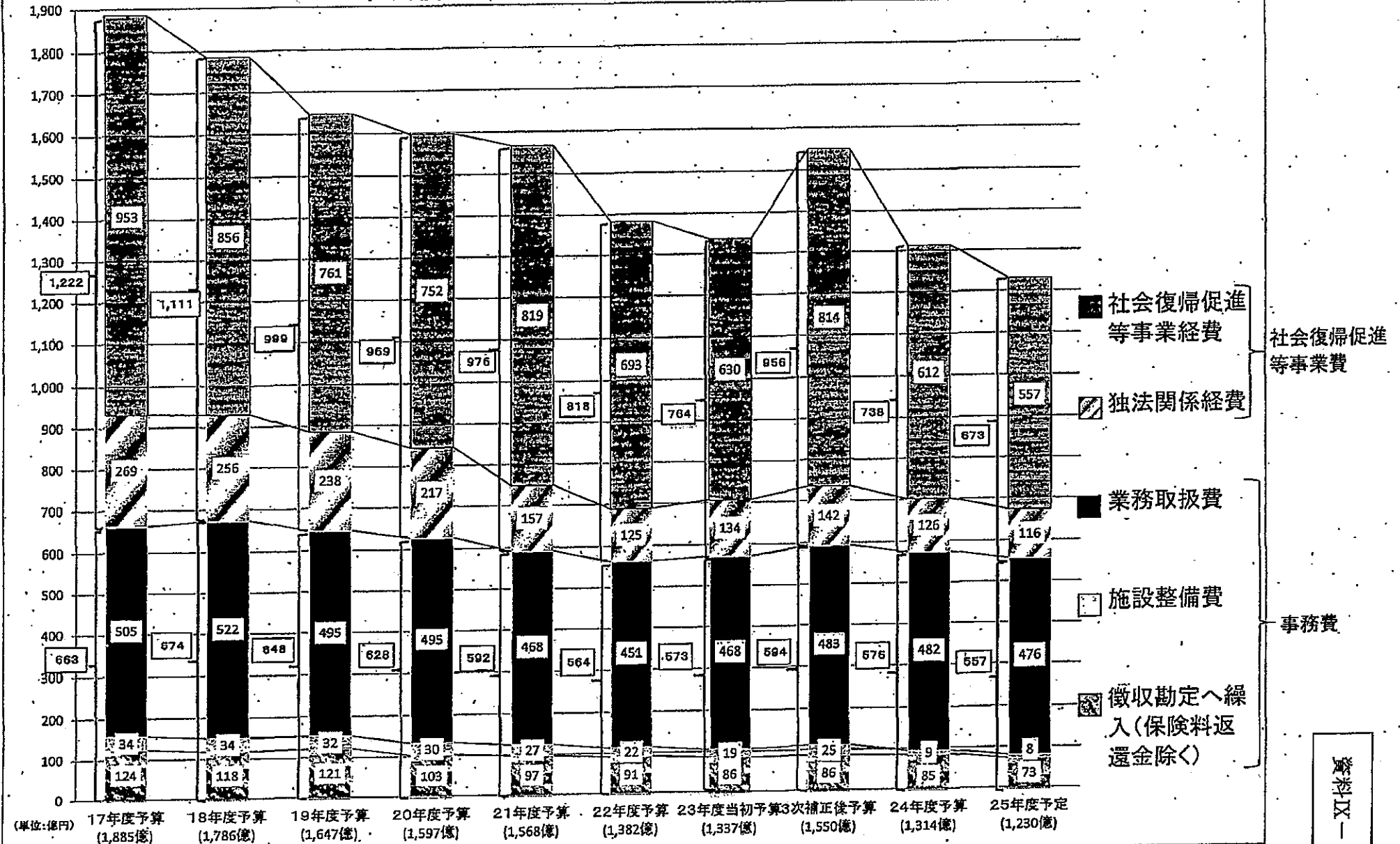
(単位:億円)

区 分	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (予算)	25年度 (予定)
① 収 入	12,014	11,386	11,610	10,956	11,388
うち 保 険 料 収 納 額	8,419	7,841	8,095	7,448	7,766
うち 利 子 収 入	1,272	1,314	1,329	1,350	1,322
うち 前年度より受入(支払備金等)	2,069	1,998	1,944	1,950	1,952
② 支 出	12,449	12,385	12,686	12,842	12,598
うち 保 険 給 付 費 等	8,614	8,523	8,625	9,032	8,975
うち 社 会 復 帰 促 進 等 事 業 費	919	800	918	738	673
うち 翌年度への繰越額(支払備金等)	1,998	1,944	1,965	1,965	1,965
決 算 上 の 収 支	△ 435	△ 999	△ 1,076	△ 1,886	△ 1,210
積 立 金 累 計 額	81,532	80,533	79,457	77,571	76,361

資料区-2

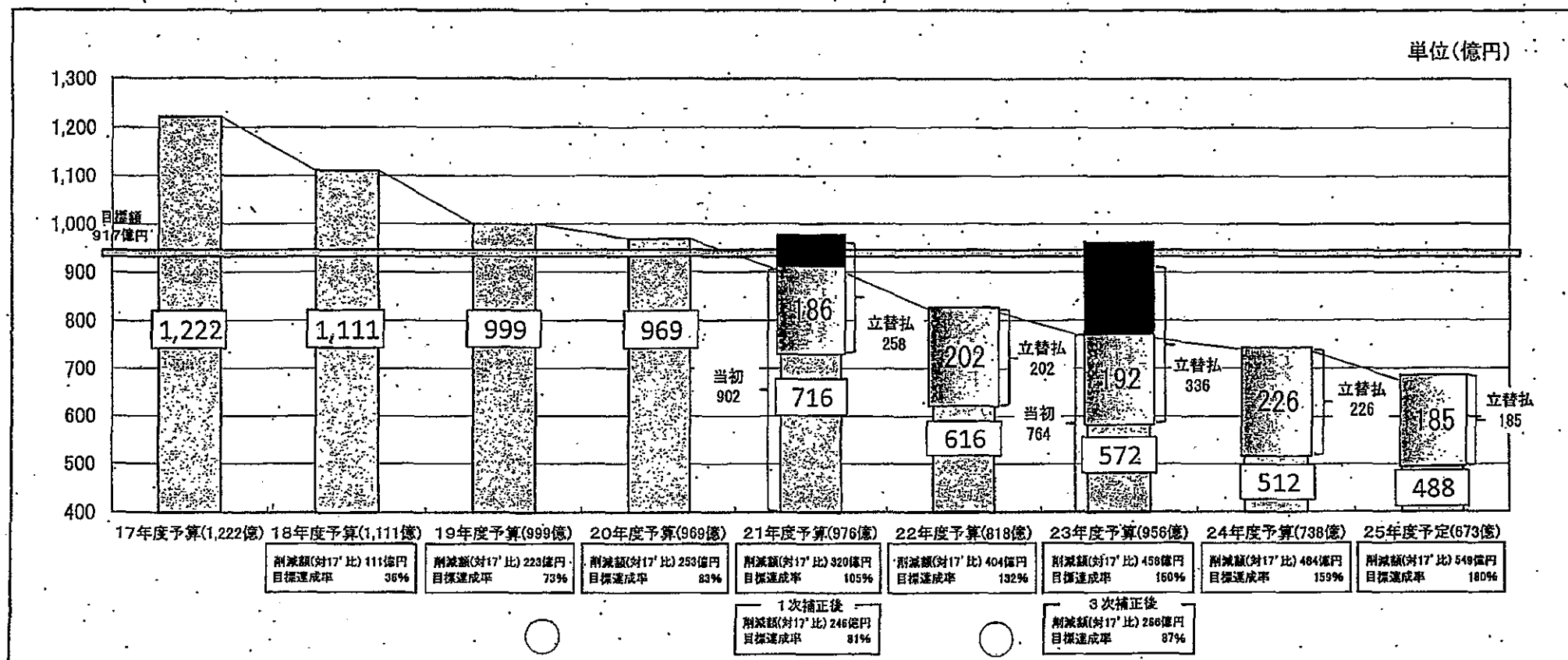
- 注) 1 労災保険の積立金は、既裁定の労災年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資となる確定的な債務(責任準備金)として積み立てているものである。
(年金受給者数:231,536人(平成23年度))
- 2 収入には、事業主が負担する労災保険料のほか、積立金等の運用収入、支払備金等の前年度からの受入金等が含まれている。
 - 3 支出には、保険給付費等当年度歳出額のほか、翌年度へ繰越される支払備金等が含まれている。
 - 4 平成24年度予算及び平成25年度予定の「②支出 うち翌年度への繰越額」には、平成23年度決算における「②支出 うち翌年度への繰越額」と同額を仮計上している。
 - 5 平成21年度の積立金累計額には、平成22年1月1日から船員保険の統合に伴い、船員保険積立金移換額(983億円)を加算して計上している。
 - 6 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数については合計と一致していないものがある。

社会復帰促進等事業費及び事務費予算額の推移



社会復帰促進等事業費の推移（17年度～25年度）について

- 社会復帰促進等事業（旧労働福祉事業）の見直し
社会復帰促進等事業費については、平成21年度予算までに平成17年度予算（1,222億円）の4分の1（▲305億円）を削減し917億円規模とすることを目標。
- 24年度予算までの状況
歳出改革の努力を徹底及び行政支出総点検会議等の指摘等を踏まえ、平成21年度当初予算額は目標を15億円上回る902億円規模となった。
以降平成22年度は対前年度（当初）▲84億円（▲9.3%）減、平成23年度は当初予算で対前年度▲54億円（▲6.6%）減と削減を継続。
その後、平成23年度は第1次、第2次及び第3次補正予算にて東日本大震災等の対応により、未払賃金立替払事業費等約192億円を補正計上したため、3次補正後予算額では、956億円規模、対前年度138億円（16.9%）増となったものの、未払賃金立替払事業費等を除くと、対前年度▲45億円（▲7.2%）減となっている。
平成24年度は対前年度（当初）▲26億円（▲3.4%）減（未払賃金立替払事業費を除く対前年度（当初）▲60億円（▲10.5%））
- 25年度予算（予定）
67.3億円規模、対前年度▲65億円（▲8.8%）減（未払賃金立替払事業費を除く対前年度▲24億円（▲4.7%））となっている。
なお、今後も各事業についてPDCAサイクルによる不断の見直しを行い、無駄の削減への取組を継続していく。



社会復帰促進等事業等の予算額の推移

(単位:千円)

	平成17年度 予算額	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	平成21年度 予算額	平成22年度 予算額	平成23年度 予算額	平成24年度 予算額	平成25年度 予定額
I 社会復帰促進事業	32,373,032	30,281,329	28,532,303	26,664,375	21,344,985	18,296,339	(19,661,433) 18,924,499	18,032,091	16,907,862
II 被災労働者等援護事業	24,478,123	23,128,782	20,274,604	19,673,469	16,813,589	13,795,434	(12,853,204) 11,476,751	9,485,060	9,119,833
III 安全衛生確保事業	33,824,743	32,784,859	51,050,542	50,521,822	(59,455,475) 52,023,690	49,712,799	(63,053,698) 46,026,469	46,297,248	41,232,662
未払賃金立替払事業費			17,014,606	16,108,811	(25,802,498) 18,622,442	20,186,351	(33,581,345) 19,260,681	22,631,508	18,518,219
除く未払賃金立替払事業費	33,824,743	32,784,859	34,035,936	34,413,011	(33,652,977) 33,401,248	29,526,448	(29,472,353) 26,765,788	23,665,740	22,714,443
IV 労働条件確保事業	31,534,954	24,934,893	-	-	-	-	-	-	-
未払賃金立替払事業費	24,970,925	18,728,141							
除く未払賃金立替払事業費	6,564,029	6,206,752							
小計(社会復帰促進等事業費計)	122,210,852	111,129,863	99,857,449	96,859,666	(97,614,049) 90,182,264	81,804,572	(95,568,335) 76,427,719	73,814,399	67,260,357
(除く未払賃金事業費)	97,239,927	92,401,722	82,842,843	80,750,855	(71,811,551) 71,559,822	61,618,221	(61,986,990) 57,167,038	51,182,891	48,742,138
業務取扱費	50,473,719	52,230,006	49,488,473	49,484,150	46,825,277	45,133,720	(48,251,752) 46,797,774	48,249,704	47,572,367
施設整備費	3,428,698	3,390,656	3,265,048	2,964,907	2,701,322	2,147,937	(2,536,322) 1,887,208	891,754	775,379
徴収勘定へ繰入 (保険料返還金除く)	12,373,973	11,849,050	12,088,288	10,342,912	9,670,391	9,092,687	(8,617,507) 8,607,355	8,464,962	7,368,416
合計 (社会復帰促進等事業費+事務費)	188,487,242	178,599,575	164,699,258	159,651,635	(156,811,039) 149,379,254	138,178,916	(154,973,916) 133,720,056	131,420,819	122,976,519
除く未払賃金事業費	163,516,317	159,871,434	147,684,652	143,542,824	(131,008,541) 130,756,812	117,992,565	(121,392,571) 114,459,375	108,789,311	104,458,300

※1 (独)労働者健康福祉機構への交付金については、I に含めて計上している。

※2 特別支給金は含んでいない。

※3 上段括弧書きは補正後予算額(平成21年度:第1次補正後予算額、平成23年度:第3次補正後予算額)である。

※4 社会復帰促進等事業は、平成18年度以前は労働福祉事業である。

社会復帰促進等事業等に要する費用について

資料Ⅰ-5

・社会復帰促進等事業及び事務費に充てるべき限度額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1号} \\ \hline \begin{array}{l} \text{○保険料収入} \\ \text{○積立金から生ずる収入} \end{array} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{2号} \\ \hline \begin{array}{l} \text{○労災勘定・徴収勘定の付属雑収入} \\ \text{(厚生労働大臣が定める基準に} \\ \text{より算定した額)} \\ \text{+} \\ \text{・預託金・利子収入} \\ \text{(積立金を除く)} \\ \text{・返納金等} \end{array} \\ \hline \end{array}
 \times \frac{18}{118}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{3号} \\ \hline \begin{array}{l} \text{○労災勘定・徴収勘定の付属雑収入} \\ \text{+} \\ \text{・公務員宿舍貸付料} \\ \text{・延滞金・追徴金・雑入} \end{array} \\ \hline \end{array}
 \geq
 \begin{array}{|c|} \hline \text{社会復帰促進等事業費等} \\ \hline \text{限 度 額} \\ \hline \begin{array}{l} \text{〔 但し、特別支給金} \\ \text{を除く 〕} \end{array} \\ \hline \end{array}$$

・社会復帰促進等事業費等の推移

(単位:百万円)

年度 区 分	20実績	21実績	22実績	23実績	24予算	25予定
保険料収入	1,089,803	841,897	784,115	809,502	744,770	776,572
社会復帰促進等事業費等 限 度 額	210,820	156,131	147,437	151,553	141,712	145,855
社会復帰促進等事業費等 予算額及び決算額	154,702	145,182	133,024	《111,135》 144,717	《108,789》 131,421	《104,411》 122,929
限度額に対する予 算額の割合(%)	73.38	92.99	90.22	《73.33》 95.49	《76.77》 92.74	《71.59》 84.28

※1 平成18年度までの限度割合は、22/122、平成19年度から平成20年度までの限度割合は、20/120、平成21年度から限度割合は、18/118である。

※2 《 》は、未払資金立替払事業費補助金を除いた額である。

社会復帰促進等事業一覧

…25年度廃止事業(経過措置の事業も含む)
…24年度までの経過措置事業

(単位:千円)

事業名	事業概要	平成24年度 予算額(①)	平成25年度 予算額(③)	対前年度差引額 ③-①	備考
社会復帰促進事業		18,032,091	16,907,862	▲ 1,124,229	
社会復帰促進事業に関する特別会計経費	社会復帰促進事業の効率的・効果的な事業運営を図るため、各事業の特性に応じPOACAシステムによる目標管理を行い、その事業計画の結果に基づき予算を毎年精査するとともに、各月の進捗と効果性を確保するため、本事業を3回開催し各事業の必要性についての協議した結果を最終的に実施する。 [別添] 障害労働者の保護を図るため、アブタケアの実施内容や施設等支援の支給内容等の検討等の在り方について資料等による検討を行う。	6,087	0	▲ 6,087	統合 (25年度事業番号13と統合)
1 外科後処置費	外科後処置により障害補償給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は症状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。	36,137	67,019	30,882	
2 義肢等補装具支給経費	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を本人又委任された義肢等補装具業者にに対し支給するもの。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給するもの。	2,573,345	2,527,252	▲ 46,093	
3 特殊疾病アフターケア実施費	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に不随する疾病を発症させるおそれのあるせき類損傷、精神障害等の20箇病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給、及び検査等の必要な措置を行うもの。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。	3,352,003	3,486,742	134,739	
4 社会復帰特別対策支援経費	振興障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の資金助成、訓練、講習の費用等を支給するもの。	432,908	471,518	38,610	
5 障害者職業能力開発校施設整備費	業務上負傷し、身体障害となった者の早期社会復帰を図るため、これらの者に対して職業に必要な技能・知識を習得させ、又は向上させるために、障害者職業能力開発校の訓練科及び施設の整備を行う。	218,631	108,127	▲ 110,504	
6 CO中毒患者に係る特別対策事業経費	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条」に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備を行う。	441,990	442,360	370	
労働と職業生活の両立者の支援手法の開発	医療機関と企業が連携・調整を図りながら疾病等の復旧や療養内容等に応じた効果的な治療・ケアの実施を行うことが必要かつ職業生活の安定を図ることが必要であるため、「労働と職業生活の両立者の支援」の実施に併せた支援手法の調査研究・開発を実施する。	78,907	0	▲ 78,907	廃止 (25年度以降、安全衛生課が事業として実施(25年度事業番号42))
8 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	療養施設(労災病院を除く)及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための運営等を行うもの。	8,229,838	7,144,196	▲ 1,085,642	
9 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	療養施設(労災病院を除く)の整備等を行うもの。	2,662,245	2,660,848	▲ 1,597	
被災労働者等援護事業		9,485,060	9,119,833	▲ 365,227	
10 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置を行う。	10,680	10,165	▲ 515	
11 労災就労保育援護経費	労災年金受給者に対し当該家族の就労のため、未就学児を幼稚園、保育所等に預ける必要がある場合にその保育に要する経費の支給を行う。	66,454	75,162	8,708	

事業名	事業概要	平成24年度 予算額(①)	平成25年度 予算額(②)	対前年度差引額 ③=①	備考
12 労災就学支援経費	労災年金受給者及びその子弟で学校教育法第1条に規定する学校等に在学する場合であって学費の支弁が困難と認められる者に対して労災就学支援費の支給を行う。	2,896,918	2,944,752	47,834	
13 労災保険相談員等設置費	労災保険給付等に係る相談・指導等を行う労災保険相談員等の設置を行う。	788,946	560,952	▲ 227,994	24年度事業番号1を統合
14 労災ケアサポート事業経費	労災重度被災労働者等が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を行うなど、労災重度被災労働者の生命と生活維持に必要な不可欠な支援等を実施する。	633,767	536,261	▲ 97,506	
15 休業補償特別支援経費	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、運発性疾病に罹患し、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業3日分を支給する。	2,149	2,186	37	
16 長期家族介護者に対する支援経費	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換支援金(一時金100万円)を支給するもの。	51,000	29,000	▲ 22,000	
17 労災特別介護施設設置費	在宅での介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対して、その障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供するための施設の整備・修繕を行う。	88,747	84,113	▲ 4,634	
18 労災特別介護支援経費	在宅での介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対して、その障害の特性に応じた専門的施設介護サービスの提供と施設の運営を行う。	1,959,195	1,926,572	▲ 32,623	
19 労災診療被災労働者支援事業補助事業費	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。	2,921,686	2,900,811	▲ 20,875	
20 労災支援金等経費	労災保険制度に打ち補償制度が存在した時期に打ち補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の支援を図るため、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。	10,011	12,259	2,248	
21 石綿関連疾病診断技術研修事業	医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、研修プログラムを作成し、研修を実施する。	22,301	21,544	▲ 757	
22 業務上疾病に関する医学的知見の収集	認定基準の策定、改正や労働基準法施行規則の改正を検討するに際しては、あらゆる最新の医学的知見を収集し、対象疾病の発症と業務との関係を明らかにすることが不可欠であるため、対象疾病に係る国内外の最新の医学文献を収集する。	15,783	0	▲ 15,783	廃止 (24年度限りの経費)
23 石綿確定診断等事業	石綿関連疾患に対する豊富な症例経験と知識を有する機関等において、労働基準監督署からの確定診断依頼に基づき、複数の専門家による確定診断を行い、当該労働基準監督署に対して意見書の提出等を行う。	17,423	16,056	▲ 1,367	
安全衛生確保等事業		46,297,248	41,232,662	▲ 5,064,586	
24 労働安全衛生等事務費	労働安全衛生行政を執行するにあたって必要となる事務補助等に要する経費。	228,616	217,730	▲ 10,886	
25 安全衛生関係等調査研究費	執行役員について、契約関係や報酬の状況、適任従属性に関する事業関係などの実態を調査する。	8,052	0	▲ 8,052	廃止 (24年度限りの経費)

事業名	事業概要	平成24年度 予算額(①)	平成25年度 予定額(③)	対前年度差引額 ③-①	備考
26 中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業	近年、生産工程等の多様化・複雑化が進展し、事業場内の危険や有害性が多様化していることから、事業者は労働安全衛生法令に規定されている危害防止基準の遵守は勿論のこと、事業場内の危険・有害要因について自ら予防的にリスクアセスメントを実施し、労働災害につながるリスクの低減を進めることが労働災害の減少に効果的であるが、中小零細規模事業場においては、リスクアセスメントを適切に実施できるノウハウがないことが課題である。 このため、中小零細規模事業場の事業者を対象として、リスクアセスメントの導入について指導するとともに、安全担当者に対して具体的な演習形式の研修を行うことで、事業場においてリスクアセスメントを自律的に実施できる人材を育成する。 また、リスクアセスメントの結果に基づき、事業場の設備や作業環境の改善、労働者の教育等どのような優先順位でどのように進めていくかといったマネジメントに役立つ様式やチェックリストを含むマニュアルを作成し、当該マニュアルを普及するための研修を、リスクアセスメントを導入した事業場に対して実施する。	237,427	168,444	▲ 68,983	「安全から元気を起こす戦略の推進経費」から事業名変更
27 安全衛生啓発指導等経費	労働災害防止活動の基本である、事業者及び労働者の安全衛生意識の徹底を図るとともに災害防止活動を効果的に促進させるため、無災害運動の奨励や安全衛生教育の実施を行う。	222,057	212,770	▲ 9,287	
28 安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	ASEAN諸国及び日本、中国、韓国の政府機関によるネットワークである「ASEAN-OSHNET+3」や国際労働機関(ILO)の開催する国際会議、セミナー等に参加して、労働安全衛生分野における的確な国際化への対応を図る。	9,715	9,384	▲ 351	
29 職業病予防対策の推進	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するための総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。 東電福島指島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理徹底のため、第一原発の作業場について、被ばく防護措置が適切であるか確認するとともに、立ち入り調査等適切な指導等を実施する。 緊急作業従事者の作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの運用を行うとともに、緊急作業従事者の健康相談及び保健指導を実施する。また、一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断等を実施する。 避難区域等において、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細事業者の連合体等に対して線量管理指導員を派遣し、適切な放射線管理の実施を指導するとともに、教育用の資料を貸与し、連合体等における放射線管理の適切な実施の指導等を行う。	604,270	632,329	28,059	
30 じん肺等対策事業	不可逆性の疾病であるじん肺に対する適切な診断、治療技術の向上等を図るとともに、石綿業務等有害な業務に従事し離職した労働者等に対して健康管理手帳を交付し、特設健康診断を実施する。 また、石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、石綿障害予防規則等に基づき、当該作業にかかる適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る。	1,428,809	1,393,175	▲ 35,634	
31 地域産業保健事業	産業医の選任義務のない50人未満の小規模事業場では、独自に産業医を確保し、労働者に対する健康相談・指導等を行うことが困難であることから、財政基盤が十分でない小規模事業場に対し、各種健康相談等産業保健サービスの提供を実施する。	2,125,083	2,230,377	105,294	
32 外部専門機関の整備・育成等事業	メンタルヘルスの問題等、産業医の扱う分野が多様化してきた中においては、産業医の個人的な知識や能力に依存した従来の産業保健活動から、多様な分野の専門職で構成される外部専門機関による産業保健活動に転換していくことが必要であることから、外部専門機関における産業保健活動に対する実施体制、実施状況等について調査を行うとともに、調査結果等を踏まえて外部専門機関運営・活動指針を作成し、これを周知するための研修を実施する。	18,702	14,717	▲ 3,985	
33 職場における受動喫煙防止対策事業	職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場に対してデジタル粉じん計等の測定機器の貸出しや喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導を実施するとともに、喫煙室を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。	740,224	910,159	169,935	

事業名	事業概要	平成24年度 予算額(①)	平成25年度 予算額(③)	対前年度差引額 ③-①	備考
34 有害物質安全対策費	粉じん等重篤な障害をもたらす有害物質を取り扱う事業場に対して、排気装置の設置や作業手順・方法などの労働環境を改善するための専門的技術指導を行い、労働者の職業性疾病の予防を図る。	111,311	101,251	▲ 10,060	
35 化学物質管理の支援体制の整備	化学物質の種類・使用実態の多様化に対応した適切な管理、未規制の有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により、規制の強化等の有害化学物質管理対策の一層の推進を図る。 また、発がん性が疑念されているナノマテリアルについて、初めての長期有害性調査等を行うことにより、化学物質による労働者の職業性疾病の予防を図る。	391,808	371,015	▲ 20,793	
36 化学物質の有害性調査等事業	化学物質による職業がんを防止するため、民間では実施困難な化学物質の長期発がん性試験を動物を用いて行い、化学物質の発がん性の有無を明らかにするものであり、重篤な職業性疾病である職業がんの予防を図る。	825,481	825,440	▲ 41	
37 石綿障害防止総合相談員等設置経費	労働者の石綿による健康障害を防止するため、石綿障害防止総合相談員及び石綿届出等点検指導員を設置し、労働者の石綿による健康障害を防止するための相談、石綿含有建築物の解体等についての届出の審査や事業者への指導を行う。	246,622	247,511	889	
38 労働衛生指導医設置経費	頻発する労働者の職業病を未然に防止し、医学的専門知識をもとにする職業病の原因把握、健康管理等に関する専門的事項について要請に応じ、また必要に応じ事業場に対し指導を行わせるため労働衛生指導医を設置する。	4,815	3,465	▲ 1,350	
39 長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費	長時間労働の抑制の観点から改正された労働基準法の周知、監督指導を実施する。また、過重労働による健康障害防止のため、「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」の周知啓発、集団指導等を実施するとともに、時間外・休日労働協定の窓口指導等を行う。	210,239	225,577	15,338	
40 メンタルヘルス対策等事業	事業者等に対するメンタルヘルス対策に関する効果的な支援や職場でのメンタルヘルス対策を中心的に行っている産業医等の資質の向上を図ること等により、職場でのメンタルヘルス対策の一層の促進を図る。	1,491,481	861,964	▲ 629,517	
41 小規模事業者等団体安全衛生活動援助事業	小規模事業者等は、人材確保も困難であることから、安全衛生管理体制の構築が難しく労働災害防止への取組が十分にできず労働災害発生率が高くなっている。そこで、小規模事業者の労働災害の顕著な減少を効果的に図るため、小規模事業者が集団となって取り組む安全衛生活動に対して支援を行う。	104,937	0	▲ 104,937	経過措置事業(平成24年度まで)
42 治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	長期にわたる治療等が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の就労継続に関する情報収集、手引きの作成を行う。	0	12,713	12,713	新規 (24年度以前は、社会復帰促進事業にて実施(25年度事業番号7))
43 新規起業事業場就業環境整備事業	新規起業事業場等に対する適正な職場環境形成のための支援を行う。	80,357	76,625	▲ 3,732	
44 働きやすい職場環境形成事業	「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」などを踏まえ、この問題の予防・解決に向けて国民や労使に周知・広報を実施する。 また、労使がこの問題への取組を進める際に活用できる参考資料を作成するとともに、具体的な取組を促していくためのセミナーを開催する。	71,680	90,334	18,654	

事業名	事業概要	平成24年度 予算額(①)	平成25年度 予定額(②)	対前年度差引額 ③=①	備考
45. 建設業等における労働災害防止対策費	建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占める状況が続いており、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及率が依然約31%に留まっていることから、引き続き安全な足場の一層の普及を図る。 また、建設業における墜落・転落災害の約8割は、屋根等足場以外の様々な高所作業により発生していることから、足場の設置が困難な場所において、適切な「安全帯取付設備」の設置の促進、墜落時の衝撃が少ない「ハーネス型安全帯」の普及等を図る。 加えて、建設業と同様に墜落・転落災害の発生率が高い造船業においても、墜落防止措置の徹底をはじめとした総合的な労働災害防止対策の研修等を実施する。 東日本大震災により大きな被害が生じた建設物をはじめとする施設等に係る復旧・復興工事については、公共工事に加えて民間発注の比較的小規模な工事が短期間のうちに大量に行われることが予想され、多数の中小事業者が参入することが想定されることから、労働災害の発生が危惧されるところである。 このため、中小事業者を重点対象として、岩手県、宮城県、福島県に安全衛生対策の拠点を設置し、安全専門家による巡回指導等の復旧・復興工事における安全衛生確保を支援するための事業を実施する。	377,965	323,002	▲ 54,963	
46. 荷役作業における労働災害防止対策事業	陸上貨物運送事業においては、荷役作業中の墜落災害が多いことから、「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」(仮称)を策定し、周知・普及を図るため研修会を開催するとともに事業場に専門家を派遣して、安全な作業の実施について指導を行う。	38,224	35,887	▲ 2,337	「交通労働災害防止対策の推進事業」から事業名変更
47. 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	林業においては、災害発生率が他の産業と比べて極めて高く、また、今後、林業に新規に参入する労働者の増加が予想され、死亡災害の増加が懸念されることから、諸外国の先進的な対策を検討し、検討結果に基づき我が国への林業労働災害防止対策に活用可能な対策を実地に検証する。	18,184	17,757	▲ 427	
48. 機械等の災害防止対策費	・国(地方労働局、労働基準監督署)による①機械設置局等に係る審査及び実地調査、②検査業者、登録教育機関等に対する監査指導	10,521	10,508	▲ 13	
49. 特別安全衛生指導等経費	火災、爆発等の重大災害や科学的・技術的に解明が困難な災害等の原因を総合的に調査し同種災害を繰り返さないための防止対策の検討に活用するための調査を行う。	43,754	57,183	13,429	
50. 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	・特定分野の労働者(派遣労働者、外国人労働者、介護労働者)の労働災害防止のためのパンフレット作成、派遣労働者、外国人労働者からの相談対応等を行う。	108,031	106,076	▲ 1,955	
51. 自主点検方式による特別監督指導の機能強化	自主点検表等の作成等を行う。	5,051	5,051	0	
52. 「労災かくし」の排除のための対策の推進	「労災かくし」が多発する状況が続くと、被災労働者に対し適正な保護が行われなくなることから、これを排除するための周知等を行う。	46,996	46,081	▲ 915	
53. 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	自動車運転者の長時間労働の抑制を図るため、自動車運転者時間管理等指導員が事業場を訪問して指導・助言を行うとともに、業界団体未加入の事業者に対して、労働基準関係法令や改善基準告示等の重点的な周知及び相談を実施する。 発注者(荷主)を含めた(元請)貨物自動車運送業者及び下請運送業者について協議会を設置し、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を行う。 新規許可事業者を対象として国土交通省が行う講習会において、労働基準法等の労務管理の基礎を教示し、指導を行う。 地方運輸支局等との間で都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善等に関する情報・意見交換を行う(新規)。	97,189	123,204	26,015	

事業名	事業概要	平成24年度 予算額(①)	平成25年度 予算額(③)	対前年度差引額 ③-①	備考
54 家内労働安全衛生管理費	家内労働をとりまく諸問題について、その実態の把握等を行い、職業病の早期発見を図るため、家内労働安全衛生指導員による安全衛生指導により、災害防止のための適切な指導を行い、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。	17,905	25,996	8,091	
55 女性労働者健康管理等対策費	女性労働者の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加していることから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性健康管理を推進する。	50,134	50,070	▲ 64	
56 技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を行う。	37,881	35,966	▲ 1,915	
57 小規模事業場産業保健活動支援促進事業のための経費	過労死や過労自殺防止など、小規模事業場の労働者における健康確保を図るため、産業医の選任業務のない50未満の小規模事業場が共同して、医師に過労死の防止等のための業務を依頼する経費の補助を行う。	1,180	0	▲ 1,180	経過措置事業(平成24年度まで)
58 労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に職場改善機器等の導入資金として、長期かつ低利で融資を行っていた事業(平成13年度以降、新規の融資は廃止)であり、現在は、残存する債権の管理・回収業務、借入の償還業務を行う。	206,024	232,713	26,689	
59 労働災害防止対策費補助金経費	労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき設立された各種労働災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。	1,516,444	1,377,445	▲ 138,999	
60 産業医学振興経費	過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、法律に基づき事業場において労働者の健康確保を担う「企業のホー・ムドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成及び産業医の資質向上研修に対して助成する。	4,998,166	5,011,674	13,508	
61 第三次産業労働災害防止対策支援事業	新たな労働災害防止計画(第12次防)に基づき、第三次産業労働災害防止対策支援事業(小売業及び社会福祉施設に対する職場内の危険箇所の「見える化」の推進、事業者に対するコンサルティングの実施等の災害防止対策に係る支援)等を行う。	0	75,717	75,717	新規
62 安全衛生施設整備費	化学物質による職業がん対策を進めるためには、化学物質について動物の長期吸入有害性調査を行うことが必要であり、これを我が国で唯一行っている日本バイオアッセイ研究センター等の施設整備を行う。	273,552	237,511	▲ 35,941	
63 雇用均等指導員(均等担当)の設置	セクシュアルハラスメントに関する事項は、雇用均等室の相談や是正指導の中で最も多くを占めており、特に通院もしくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からのセクシュアルハラスメントに関する相談が増加していることから、雇用均等指導員(均等担当)(仮称)を配置し、精神障害の発症及び再発を防止する。	0	20,851	20,851	新規
64 女性就業支援全国展開事業	全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。	83,152	80,372	▲ 2,780	
65 短時間労働者健康管理啓発指導経費	パートタイム労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者の健康管理を推進するために、啓発指導を行う。	7,932	6,572	▲ 1,360	
66 短時間労働者均等待遇推進事業費	正社員との均等を考慮してパートタイム労働者等及び有期契約労働者の健康診断制度を導入・実施する事業主に対して、推進府県労働局において助成金を支給する。	201,142	60,500	▲ 140,642	廃止 (経過措置事業(平成25年度まで))
67 就労条件総合調査費	主要産業における労働時間制度、定年制等、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間における就労条件の現状を明らかにする。	20,909	23,609	▲ 194	

事業名	事業概要	平成24年度 予算額(①)	平成25年度 予定額(③)	対前年度差引額 ③-①	備考
68 雇用均等行政情報化推進経費	企業における男女労働者の取扱い、育児・介護休業の状況等に係る事業場の基本情報についてデータベース管理を行うこと及び施行業務に係る電子決裁を進めることにより、雇用均等行政の効率化及び相談・指導業務の高度化を図る。	57,779	107,176	49,397	
69 独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	独立行政法人労働安全衛生総合研究所が実施する事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾患に係る事項に関する総合的な調査及び研究のために必要な経費である。	1,537,996	1,561,074	23,078	
70 独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務遂行のために必要な施設及び設備機器の整備に要する経費である。	56,076	55,667	▲ 409	
71 未払賃金立替払事務実施費	企業倒産により退職を余儀なくされた労働者に未払賃金の一部を政府が立替払する未払賃金立替払事業に必要な原資の補助及び行政経費。	23,171,751	18,985,584	▲ 4,186,167	
72 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進	労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善の促進を図る。 在宅型テレワーカーを700万人とする等の政府目標に向け、適正な労働条件下でのテレワークの普及・促進に取り組む。 看護師等の医療従事者については、夜勤を含む変替制勤務などにより厳しい勤務環境に置かれている者も多いことから、その環境の改善に向けた施策を推進する。	1,210,676	1,057,774	▲ 152,901	
73 中小企業退職金共済事業経費	中小企業退職金共済制度において、中小零細企業における退職金制度確立に向けて新規加入を促進するため、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	2,039,598	1,983,480	▲ 56,118	
74 勤労者財産形成促進事業に必要な経費	勤労者の貯蓄、持家取得といった資産形成のための自助努力に対し、国及び事業主が支援する制度であり、その助成金支給業務等を実施する。	883	587	▲ 296	
75 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	独立行政法人労働政策研究・研修機構において、労働に関する事務に従事する者に対する研修等を行うために必要な経費である。	116,024	110,123	▲ 5,901	
76 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備のための経費である。	54,060	47,679	▲ 6,381	
77 個別労働紛争対策費	①総合労働相談窓口の運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助 ④統括情報窓口の整備と関係機関のネットワーク化の推進 ⑤いじめ・嫌がらせ等困難事業に係る相談体制の充実	715,490	754,713	39,223	

①24年度事業数:73事業(全80事業のうち、23年度限りの廃止事業5事業(24'事業番号20,29,49,65,74)、24年度までの経過措置事業2事業(24'事業番号44,60)を除いた73事業)

②24年度限りの廃止事業数:3事業(25'事業番号7,22,25)

③24年度廃止事業とされた経過措置事業数:1事業(25'事業番号66)

④25年度新規事業数:3事業(25'事業番号42,61,63)

⑤25年度統合事業:1事業(25'事業番号1(25'事業番号14と統合))

⑥25年度事業数:71事業(対前年度▲2)

補償課業務担当補佐
説明資料

基労発 第 号
平成25年 月 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
(公 印 省 略)

労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について (案)

平成25年度における労災補償業務の運営に当たっては、特に下記に示したところに留意の上、実効ある行政の展開に遺憾なきを期されたい。

記

第1 労災補償行政を巡る状況への対応と職員の基本姿勢

1 労災補償行政を巡る状況への対応

精神障害事案に係る労災請求件数は3年連続で過去最高を更新しており、脳・心臓疾患事案及び石綿関連疾患事案に係る労災請求件数についても高水準で推移している。また、業務により胆管がんを発症したとして印刷事業場の労働者等から労災請求がなされたことが、マスコミに大きく取り上げられたことに現れているように、労災補償行政に対する国民の期待や関心は従前に増して高まっている。

また、近年、都道府県労働局（以下「局」という。）においては、厳しい定員状況のほか、採用抑制の情勢や行政経費に係る予算の縮減等の下にあるところであるが、長期未決事案の早期解消、懇切・丁寧な窓口対応の推進等については、組織的な取組が着実に浸透しつつあり、概ね良好な運営が確保されているところであるが、引き続き、労災補償行政を巡る状況の変化に即応した業務運営の改善及び推進が不可欠となっている。

今後、労災補償業務を的確に遂行し、被災労働者等に対する迅速かつ公正な保護を図るためには、局と労働基準監督署（以下「署」という。）が連携して効率的かつ計画的な業務の実施を一層徹底し、労災補償行政を巡る状況に適切に対応する能力を向上させるとともに、平成25年度においては、特に次の事項を重点的に推進することが重要である。

- ① 胆管がん事案の的確な調査
- ② 石綿関連疾患に係る労災保険制度等の周知、円滑な運用及び請求促進
- ③ 精神障害に係る労災認定基準の円滑な運用及び迅速な処理
- ④ 長期未決事案の新規発生防止と迅速処理の定着
- ⑤ 労災診療費の適正払いの徹底

また、労災補償業務において取り扱う行政文書については、公文書管理法の定めるところにより、適切に保存期間を設定し管理するとともに、保存期間経過後は所定の手続により廃棄するなど、適正に管理する必要がある。

さらに、労災補償業務の質的向上を図るためには、職員一人一人の資質向上と十分な能力発揮が不可欠である。このため、計画的な研修の実施、職員相互の知識伝達・経験交流の機会の増大等に取り組むことが重要である。

2 職員の基本姿勢

労災補償行政の使命である被災労働者等の迅速かつ公正な保護を実現するため、職員の一人一人が、適切かつ円滑な職務の遂行に必要な知識を修得する努力を不断に行い、自らの権限と責務を明確に自覚し、次の基本姿勢をもって日々の業務に臨むべきことを、すべての職員に周知・徹底すること。

- ① 親切で、わかりやすく、迅速な対応
- ② 公正、かつ、納得性の高い対応

第2 業務上疾病にかかる的確な認定業務の運用等

1 胆管がん事案の的確な調査

胆管がんに係る労災請求事案については、労働基準法施行規則別表第1の2に例示列举されておらず、また、過去にも労災認定した事例がないことから、現在、本省において、印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催し、業務と胆管がん発症の因果関係について検討を行っているところである。

平成24年2月〇日現在、印刷業における胆管がんの労災請求件数は〇件となっているが、胆管がんの業務上外を適切に判断するため、当面、以下に留意の上、本省へのりん伺を行うこと。なお、調査に当たって留意すべき事項については、現在行っている検討会報告書の取りまとめ後に別途指示する予定である。

(1) 職歴、従事業務の種類及び作業態様の把握

胆管がん発症者の最終事業場に至るまでの職歴を確認するとともに、各所属事業場において従事した業務を確認するとともに、作業態様について適切に把握すること。

また、胆管がんの発症と業務との関連については、現在、作業時に労働者がばく露した化学物質について検討会で議論しているところである。化学物質と関連のある業務に従事していることが確認された場合は、具体的な作業内容、作業方法及び作業時間を把握すること。

(2) 化学物質の使用状況に係る調査

事業場で化学物質が含まれる製品の使用が確認された場合、SDS（安全データシート）等の情報を基に、使用された化学物質を把握するとともに、仕入伝票の確認等により、把握した化学物質のおおよその使用量及び使用時期について確認すること。

(3) 作業環境に係る調査

事業場で化学物質が使用されていた場合、本省協議の下、化学物質の種類に応じて作業場の気積について図面等を基に確認するほか、換気設備の設置の有無及び換気の状況、保護具の着用状況等を確認すること。

事業場が作業環境測定を実施している場合は、当該測定結果を入手し、作業環境測定が未実施の場合は、監督・安全衛生担当部署の指導・調査後、作業環境に関する測定結果を入手すること。また、作業環境測定の実施が法令により義務付けられていない事業場については、本省にその取扱いを協議すること。

(4) 臨床・病理所見に係る資料の収集

胆管がん発症者の診断名、発症部位、臨床経過等を確認するため、医療機関から診療録のほか、生化学検査、腫瘍マーカー検査、免疫検査記録等を収集するとともに、必要に応じて事業主に健康診断結果の提出を求めること。

その際、手術等により採取された組織が標本化されている場合があるため、手術等を行った医療機関に対し標本の存否を確認し、標本が残存する場合は当該標本の借用を医療機関へ依頼すること。

また、主治医や専門医に提出を依頼する医学意見書については、確定診断名、発症時期、原発性・転移性の区別のほか、ウイルス性肝炎や肝内結石、原発性硬化性胆管炎等の胆管がんのリスク因子の有無について記載を求めること。

(5) 本省への報告

本省においては、事案の内容に応じて調査の進め方等を指示することとするので、当面、請求のあった時点及び上記(1)、(2)の調査が終了した時点で本省へ報告し、相談すること。なお、調査過程において疑義が生じた場合には適宜本省に相談すること。

2 石綿関連疾患事案

(1) 医療機関に対する請求勧奨の依頼等

がん診療連携拠点病院等に対して石綿関連疾患に罹患されている方に対する石綿業務歴の確認及び労災保険給付の請求勧奨を依頼することについては、平成24年8月30日付け基労補発0830第1号「『石綿による疾病の認定基準』の周知等について」により指示したところであるが、労災認定した事案において診療を行った医療機関からの「石綿疾患労災請求指導料」の請求の有無について療養補償給付たる療養の給付請求書(様式第5号)に添付されたレセプト等により確認し、「石綿疾患労災請求指導料の請求がない場合や、ほとんどない場合は、計画的に医療機関に対し当該指導料の請求について再度説明した上で、主治医による石綿業務歴の確認及び労災保険給付の請求勧奨について改めて依頼すること。

(2) 石綿関連疾患の適正な診断

石綿関連疾患については、中皮腫など認定基準に定められた疾病に該当するか否かの診断が適正になされていることが重要であることから、良性石綿胸水を除き、労災医員等の意見を必ず徴するとともに、労災医員等において疑義が

示されたもの等については、平成24年5月22日付け基労補発0522第1号「石綿確定診断等事業の実施について」に基づき、必ず確定診断の依頼を行うこと。

なお、良性石綿胸水の事案については、上記通達により、全数確定診断の依頼対象とされていることから、労災医員等の意見を徴することなく、確定診断の依頼を行って差し支えない。

(3) 石綿ばく露作業従事歴の的確な把握

石綿ばく露作業従事歴については、石綿関連疾患の診断名の確定、胸膜プラーク等の医学的所見の有無とともに労災認定の前提となる事項であることから、平成24年9月20日付け基労補発0920第1号「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領について」に基づき、請求人又は遺族から聴取した内容を踏まえ、事業場関係者から必要な聴き取りを行うことにより、可能な限り詳細に石綿ばく露作業従事歴を把握すること。

(4) 石綿労災認定等事業場の公表等

ア 石綿労災認定等事業場の公表

石綿労災認定等事業場の公表については、例年11月に行っているところであるが、公表に当たり、事業場名等の公表情報の誤りによる事業場とのトラブルが生じないように、漏れのない事実確認、正確な資料作成など公表作業を的確に行うこと。

イ 制度の周知及び相談等への懇切・丁寧な対応

石綿関連疾患に関する労災補償制度等については、本省において、労災認定等事業場に対する退職労働者等への制度の周知依頼や、新聞広告等による周知広報を引き続き実施していくこととしている。

あわせて、局においては、市町村に対して、労災認定等事業場の公表時期に合わせた市町村広報紙（誌）への労災補償制度・特別遺族給付金制度の周知記事の掲載や、死亡届の受付窓口におけるリーフレットの配布等の周知について依頼すること。

石綿関連疾患に関する請求、相談等があった場合には、引き続き、懇切・丁寧に対応するとともに、迅速な事務処理を行うこと。

3 精神障害に係る労災認定基準の円滑な運用及び迅速な処理

(1) 労災認定基準の円滑かつ適切な運用

精神障害の労災請求事案について、平成24年度において、業務上外の判断に当たり、専門部会の合議による意見を求める必要がある事案であったにもかかわらず、専門部会の意見を求めているものがみられた。局においては、専門部会の意見聴取の要否など医学的意見を求める方法について適切に指示を行い、業務上外の判断を適正に行うこと。

なお、セクシュアルハラスメント事案に関しては、その性質から、被害を受け精神障害を発病した労働者の労災請求や署での事実認定の調査が困難となる場合が多いなどの特有の事情があることから、請求人等からの相談・聴取に当たっては、プライバシーに特に配慮すること。

また、各局に配置している労災精神障害専門調査員を効果的に活用し、適切な相談・聴取に努めること。

(2) 精神障害事案の迅速・適正な処理

精神障害事案については、心理的負荷による精神障害の認定基準及び精神実務要領（平成24年3月30日付け基労補発0330第1号「精神障害の労災認定実務要領の策定について」別添）に基づく処理が定着し、平均処理期間は平成24年12月末時点において平成23年度実績に比べて短縮傾向にあるが、中には、請求人聴取等の初動調査が請求書受付後相当期間遅れているもの、長期間にわたり事案検討会が実施されていないもの、調査に大幅な遅延が生じたにもかかわらず調査計画を見直していないもの等、進行管理が適切でなく長期未決事案となっているものも散見される。

このため、引き続き、処理期間を6か月以内に短縮できるよう、認定基準等に基づく調査及び業務上外の判断を迅速・適正に行うこと。

4 業務上疾病の範囲の見直し等

労働基準法施行規則別表第1の2で定める業務上疾病の範囲については、労働基準法施行規則第35条専門検討会（以下、「本委員会」という。）化学物質による疾病に関する分科会の報告書が取りまとめられ、今後、本委員会で検討が予定されている。

この検討結果が取りまとめ次第、化学物質について省令及び告示の改正を行う予定であるが、それに伴う周知広報等については別途指示するところにより実施すること。

5 振動障害事案の受診命令

振動障害事案に係る受診命令については、認定要件の整っている事案について行うことのないようにするとともに、受診命令を行う場合は、平成20年8月1日付け補償課職業病認定対策室長補佐事務連絡「振動障害の業務上外認定に係る事務処理の適正な実施について」に留意し、受診命令の必要性を明らかにした上で、請求人に受診命令の趣旨を明確に説明し、理解を求めること。

また、平成24年1月10日付け補償課職業病認定対策室長事務連絡「地方労災医師制度の適正な運営について」に基づき、受診命令の実施の決定に関与した医師が、当該受診命令による検査・診断等を行わないようにすること。

6 認定基準等に定める本省りん伺等の徹底

認定基準等において本省にりん伺や協議を行うことを指示している事案について、これまでに、りん伺が行われなかった例があったことから、それが確実に実施されるよう、署管理者は、担当職員にこれを徹底し該当事案を請求受付後速やかに把握するとともに、給付決定等の決裁の過程で確認を必ず行うこと。平成24年度は新しい疾病に係る報告が多くみられたところであるが、今後も引き続き補504による報告が必要な事案について、漏れなく報告すること。

第3 長期未決事案の新規発生防止と早期解消

1 長期未決事案の新規発生防止

(1) 調査計画の策定

長期未決事案の新規発生を防止するため、給付事務取扱手引に定めるとおり、精神障害事案については請求書受付後遅滞なく、また、当初は早期決定が見込まれ調査計画を策定していない事案について請求書受付後3か月経過した時点でなお処理が完了するまで相当期間を要することが見込まれる場合にはその時点で、事案検討会を開催し速やかに調査計画を作成すること。

(2) 新規発生防止のための留意点

長期未決事案については、平成24年度中央労災補償業務監察結果（以下「24年度中央監察」という。）において、実地調査の着手までに請求書受付後相当期間が経過しているもの、処理経過について相当期間にわたり署管理者の決裁を受けていなかったもの、請求書受付後3か月経過時において調査に相当期間を要することが見込まれたにもかかわらず調査計画が作成されなかったもの等が指摘されている。

これを踏まえ、署管理者（署長及び労災担当課長等をいう。）は、長期未決事案の新規発生を防止するため、請求書受付後3か月経過時点で事案処理の進捗よく状況の把握及び今後の処理見込みの検討を行い、必要に応じて事案検討会を開催するなど、的確な進行管理を徹底し、原則として6か月以内の決定を目指すこと。

2 長期未決事案の早期解消

(1) 局管理事案の留意点

請求書受付後9か月経過した事案を局管理事案としてその早期解消に取り組んでいるところであるが、新たに局管理事案に該当した事案については、局労災補償課長（以下「局課長」という。）等による組織的検討を実施し、署長に対して事案の処理に関する具体的な指示を行うこと。

労働基準部長はこれが確実に行われているか確認し、局課長に必要な指示を行うこと。また、労働基準部長は、長期未決事案への取組が不十分な署長に対して直接指導を行い、署の事務処理能力のレベルアップを図ること。

(2) 署長管理事案の留意点

長期未決事案については、24年度中央監察において、調査計画で必要な調査項目が明示されていないもの、調査の完了時期が示されていないもの、処理経過の決裁の際等の署長の指示が期限を付した具体的なものでないもの、調査計画や署長指示から実際の着手までに相当期間が経過しているもの等が指摘されている。

署長は、上記のような問題が生じないように、処理経過の決裁時及び事案検討会において期限を示して具体的な指示を行うとともにその実施状況を確認すること。

また、局において、上記の問題点を把握したにもかかわらず的確な指示をしていない例もあることから、局管理者は署長に対して必要な指示を確実に行うこと。

第4 労災補償業務の適正な事務処理の徹底

1 基本的な事務処理の徹底

(1) 入力前請求書の特定の場所への保管等適正な事務処理等の徹底

入力を漏れなく行うためには、入力を担当者任せにせず、請求書を集中的に管理することが重要であることから、局署管理者は、入力前の請求書を担当者の机上等に保管することなく特定の場所への保管を徹底すること。また、始業・終業時の点検及び請求書の即日又は翌日入力等の事務処理を確実に実施すること。

(2) 適正な事務処理体制の確立

局署管理者は、労災保険給付の支払の本省払い化の対象が拡大されることを踏まえ、職員による不正受給が生じることがないように、事案担当者以外の者を入力担当者に指定し、当該入力担当者以外の者に入力させない等のけん制体制の確立を図ること。

2 労災請求事案に係る的確な調査の実施と認定要件の判断等

(1) 的確な調査の実施

労災請求事案の事務処理に当たっては、支給・不支給の判断に必要な事実を効率的に収集するため、請求事案ごとに必要な調査項目を明らかにした上で計画的に調査を行うこと。その際、重複した調査を実施しないよう留意するとともに、聴取等が必要な関係者については聴取等を確実に行うこと。過去には、脳・心臓疾患事案で全く聴取を行わずに業務外とした事例もあったところであり、今後このような事例が生じないように、局署管理者は適正な指導等を行うこと。

(2) 的確な認定要件の判断

局署管理者は、担当職員が調査結果復命書を作成するに当たり、業務起因性のほか、労働者性、消滅時効の完成、就業や賃金受領の事実等、支給要件ごとにその該当の有無及び根拠を簡潔に記載するよう指示し、事実認定や要件の当てはめ等が適正か否かを決裁過程で確実に確認すること。

特に、労働者性の判断に当たっては、シルバー人材センターの会員が請負契約により就労する場合のように、契約の形式からは労働者に該当しない者から労災請求があった場合には、作業の実態を調査の上、適切に労働者性を判断すること。なお、特別加入制度について、平成24年11月5日付け基労管発1105第1号・基労補発1105第2号「労働者でない者の業務上の負傷等に係る健康保険と労災保険の適用関係について」を踏まえ、各種会議・説明会等において、パンフレット等を活用して制度の周知を図ること。

また、給付基礎日額の算定に当たり、賃金総額に算入すべき賃金は、現実に

既に支払われている賃金のみではなく、実際に支払われていないものであっても、平均賃金の算定事由発生日において、賃金債権として確定しているものを含むことから、特に、脳・心臓疾患事案及び精神障害事案のように長時間にわたる時間外労働が認められる事案については、適正に給付基礎日額を算定すること。

3 労災年金関係業務の適正な処理

(1) 労災年金給付事務処理

労災年金給付事務の処理においては、当初決定した年金または一時金の基本情報に誤入力等があった場合に年金の基本権を取り消す必要が生じた事案、いわゆる、基本権取消事案の発生を防止するため、支給決定時及び支給決定決議入力時のみならず、定期報告書の審査及び入力時における職員相互のチェック体制及び署管理者の審査・確認体制を確実なものとし、審査・確認、決裁時における適正な事務処理を徹底すること。

また、厚生年金等との併給調整については、これまでに、遡及して厚生年金等の決定を受けた事案や、労災年金とは同一の事由ではないのに併給調整が行われている事案等があったことから、厚年情報照合リストには、適正な併給調整を行うために必要な情報が含まれているので、同リストを活用するとともに、定期報告書審査時等に添付された厚生年金等の改定通知書等の添付書類の内容を精査し、疑義が生じた事案については、年金受給者本人又は年金事務所等へ照会等を迅速に行うことにより、適正な給付に努めること。

さらに、平成25年度には、厚生年金等の年金額について、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」により、老齢基礎年金等の年金額の特例水準について、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消することとなり、10月にはこの特例水準の解消措置による改定が予定されている。従って、「厚年情報照合リスト」の配信時期が例年と異なることが想定されるため、平成25年度の「厚年情報照合リスト」の配信時期等については別途通知する。「厚年情報照合リスト」配信後、出力された不一致事案については、計画的に調査・確認を行い、早期解消を図ること。

(2) 転給

遺族補償年金の先順位者の失権により転給すべき事案について、次順位者に請求勧奨を行わないまま長期間経過した事案がみられたことから、年金受給権者が失権した場合は、次順位者の有無を確認し、次順位者への請求勧奨を確実に行うこと。次順位者から転給等請求書が提出されていない事案の把握に当たっては、毎月配信される「転給未処理リスト」を活用すること。

4 不支給決定の場合の理由の説明

給付事務取扱手引のVの2の第6の3において、不支給決定等の処分の通知を行う場合には、その処分理由を的確かつ具体的に記載するよう指示されているところであるが、「労働基準法施行規則別表第1の2に定める業務上疾病に該当し

ないため」等の抽象的な理由しか記載されていない例が散見される。

このため、給付事務取扱手引に示された事例を参考に、具体的に不支給理由を記載すること。

また、平成23年3月25日付け基労発0325第2号「今後における労災保険の窓口業務等の改善の取組について」の記の3に定めるとおり、脳・心臓疾患事案、精神障害事案及び長期未決事案の不支給決定を行った場合には、その理由等についてわかりやすい説明を実施するなど、引き続き請求人等への懇切・丁寧な対応を徹底すること。

5 東日本大震災の被災者等に対する適切な対応

東日本大震災に伴う労災請求の相談等があった場合には、引き続き、懇切・丁寧な対応を行うこと。

これまでの取組により把握した労災請求を控えている家族等に対しては、引き続き労災請求の勧奨を行うこと。

6 不正受給防止対策の徹底

不正受給に関しては、新規請求事案の業務（通勤）上外の調査、長期療養者の療養の要否等に係る調査を確実にを行うとともに、第三者からの投書等の情報を得た場合には、署内で組織的に検討し実地調査等を行うなど、その未然防止や早期発見に努めること。

また、不正受給者については、過去にも他の局署において不正受給を行っている可能性もあることから、不正受給事案について、当該請求人について他の局署において給付実績があることを把握した場合には、当該局署に情報提供を行う等、適切に連携を図ること。

7 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進

全国健康保険協会（協会けんぽ）各都道府県支部から、業務上又は通勤による負傷に当たるとして、健康保険法の保険給付について不支給（返還）決定を受けた者の情報を受け、それらの者に対して労災請求の勧奨を行う取組については、引き続き推進を図ること。

また、労災保険給付に係る審査又は調査において、労災かくしが疑われる場合には、速やかに監督・安全衛生担当部署に情報を提供するなど、引き続き関係部門との連携を図ること。

なお、新規の休業補償給付支給請求書の受付に際し、労働者死傷病報告の提出年月日の記載がない場合には、監督・安全衛生担当部署への情報提供を徹底すること。

8 労災認定事案等に関する監督・安全衛生及び労災担当部署の連携

脳・心臓疾患事案又は精神障害事案については、過重労働による健康障害防止の観点から、監督担当部署において把握次第、原則として直ちに監督指導を実施

することとしているため、労災請求がなされた段階において、速やかに監督・安全衛生担当部署へ情報提供を行うよう徹底すること。

また、精神障害事案については、上記に該当する事案も含めすべての認定事案について、安全衛生担当部署への情報提供を行うこと。

9 技能実習生に対する労災補償制度の周知等の取組

技能実習生については、我が国の労災補償制度についての知識が十分ではない場合が多いことを踏まえ、機会をとらえて労災補償制度の周知等を行うこと。

また、監督・安全衛生担当部署や公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）からの情報等により、労災保険給付の支給事由を満たす可能性の高い者を把握したときは、労災保険給付の請求勧奨を実施する等適切に対応すること。

第5 労災診療費の適正払いの徹底

1 会計検査院の指摘を踏まえた重点的な審査の徹底等

労災診療費の適正支払いについては、労災補償行政の最重点課題の一つとして取り組んできたが、平成24年度に会計検査院から過大と指摘された支払額（以下「指摘額」という。）は前年度に比べて増加した。

指摘額増加の主たる原因については、地方厚生（支）局及び都道府県事務所（以下「地方厚生局等」という。）が保険医療機関に対して実施した指導・調査等の結果情報の提供を労働局が受ける体制が整備されていないことによるものであると会計検査院から指摘されたものによることから、今後、地方厚生局等から指導・調査等の結果情報を受ける仕組みを整備することとしている。については別途指示するところにより、これらの情報を活用した適正な審査・支払を行うこと。

また、上記の地方厚生局等が実施した指導・調査等の情報を受ける体制が整備されていないことによるものを含めた指摘額の内訳を見ると、入院料と手術料が高い割合を占めている。入院料と手術料については、これまで過大な支払が多いと指摘されていることから、平成21年2月20日付け基労補発第0220003号「労災診療費に係る重点審査について」（以下「重点審査通達」という。）に基づき重点的な審査を行なっているところであるが、引き続き以下のとおり取り組むこと。

- ① 入院料については、施設基準の確認を的確に行うほか、疑義が生じた場合には、労災保険指定医療機関等への必要な照会を確実に行うこと。また、手術料については、レセプト上、人工骨しか使用していない骨移植術について、実際に自家骨が併用されているかを確認する等、重点審査通達に基づく審査の徹底を図ること。
- ② 本省主催の医療担当者に対する会議・研修の内容の確実な伝達、主任審査補助員を活用した審査担当者の教育、審査業務で培ったノウハウの共有化を図るなど、審査担当者の資質の向上を図ること。
- ③ 誤請求の多い労災保険指定医療機関等に対しては、個別の实地指導を行うなど、医療機関への指導を徹底すること。

2 柔整施術料金算定基準の改定に伴う的確な審査の実施等

現在、健康保険における「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」及び「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の算定基準」の改定が検討されている。

今後、これを踏まえて、労災保険柔道整復師施術料金算定基準及び労災保険あん摩マッサージ指圧師・はり師きゅう師施術料金算定基準を改定することを予定していることから、改定後には、柔道整復師団体等の関係団体に対し、労災診療費に準じて、改定内容の周知・徹底を図り、改定後の施術料金算定基準に基づく的確な審査を実施すること。

第6 適正な文書管理

1 行政文書の適正な管理と文書管理者の職務

(1) 行政文書の適正な管理

行政文書については、厚生労働省文書管理規則（平成23年厚生労働省訓第20号。以下「管理規則」という。）第14条に定めるところにより、標準文書保存期間基準を定め適切な文書保存期間の設定を行うとともに、保存期間満了後の廃棄に当たっては、地方課からの指示に従い所定の手続を経て適正に廃棄等を行うこと。

特に、文書保存期間満了前に誤廃棄が生じると、当該行政文書についてその後行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書の開示請求が行われた場合に、適正な開示・不開示決定を行うことが困難となることから、留意すること。

なお、文書保存期間満了時に所定の手続を経て適正に廃棄した行政文書に対して開示請求が行われた場合には、不開示決定を行うこと。

(2) 文書管理者の行うべき職務

行政文書の管理に当たっては、局労災補償課においては局課長が、署においては署長が文書管理者として指名され、この文書管理者が、保存、廃棄、行政文書の作成整理その他の行政文書の管理に関する職員の指導等を行うこととされている（管理規則第6条）ことから、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について確実な点検を行い（管理規則第23条）、適正な文書管理を図ること。

2 個人情報 の 厳正な管理

個人情報の厳正な管理については、平成22年12月27日付け基労発1227第1号「労災保険関係書類等のリスク評価に基づく対策の導入について」（以下「部長通達」という。）により指示しているが、情報漏えいが後を絶たない。

平成24年4月に生じた個人情報漏えい事案の類型は、平成24年5月1日付け基労補発0501第1号「労災保険関係書類等の個人情報管理の徹底について」（以下「課長内かん」という。）に示したところであるが、課長内かん発出後も同種の漏えい事案が発生している。特に、誤送付について、送付先の医療機関が別法人

で同一名称であったことによる事案が複数生じていることから、文書送付時の複数人での確認を再度徹底すること。

また、局管理者は、課長内かん等に示した再発防止のための留意点を踏まえつつ、部長通達に定める個人情報の管理体制が整備されているか改めて点検し、その結果に基づき、事務処理要領の策定、見直しを行うこと。あわせて、局署管理者は、当該事務処理要領に関する職員研修や、その遵守状況についての点検を実施し、個人情報の適正な管理の一層の徹底を図ること。

第7 社会復帰促進等事業の的確な実施

1 義肢等補装具費支給要綱及び外科後処置実施要綱の改正に伴う対応

平成24年6月に取りまとめられた「義肢等補装具専門家会議報告書」を踏まえ義肢等補装具費支給要綱(以下「支給要綱」という。)及び外科後処置実施要綱の改正を予定している。

改正内容には、片側上肢切断者に対する筋電電動義手の購入費用の支給、能動式義手及び筋電電動義手における訓練費用の支給等を予定しているので、おって指示するところにより、関係者に対する周知を図るとともに、改正後の支給要綱に基づく、適正な支給を行うこと。

2 労災就学等援護費

労災就学等援護費は、被災労働者の妻や子が遺族補償年金の受給権者であって被災労働者の子が就学等をしている場合のほか、被災労働者の孫や兄弟姉妹が遺族補償年金の受給権者であって当該受給権者が就学等をしている場合にも支給対象となり得る。

しかし、転給により新たに受給権者になった者が上記要件を満たす場合や、遺族補償年金の請求当時は未就学であった者がその後の就学等により上記要件を満たす場合について、年金受給権者に労災就学等援護費の対象となったことの認識がなく、申請が行われていない事案が判明したところである。

このため、定期報告書や、毎年2月に配信される「援護費支給開始メッセージリスト」を活用して申請漏れの有無を確認し、労災就学等援護費の対象となるにもかかわらず申請がなされていない場合には、申請を勧奨すること。

なお、平成20年3月31日以前に労災就学等援護費の支給事由が生じた事案については、申請のあった月の翌月から支給対象となることに留意すること。

第8 費用徴収

1 該当事案の漏れのない把握と組織的進行管理

労働者災害補償保険法第31条第1項に基づく費用徴収については、費用徴収に該当する可能性のある事案の局への報告を徹底するよう指示しているが、平成24年度においても、会計検査院から、平成22年度までに発生した事案ではあるが、同項第2号事案に係る署から局への報告漏れ等による徴収不足が不当事項として指摘されたほか、24年度中央監察においても、署での支給決定時に保険料納付状

況を確認していない事案が指摘されたところである。

このため、署においては支給決定を行う際に保険料の納付状況を必ず確認するよう改めて徹底するとともに、局労災補償課は、滞納事業場リストや労働者死傷病報告提出事業場リスト等の情報を定期的に把握し、署からの報告が漏れなく行われているか確認すること。

2 第3号事案の適切な判断

同項第3号に基づく費用徴収については、平成14年3月に作成した事例集や、平成24年3月29日付け基労補発0329第2号「労働者災害補償保険法第31条第1項第3号に基づく費用徴収の適正な取扱いについて」を踏まえ、費用徴収に該当するか否かの判断を適切に行うこと。

第9 第三者行為災害

第三者行為災害に関しては、平成24年9月7日付け基発0907第4号「派遣先事業主に係る第三者行為災害の取扱いについて」に基づき、派遣先事業主に対する求償等を適切に実施すること。

また、第三者行為災害に係る債権について、債務者（保険会社等を除く。）に対する納入督促業務を平成24年度より外部委託しているが、今後も外部委託を予定していることから、引き続きこれを活用し、適正な納入督促を図ること。

なお、控除については、会計検査院から、控除期間経過後の二重補てん額が多額に上ることを避けるための方策を検討すべき旨の意見表示がなされていることから、控除期間の見直しを予定しているので、おって指示するところにより、適正に支給調整を行うこと。

第10 特別加入制度

1 海外派遣者の特別加入制度の周知について

海外で日本人労働者が巻き込まれた災害を契機に海外派遣者に対する補償制度について社会的な関心が高まっていることから、海外派遣者の特別加入制度について、労働保険年度更新説明会等での周知に加え、パンフレット等を活用して事業主団体を通じた周知を図ること。

2 農業関係の特別加入制度の周知について

農業関係の特別加入について、関係団体から農業者の特別加入に関して講師派遣等協力要請があった場合には、引き続き協力を行うこと。

3 バイク便事業の適用拡大について

新たに総排気量125cc以下の二輪の自動車（道路運送車両法上の原動機付自転車）を使用する貨物運送事業について、自動車を使用して行う貨物の運送の事業として特別加入の対象とする予定であるので、別途指示するところにより、周知及び承認事務等を適切に行うこと。

第11 行政上の争訟に当たっての的確な対応

1 審査請求事案の迅速・適正な処理

近年、審査請求件数が高止まりにある中、特に以下の点に留意し、審査請求事務について一層迅速かつ適正な処理を図ること。

(1) 局管理者による的確な進行管理

審査請求受理後6か月以上経過した長期未決事案については、平成24年12月末現在、前年同期に比べて微減となっているところである。労災補償課長は、引き続き労災保険審査請求事務取扱手引等に基づき的確な進行管理を行い、長期未決事案の更なる減少に努めること。特に、長期未決事案が減少しない状況が続く場合には、その原因を把握し、その解消のために必要な措置を速やかに講じること。

(2) 適正な審査決定

労働保険審査会において原処分取消裁決がなされた場合には、局内において、裁決で認定された事実関係や取消理由を踏まえ、原処分又は審査官決定段階における調査の実施や認定基準のあてはめ等に適切を欠く部分がなかったかについて十分な検討を行い、その結果を局内で共有すること。また、取消裁決については、本省労災保険審理室において裁決のポイント等を整理して各局に示す予定であるので、その活用を図ること。

2 行政事件訴訟の的確な追行

平成24年12月末現在、訴訟係属件数は294件となっており、平成18年度に比べて2倍と増加傾向にある。

平成24年度の主要な判決を分析したところ、一審で敗訴した事案において、控訴審で複数の専門医による的確で分かりやすい意見書を提出し、これに基づき主張を行ったことにより勝訴に結びついた例がある一方、原処分時に重要な事実関係の調査が不足していたため十分な主張ができず敗訴し控訴を断念した例も見受けられたところである。

このため、訴訟追行に当たっては、法務当局はもとより、本省労災保険審理室とも緊密な連携の下、以下の点に特に留意し、的確な処理を徹底すること。

- ① 新件が提訴された場合には、早い段階で原告の主張を十分に把握・分析し、各主張に対する的確な応訴方針を立てること。
- ② 既存の調査資料等を速やかに確認し、原告の主張に対して十分な主張・立証ができない懸念がある場合には、必ず補充調査を実施し、早期に必要な証拠を確保すること。
- ③ 疾病の発症機序等、医学的な事項が主要な争点となっている事案については、専門医による専門的かつ分かりやすい意見書を裁判所に複数提出し、これに基づき説得力のある主張を行うよう努めること。
- ④ 局管理者は、訴訟の進ちょく状況を常に把握し、特に準備書面案の作成、医学証人の選定などの重要な段階において、訟務担当者に対する具体的な指

示・指導を適切に行うこと。

3 文書提出命令への対応

文書提出命令の申立てに関して、平成24年度において、裁判所に提出する意見書について、局が作成した意見書案の中に聴取書の提出について被聴取者からの同意が得られないことのみを不提出の理由とし、聴取書の記載内容や公務の遂行に生ずる支障を記載していない例がみられた。

このため、文書提出命令の申立てがあった場合は、平成23年6月15日付け労災保険審理室長事務連絡に基づき速やかに本省労災保険審理室に報告するとともに、公務の遂行に生ずる支障が認められない場合は裁判所から文書提出を命じられることとなるので、意見書には対象文書の記載内容に照らし、公務の遂行に生ずる支障を具体的に過不足なく記載するよう留意すること。

第12 地方監察等の的確な実施

1 地方監察の的確な実施

地方監察は、地方労災補償監察官指針を基に効果的に実施すること。

特に、是正改善を要する事項は、単に問題点として提起するのみならず、当該問題の生じた背景、原因を明らかにし、是正改善策について具体的に指導、助言することにより、継続的に適正な事務処理が行われるよう配慮すること。

また、地方監察の結果と併せ、中央監察結果報告書の内容と局署の事務処理とを照らし合わせて自局の問題点等を整理し、改善すべき事項や事務処理の留意点を、各種会議、研修等あらゆる機会を通じ、すべての労災担当職員に周知・徹底すること。

2 研修の充実等職員の資質向上

初めて労災補償業務に就く者に対しては、別途指示するところにより実地訓練を確実に行うこと。

また、新任の署管理者に対しては、局署の課題や局業務実施計画を踏まえた各管理者の果たすべき役割等について、十分な時間を確保した研修を行うこと。

第13 その他

1 労災保険給付業務の業務・システム最適化に係る開発

(1) 労災保険給付等の本省払い化追加機能等

労災保険給付等の本省払い化追加機能等については、平成25年1月15日付け基労保発0115第1号「労災保険給付等の本省払い化追加機能等に係るシステム開発について」のとおり通知したところであるが、稼働予定としている本省払い追加機能の開発状況等については、別途示すこととする。

(2) 労災レセプトの受付業務及び審査業務のシステム化

労災レセプトの受付業務及び審査業務のシステム化については、労災レセプト電算処理システムを構築し、平成25年9月を目処に稼働する予定である。

また、当該システムの普及を図るため、別途指示するところにより、都道府

県医師会等の関係団体への協力依頼や労災レセプト請求件数の多い医療機関へのシステム導入の働きかけを行うほか、本省で作成するリーフレットの送付等による個別の医療機関等への周知を行うこと。

なお、この他の当該システム稼働に伴う職員研修等の今後の予定等についても、別途示すこととする。

2 休業補償特別援護金及び訪問看護費の支払業務

現在、署において支給決定を行っている休業補償特別援護金及び訪問看護費に係る支払業務については、別途指示するところにより適正に取扱うこと。

補償課医療福祉担当補佐

説 明 資 料

「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議」 のフォローアップ決議（抜粋）

平成24年9月7日

衆議院・決算行政監視委員会

本委員会は、予算の計上及び執行の適正について徹底した検証を行うために行政監視に関する小委員会を設置し、昨年十一月十六日及び十七日に同小委員会において有識者の意見を求めつつ集中的に討議して評価を行った結果、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築、医療費レセプト審査事務、公務員宿舍建設・維持管理等に必要な経費並びに原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出について、改善を求めるべき事項を指摘し、予算編成及び執行に十分に反映させるなどの対応を求めるとともに、反映状況につき講じた措置について、本委員会に対し六箇月以内に報告するよう求める決議を十二月八日に行ったところである。

今国会に設置した行政監視に関する小委員会において、去る六月十三日に報告を聴取し、八月二日に集中的に討議してその内容を精査したところ、政府の対応、また、これを説明する資料の提出について十分でないものがあつた。改善が不十分な点があつたことは極めて遺憾である。

よって、本委員会は、これらの事項を今後も質疑等で適宜取り扱い、行政監視を行っていくため、政府に対し、以下について速やかに対応するよう求める。

（一 略）

二 医療費レセプト審査事務

（労災レセプト該当部分以外 略）

また、労災医療費のレセプト審査事務の支払基金等への委託についての検討を求めたが、厚生労働省は、「労災診療費のレセプト審査事務に関する検討会」の報告書で「国が直接一括して審査する現在の方式が妥当」としたことを受け、「現在の方式の中で業務改善を行い、更なる経費の縮減に努めていく」と回答しているが、今回の討議において、検討会が業務改善等についての議論を尽くしていないことが明らかになった。検討会を再開するなどして、その具体策を十分に検討することを求める。

（三及び四 略）

右決議する。

基勞補発第0220003号

平成 21年 2月 20日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労災診療費に係る重点審査について

労災診療費の適正払いの一層の推進については、平成20年2月25日付け基勞発第0225001号等により指示されたところであるが、会計検査院の指摘を踏まえた重点的な審査の徹底等については、下記の点に留意し、診療費審査委員会の積極的活用を図ることにより、実施されたい。

また、平成17年3月29日付け基勞補発第0329001号「労災診療費にかかる重点審査について」は廃止する。

記

1 重点審査の付箋の貼付基準について

以下の(1)から(7)のいずれかの要件に該当するもの。

(1) 特定入院料

- ・救命救急入院料、特定集中治療室管理料及び回復期リハビリテーション病棟入院料のうちいずれかを算定しているもの

(2) 同一手術野に係るもの

- ・指及び四肢に関する複数手術

(3) 全層植皮術、分層植皮術

- ・真皮欠損用グラフトを使用しているもの

(4) 腱縫合術

- ・傷病名が「指の腱断裂のうち、屈筋腱断裂を除くもの」に対する腱縫合術

(5) 骨折等に係る手術

① 骨折観血的手術

- ・内固定材料、創外固定器加算又は固定用金属ピン（創外固定器用）が請求されていないもの
- ・固定材料として鋼線又は銀線のみが請求されているもの
- ・1傷病部位に対して、髓内釘が複数請求されているもの（集束型が複数請求されているものを除く。）

② 骨内異物（挿入物）の材料が鋼線、銀線等であるもの

- ・骨内異物（挿入物）の材料が確認できないもの

③ 骨移植術

- ・人工骨を使用している骨移植術

④ 関節内骨折観血的手術

- ・傷病名が「関節内骨折を除くもの」に対する関節内骨折観血的手術
- ・内固定材料が請求されていないもの
- ・創外固定器加算又は固定器用金属ピン（創外固定器用）を請求しているもの

(6) 切断四肢再接合術

- ・すべての切断四肢再接合術

(7) 骨折及び関節の傷病により、3年以上継続療養しているもの

2. 重点審査の付箋を貼付したレセプトに対する対応について

(1) 特定入院料

特定入院料の算定要件に該当するか判断できないものについては、当該特定入院料の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

(2) 同一手術野に係るもの

同一皮切により行い得る範囲にある手術か判断できない場合については、診療費審査委員会に諮ること（「医科診療報酬点数表」において、同一手術野でもそれぞれの手術の所定点数が算定できると規定されている場合を除く。）。

(3) 全層植皮術、分層植皮術

真皮欠損用グラフトの使用部位を確認し、採皮部に使用したことが明らかであるものを除き、診療費審査委員会に諮ること。

(4) 腱縫合術

切創等の創傷によって生じた固有指の伸筋腱の単なる縫合は創傷処理の「2」に準じて算定することとなっていることから、固有指の伸筋腱の単なる縫合であるか判断ができない場合については、診療費審査委員会に諮ること。

(5) 骨折等に係る手術

① 骨折観血的手術

ア 骨折観血的手術において、内固定材料又は創外固定器の使用の有無を確認すること。

イ 内固定材料又は創外固定器が使用されていない場合において、当該術式の妥当性が判断できない場合は、当該術式の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

ウ 鋼線又は銀線のみが使用されているものについては、骨折経皮的鋼線刺入固定術の術式ではなく、骨折観血的手術の術式の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

エ 1 傷病部位に対して、髓内釘が複数請求されているものについては、実際に髓内釘を固定材料として複数使用しているか確認し、診療費審査委員会に諮ること。

② 骨内異物（挿入物）除去術

ア 前回手術における手術材料の挿入物を確認するため、受託事業者地方事務所でそのレセプトの写を添付することとしたので、その写を確認して、鋼線、銀線等で簡単に除去し得る場合には、創傷処置又は創傷処理の各区分により算定する。

イ 骨内異物（挿入物）の材料が確認できない場合又は鋼線、銀線等で簡単に除去し得るものか判断できない場合については、診療費審査委員会に諮ること。

③ 骨移植術

実際に自家骨移植が併用されているかを確認し、人工骨のみの使用では、骨移植術の「3同種骨移植（非生体）」の算定はできないこと。

④ 関節内骨折観血的手術

ア 傷病名が「関節内骨折を除くもの」のうち、骨折が関節内に及んでいるか不明であるものについては、診療費審査委員会に諮ること。

イ 骨折が関節内に及んでいないものについては、骨折観血的手術の術式ではなく、関節内骨折観血的手術の術式の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

ウ 関節内骨折観血的手術において、内固定材料の使用の有無を確認すること。

エ 内固定材料が使用されていない場合において、当該術式の妥当性が判断できない場合は、当該術式の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

オ 創外固定器加算又は固定器用金属ピン（創外固定器用）を請求しているものについては、当該術式の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

(6) 切断四肢再接合術

診療費審査委員会に諮ること。

(7) 骨折及び関節の傷病により、3年以上継続療養しているもの

診療費審査委員会に諮ること。

3 重点審査の付箋を貼付したレセプトについて、診療費審査委員会に諮るに当たり留意する事項

以下の（１）から（７）の事項に留意の上、当該術式等の妥当性を審査委員会に諮ること。

（１）特定入院料

算定要件に基づく当該特定入院料算定の妥当性

（２）同一手術野に係るもの

手術の通則14に基づく複数手術算定の妥当性

（３）全層植皮術、分層植皮術

植皮範囲と真皮欠損用グラフト使用範囲からの当該術式算定の妥当性

（４）腱縫合術

固有指の伸筋腱に対する腱縫合術の難易度（単なる縫合であるか。）

（５）骨折等に係る手術

① 骨折観血的手術

Ⅰ 傷病部位に対して、髄内釘を複数使用する必要性

② 骨内異物（挿入物）除去術

骨内異物（挿入物）除去の難易度（容易に除去し得るものであるか。）

③ 関節内骨折観血的手術

ア 傷病名が「関節内骨折を除くもの」に、当該術式を算定する妥当性

イ 創外固定器を使用している場合の当該術式の妥当性

（６）切断四肢再接合術

骨の接合、腱・筋肉の縫合、動脈・静脈の吻合、神経縫合又は皮膚縫合に対して、それぞれの術式として算定するのではなく、切断四肢再接合術として算定する妥当性

（７）骨折及び関節の傷病により、３年以上継続療養しているもの

医学的効果等

- 4 上記3に掲げる事項について、診療費審査委員会に諮った結果、当該術式等の妥当性の判断が困難なものについては、審査委員会の指示の下、医療機関に対して、下記の(1)から(7)の事項を確認し、必要に応じて、文書等(例えば、手術記録、症状詳記、X線写真等)の提出を依頼すること。

(1) 特定入院料

被災労働者の傷病等の状態等

(2) 同一手術野に係るもの

① 手術の内容

② 手術を実施した部位

(3) 全層植皮術、分層植皮術

① 植皮した部位及び面積

② 人工真皮を使用した部位及び面積

(4) 腱縫合術

補助切開の有無

(5) 骨折等に係る手術

① 骨折観血的手術

ア 皮膚切開の有無

イ 当該手術の概要

② 骨内異物(挿入物)除去術

骨内異物(挿入物)の材料

③ 関節内骨折観血的手術

ア 骨折線が関節内に及んでいるか

イ 関節内の骨を整復・固定しているか

(6) 切断四肢再接合術

骨の接合、腱又は筋肉の縫合、動脈又は静脈の吻合、神経縫合若しくは皮膚縫合の有無

(7) 骨折及び関節の傷病により、3年以上継続療養しているもの

医学的効果等

5 その他

上記2に掲げる事項以外についても、医学的判断を要するものについては、診療費審査委員会の積極的な活用努めること。

